

有価証券報告書

本書は、EDINET (Electronic Disclosure for Investors' NETwork) システムを利用して金融庁に提出した有価証券報告書の記載事項を、紙媒体として作成したものであります。

株式会社マネーパートナーズグループ

(E03747)

目 次

【表紙】	1
第一部 【企業情報】	2
第1 【企業の概況】	2
1 【主要な経営指標等の推移】	2
2 【沿革】	4
3 【事業の内容】	4
4 【関係会社の状況】	11
5 【従業員の状況】	11
第2 【事業の状況】	12
1 【業績等の概要】	12
2 【業務の状況】	14
3 【対処すべき課題】	16
4 【事業等のリスク】	18
5 【経営上の重要な契約等】	23
6 【研究開発活動】	23
7 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】	24
第3 【設備の状況】	26
1 【設備投資等の概要】	26
2 【主要な設備の状況】	26
3 【設備の新設、除却等の計画】	26
第4 【提出会社の状況】	27
1 【株式等の状況】	27
(1) 【株式の総数等】	27
【株式の総数】	27
【発行済株式】	27
(2) 【新株予約権等の状況】	27
(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】	34
(4) 【ライツプランの内容】	34
(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】	35
(6) 【所有者別状況】	35
(7) 【大株主の状況】	36
(8) 【議決権の状況】	37
【発行済株式】	37
【自己株式等】	37
(9) 【ストック・オプション制度の内容】	37

2	【自己株式の取得等の状況】	40
	【株式の種類等】	40
	(1) 【株主総会決議による取得の状況】	40
	(2) 【取締役会決議による取得の状況】	40
	(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】	40
	(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】	40
3	【配当政策】	41
4	【株価の推移】	41
	(1) 【最近5年間の事業年度別最高・最低株価】	41
	(2) 【最近6月間の月別最高・最低株価】	41
5	【役員の状況】	42
6	【コーポレート・ガバナンスの状況等】	45
	(1) 【コーポレート・ガバナンスの状況】	45
	(2) 【監査報酬の内容等】	50
	【監査公認会計士等に対する報酬の内容】	50
	【その他重要な報酬の内容】	50
	【監査公認会計士等の提出会社に対する非監査業務の内容】	50
	【監査報酬の決定方針】	50
第5	【経理の状況】	51
1	【連結財務諸表等】	52
	(1) 【連結財務諸表】	52
	【連結貸借対照表】	52
	【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】	54
	【連結損益計算書】	54
	【連結包括利益計算書】	56
	【連結株主資本等変動計算書】	57
	【連結キャッシュ・フロー計算書】	59
	【連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項】	61
	【追加情報】	62
	【注記事項】	63
	【セグメント情報】	81
	【関連情報】	81
	【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】	81
	【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】	81
	【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】	81
	【関連当事者情報】	82
	【連結附属明細表】	84
	【社債明細表】	84
	【借入金等明細表】	84

【資産除去債務明細表】	84
(2) 【その他】	84
2 【財務諸表等】	85
(1) 【財務諸表】	85
【貸借対照表】	85
【損益計算書】	86
【株主資本等変動計算書】	87
【重要な会計方針】	89
【追加情報】	89
【注記事項】	90
【附属明細表】	95
【有価証券明細表】	95
【株式】	95
【債券】	95
【その他】	95
【有形固定資産等明細表】	95
【引当金明細表】	95
(2) 【主な資産及び負債の内容】	96
(3) 【その他】	96
第6 【提出会社の株式事務の概要】	97
第7 【提出会社の参考情報】	98
1 【提出会社の親会社等の情報】	98
2 【その他の参考情報】	98
第二部 【提出会社の保証会社等の情報】	99
監査報告書	巻末

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成24年6月25日
【事業年度】	第8期(自平成23年4月1日至平成24年3月31日)
【会社名】	株式会社マネーパートナーズグループ
【英訳名】	MONEY PARTNERS GROUP CO., LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 奥山 泰全
【本店の所在の場所】	東京都港区六本木一丁目6番1号
【電話番号】	(03)4540-3900(代表)
【事務連絡者氏名】	取締役CFO 中西 典彦
【最寄りの連絡場所】	東京都港区六本木一丁目6番1号
【電話番号】	(03)4540-3804
【事務連絡者氏名】	取締役CFO 中西 典彦
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号) 株式会社大阪証券取引所 (大阪市中央区北浜一丁目8番16号)

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

回次	第3期	第4期	第5期	第6期	第7期	第8期
決算年月	平成19年12月	平成20年3月	平成21年3月	平成22年3月	平成23年3月	平成24年3月
営業収益 (百万円)	7,143	1,677	10,772	9,738	8,981	7,671
経常利益 (百万円)	4,581	922	4,303	1,744	990	527
当期純利益 (百万円)	2,851	585	2,801	1,147	515	337
包括利益 (百万円)	-	-	-	-	514	337
純資産額 (百万円)	7,345	7,226	9,453	9,440	9,489	9,701
総資産額 (百万円)	37,694	34,181	35,625	38,550	44,462	51,906
1株当たり純資産額 (円)	69,409.37	22,741.34	30,002.39	30,197.46	31,253.65	32,173.72
1株当たり当期純利益金額 (円)	29,056.48	1,843.76	8,840.20	3,662.28	1,676.56	1,121.12
潜在株式調整後1株当たり 当期純利益金額 (円)	27,170.75	1,755.27	8,453.75	3,586.63	1,672.32	1,120.36
自己資本比率 (%)	19.5	21.1	26.5	24.4	21.2	18.7
自己資本利益率 (%)	64.0	32.1	33.6	12.2	5.5	3.5
株価収益率 (倍)	10.3	12.4	6.1	8.0	11.0	15.4
営業活動による キャッシュ・フロー (百万円)	1,876	870	5,931	731	1,159	1,010
投資活動による キャッシュ・フロー (百万円)	1,048	221	1,385	671	349	381
財務活動による キャッシュ・フロー (百万円)	2,903	654	643	1,442	479	61
現金及び現金同等物の期末 残高 (百万円)	4,854	3,107	7,010	4,164	4,495	5,063
従業員数 (人)	78	74	89	95	104	118

(注) 1. 営業収益には、消費税等は含まれておりません。

2. 平成19年1月1日付で普通株式1株につき10株の株式分割を行っております。

3. 第3期の株価収益率については、平成20年1月1日付で普通株式1株につき3株の株式分割を行ったため、平成19年12月25日より当社の株価は権利落後の金額となっており、同算定上は期末日の株価を権利落前の株価に引き直したものを使用しております。

4. 平成20年1月1日付で普通株式1株につき3株の株式分割を行っております。

5. 第4期は、決算期変更により平成20年1月1日から平成20年3月31日までの3ヶ月間となっております。

(2) 提出会社の経営指標等

回次		第3期	第4期	第5期	第6期	第7期	第8期
決算年月		平成19年12月	平成20年3月	平成21年3月	平成22年3月	平成23年3月	平成24年3月
営業収益	(百万円)	7,143	1,677	4,323	1,546	769	528
経常利益又は経常損失 ()	(百万円)	4,586	929	1,494	917	191	19
当期純利益	(百万円)	2,858	594	971	895	211	71
資本金	(百万円)	1,739	1,741	1,768	1,786	1,786	1,786
発行済株式総数	(株)	105,830	317,760	320,040	321,480	321,480	321,480
純資産額	(百万円)	7,352	7,242	4,627	4,362	4,107	4,052
総資産額	(百万円)	37,704	34,187	4,830	4,445	4,191	4,215
1株当たり純資産額	(円)	69,476.23	22,792.15	14,654.43	13,861.58	13,400.87	13,435.91
1株当たり配当額 (うち1株当たり中間配当 額)	(円)	6,700 (-)	460 (-)	2,700 (-)	1,150 (700)	550 (450)	350 (100)
1株当たり当期純利益金額	(円)	29,127.02	1,872.32	3,065.93	2,856.70	688.62	236.09
潜在株式調整後1株当たり 当期純利益金額	(円)	27,236.71	1,782.47	2,931.90	2,797.69	686.88	235.93
自己資本比率	(%)	19.5	21.2	95.4	96.9	96.4	96.1
自己資本利益率	(%)	64.1	32.6	16.4	20.1	5.1	1.8
株価収益率	(倍)	10.3	12.2	17.5	10.2	26.9	72.9
配当性向	(%)	24.8	24.6	88.1	40.3	79.9	148.2
自己資本規制比率	(%)	839.7	706.1	-	-	-	-
従業員数	(人)	73	70	14	17	19	17

(注) 1. 営業収益には、消費税等は含まれておりません。

2. 平成19年1月1日付で普通株式1株につき10株の株式分割を行っております。

3. 第3期の株価収益率については、平成20年1月1日付で普通株式1株につき3株の株式分割を行ったため、平成19年12月25日より当社の株価は権利落後の金額となっており、同算定上は期末日の株価を権利落前の株価に引き直したものを使用しております。

4. 平成20年1月1日付で普通株式1株につき3株の株式分割を行っております。

5. 第4期は、決算期変更により平成20年1月1日から平成20年3月31日までの3ヶ月間となっております。

6. 平成20年10月1日付で会社分割を行い持株会社となりました。このため、第4期までは外国為替証拠金取引事業等営業時の実績であり、第5期につきましては平成20年9月30日までの実質半年間の外国為替証拠金取引業等に関連する実績が含まれております。

7. 平成20年10月1日付で会社分割を行い金融商品取引業等にかかる業務を子会社に承継させ、金融商品取引業を廃止いたしましたので、第5期以降の自己資本規制比率は記載しておりません。

2【沿革】

年月	事項
平成17年6月	平成17年6月10日に一般投資家向けにインターネット等を通じた外国為替証拠金取引サービスを提供することを目的として、北辰商品株式会社からの新設分割により東京都港区西麻布に株式会社マネーパートナーズ（資本金100百万円）を設立し、外国為替取引事業を開始
平成17年11月	本社所在地を東京都港区六本木へ移転
平成18年9月	システム開発力の強化を目的として、株式会社マネーパートナーズソリューションズを100%子会社として設立
平成19年6月	株式会社大阪証券取引所ニッポン・ニュー・マーケット - 「ヘラクレス」市場（現 大阪証券取引所 JASDAQ（スタンダード））に株式上場
平成20年4月	株式会社日本格付研究所（JCR）より、短期優先債務を格付対象とした格付け「J-3」を取得
平成20年5月	マネーパートナーズ分割準備株式会社（現 株式会社マネーパートナーズ）を設立
平成20年6月	外国為替取引システムのホワイトラベル（注）提供を開始
平成20年10月	吸収分割の方法により外国為替証拠金取引事業等全ての事業をマネーパートナーズ分割準備株式会社に承継させ、持株会社体制へ移行
平成21年7月	株式会社マネーパートナーズグループに商号変更 当社の100%子会社である株式会社マネーパートナーズが、大阪証券取引所により開設された取引所外国為替取引市場（愛称：大証FX）においてマーケットメイカーとしての業務を開始
平成24年5月	株式会社東京証券取引所 市場第二部に株式上場

（注）ホワイトラベルとは、ASP（「Application Service Provider」の略）サービスやシステムの提供等により、相手先ブランドによるエンドユーザーへのサービス提供を可能とするサービスパッケージのことであります。

3【事業の内容】

(1) 当社グループの概要

当社グループは、当社及び連結子会社2社で構成されており、主としてインターネットを通じた外国為替証拠金取引に係る事業を行っております。

株式会社マネーパートナーズは、一般顧客向けに外国為替証拠金取引事業を営むとともに、金融商品取引業者向けに外国為替取引システムのホワイトラベル提供を行っております。また、株式会社マネーパートナーズソリューションズは、株式会社マネーパートナーズ及び金融商品取引業者向けシステムの設計、開発、保守、運用を主たる業務としております。

(2) 外国為替証拠金取引について

外国為替証拠金取引の特徴

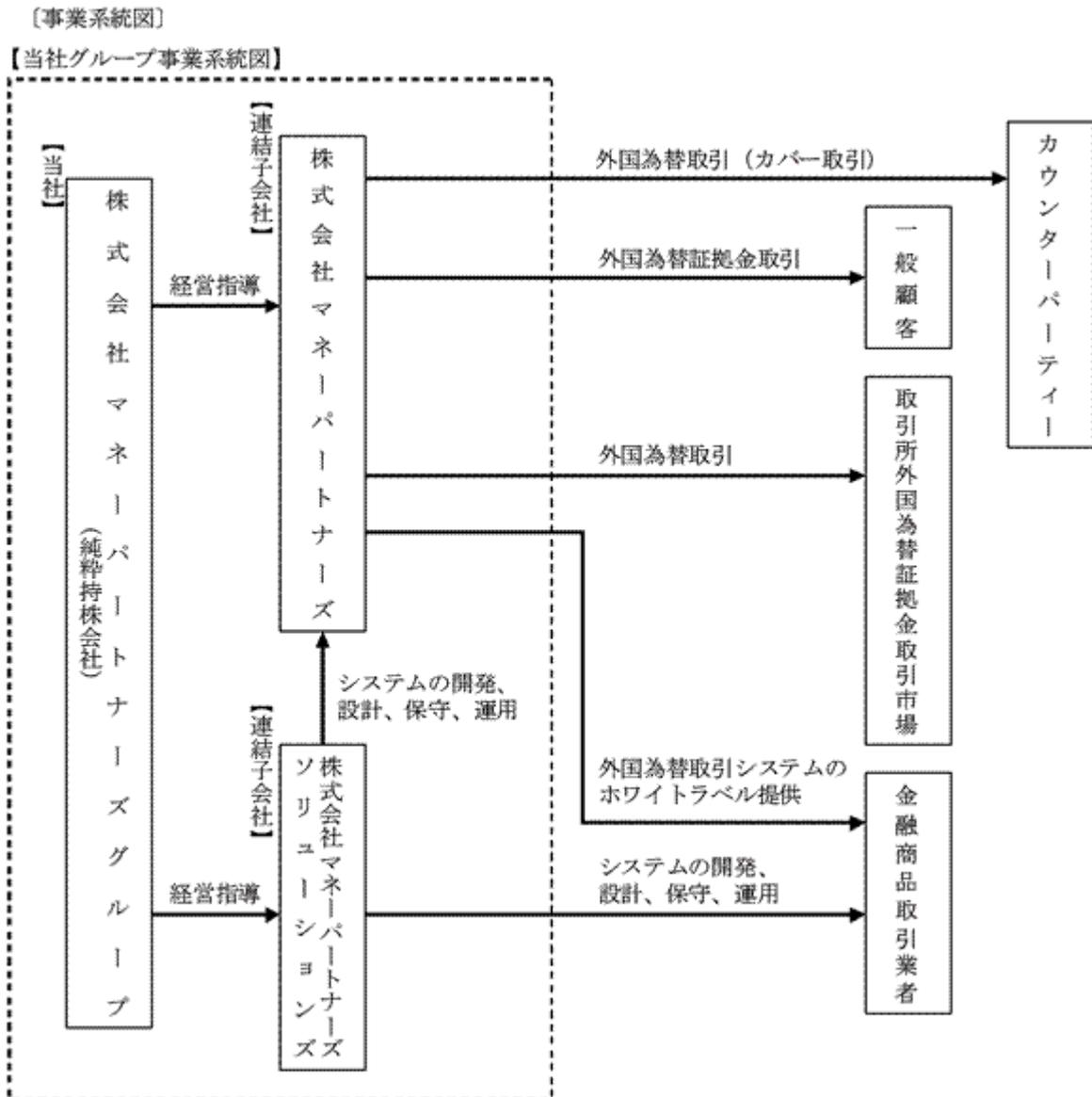
当社グループが行っている外国為替証拠金取引は、証拠金を預託することにより、銀行間での外国為替取引の商慣習である通常2営業日後に実行される受渡し期日を、反対売買等の決済取引を行わない場合には、繰り延べすることで、決済するまで建玉の継続を可能にした取引であり、主たる商品名称をパートナーズFXとしてサービス展開しております。

当社グループの顧客は、一般投資家、事業法人であり、リアルタイムな為替レートの配信及び注文の受付を行い、週末のニューヨーク外国為替市場の終了時から翌週東京外国為替市場の開始時までを除く24時間取引可能な環境を提供しております。

平成22年8月には、顧客保護の観点から「金融商品取引業等に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令（平成21年8月3日内閣府令第43号）」（以下「証拠金規制」という。）が施行され、想定元本に対し一定金額以上の証拠金の預託を受けずに業者が取引を行うことが禁止されました。そのため、当社グループでは、一般投資家向けとして、証拠金規制の対象となった個人投資家向けには「スタンダードコース」によるサービス提供を、同規制対象外の法人向けには「法人コース」によるサービス提供を行っております。

外国為替証拠金取引の仕組み

当社グループが行う外国為替証拠金取引は、全て顧客との相対取引であり、顧客との取引により生じる当社グループの外国為替ポジションについては、取引所外国為替証拠金取引市場におけるマーケットメイカーとしての市場取引によって生じる外国為替ポジションと合わせて、随時、提携金融機関（以下、「カウンターパーティ」という。）との間でヘッジ取引（以下、「カバー取引」という。）を行うか店内マリー（「(3)収益構造」ご参照）を行うことにより、当社グループの自己ポジションの為替変動リスクを回避しております。また、当社グループでは、ニューヨーク外国為替市場終了時点において、こうした顧客との取引により生じる自己ポジションを完全にカバーすることで、市場リスクを回避する施策をとっております。



パートナーズFXは、1万通貨単位を最低取引単位とし、建玉必要証拠金（以下「証拠金」という。）は、通貨ペア毎に必要な額を定めており、一部の通貨ペアを除き変動制となっております（図表1ご参照）。スタンダードコースでは、総約定代金のおよそ10分の1から最小で25分の1の資金で取引を開始することができ、取引に必要な最低証拠金の額は10,000円となっております（法人コースでは、約定代金のおよそ20分の1からおよそ100分の1の資金で取引を開始することができ、最低証拠金額は5,000円となります。）。例えばスタンダードコースでは、米ドル/円の相場が1ドル=100円のときに、42,000円の証拠金を担保として1万ドルの米ドルを売買することが可能となります（図表2ご参照）。この場合、1万ドルの円貨は100万円であることから、42,000円の証拠金に対し、約24倍の取引が行われていることとなります。

こうした証拠金に対する取引金額の倍率をレバレッジと呼び、この原理により、顧客は元本以上の金額の外国為替取引を行うことができ、高い投資収益が期待できる半面、相場が不利に動いた場合には投資損失を蒙る可能性があります。なお、当社グループが顧客から預託を受ける証拠金は、日本円及び当社グループが定める通貨の現金（平成24年3月31日現在、米ドル、ユーロ、豪ドル、ニュージーランドドル、カナダドル、英ポンド、スイスフラン、香港ドル、シンガポールドル）のみとなっております。

(図表1) 建玉必要証拠金金額

各通貨ペアの建玉必要証拠金の金額については、通貨ペアによって変動制と定額制に分かれております。変動制の場合、通貨ペア毎の必要証拠金は、前営業日の終値をもとに決定しております(スタンダードコースの場合)。

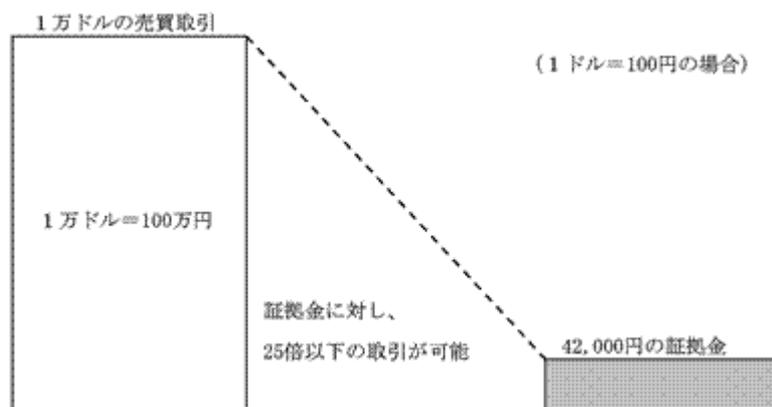
(平成24年3月31日現在)

各通貨ペア(南アフリカランド/円、香港ドル/円以外)の前営業日終値	1万通貨当たりの建玉必要証拠金金額
90円以上	下記と同様、5円ごとに建玉必要証拠金金額が2,000円ずつ加算されます。
85円以上90円未満	36,000円
80円以上85円未満	34,000円
75円以上80円未満	32,000円
70円以上75円未満	30,000円
65円以上70円未満	28,000円
65円未満	上記と同様、5円ごとに建玉必要証拠金金額が2,000円ずつ減算されます。

必要証拠金金額が定額の通貨ペア	1万通貨当たりの建玉必要証拠金金額
南アフリカランド/円	10,000円
香港ドル/円	10,000円

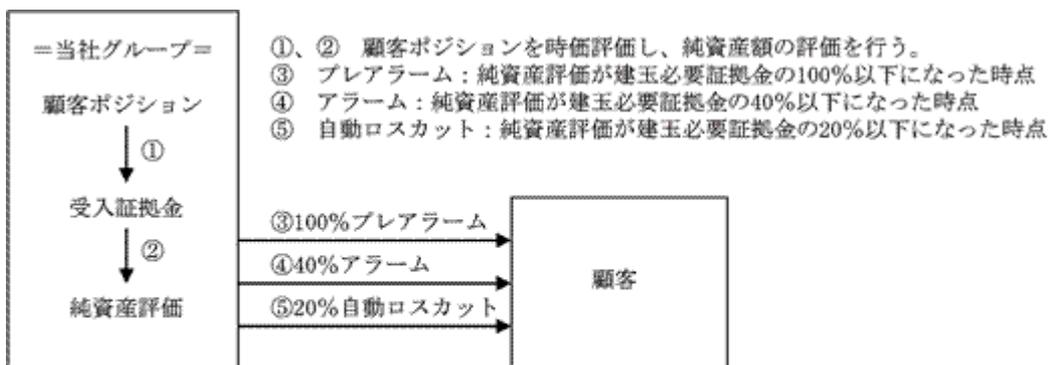
- (注) 1. 証拠金の預託先は株式会社マネーパートナーズとなります。
 2. 証拠金の預託方法は、当社グループが指定する金融機関の口座への振込となります。
 3. 上記はスタンダードコースのものであり、法人コースの場合の建玉必要証拠金は定額制となります。
 4. 平成24年5月31日現在、スタンダードコースは、定額制を廃止し、変動制のみとなっております。

(図表2) 取引の仕組み(スタンダードコース、米ドル/円取引の場合)



パートナーズFXは、顧客と当社グループとの間の相対取引であり、取引が成立した場合に当該顧客の受入証拠金より建玉必要証拠金額を振替充当し、成立したポジションにつき一定の間隔で時価評価を行います。また、パートナーズFXでは(以下スタンダードコースについての説明となります。)、受入証拠金に評価損益等を加減した金額を対象顧客の純資産額と定義し、一定の間隔で行われる時価評価により顧客の純資産額評価を行った結果、純資産額が建玉必要証拠金の20%以下になった時点で、自動的に顧客の未決済建玉全てを成り行き注文により決済する自動ロスカット制度を採用しております。また、当社グループでは、純資産額が建玉必要証拠金の100%以下になった時点でプレアラームを、40%以下になった時点でアラームをEメールにて通知し、インターネットの取引画面上に表示いたします(図表3ご参照)。この自動ロスカット制度は、顧客の損失を限定する顧客保護のための措置であります。相場の状況等により執行される価格がロスカット水準から大きく乖離する可能性があります。

(図表3) 外国為替証拠金取引に係る顧客ポジション管理



(注) 純資産額の計算式

純資産額=受入証拠金±評価損益±未決済スワップポイント-未払手数料

また、スタンダードコースにおいては、従来の自動ロスカット制度のほかに追加証拠金制度を採用しており、毎営業日の最終の純資産額が最終の建玉必要証拠金を下回った場合、その差額が追加証拠金として認識されます。追加証拠金は、翌営業日の18時までに入金等の方法により解消する必要があり、解消されない場合は顧客の未決済建玉全てを成り行き注文により決済されます。

スタンダードコースと法人コース

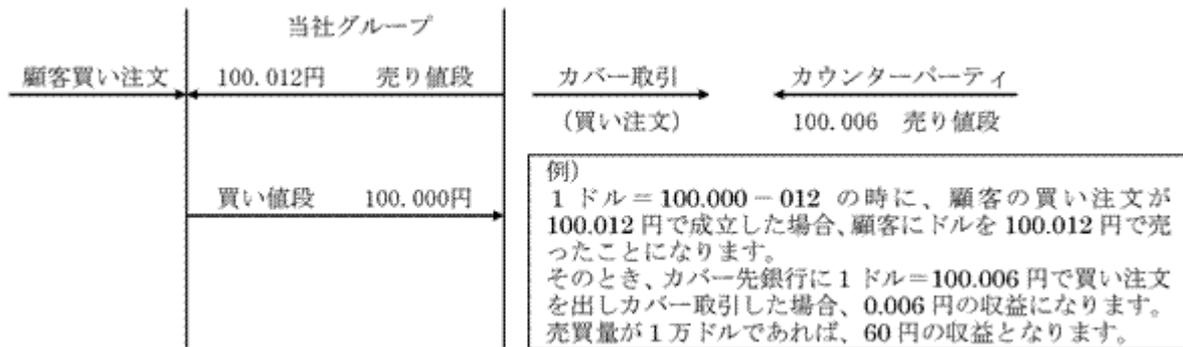
当社グループでは、平成22年8月に証拠金規制が施行されたことに伴い、個人投資家向けの「スタンダードコース」と法人向けの「法人コース」の2つのコースを用意しております。「法人コース」は証拠金規制の対象外となるため、最大で約100倍のレバレッジで取引が可能となっておりますが、場合によっては、小さい値動きでも短期間のうちに大きな損失を蒙る可能性もあり、リスクが極めて高くなるという側面を併せ持っております。そのため、自動ロスカット水準やプレアラーム及びアラームによる通知水準をスタンダードコースに比べ厳しく設定しております。

	スタンダードコース	法人コース
取引通貨ペア数	13通貨ペア	13通貨ペア
手数料	無料（インターネット取引）	無料（インターネット取引）
レバレッジ	約10倍から約25倍	約20倍から約100倍
プレアラーム	100%	120%
アラーム	40%	100%
自動ロスカット	20%	80%
追加証拠金制度	あり	なし

(3) 収益構造

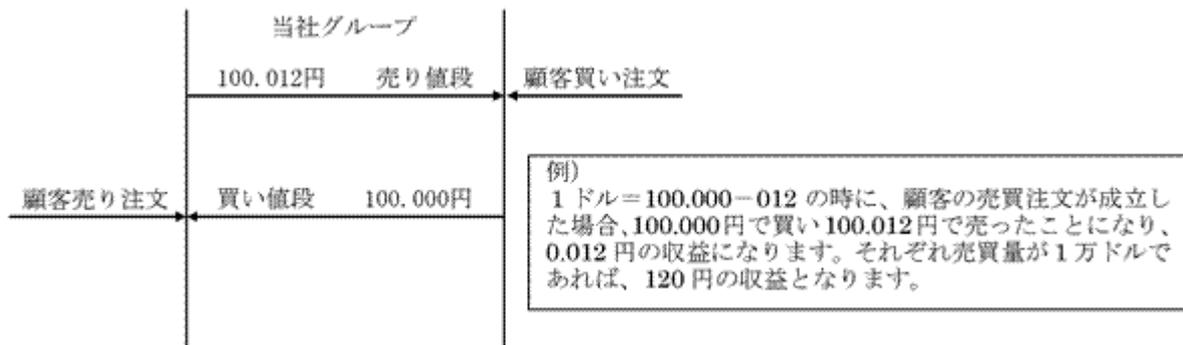
カバー取引による売買収益（（連結）損益計算書上、「トレーディング損益（外国為替取引損益）」に計上しております。）

当社グループは、顧客との取引により生じる当社グループの外国為替ポジションについては随時、カウンターパーティとの間でカバー取引を行うことにより、当社グループの自己ポジションの為替変動リスク及びスワップポイントの受け払い負担リスクを回避しております。外国為替証拠金取引は、顧客との相対取引であるため、顧客に提示するレートに対し、インターネット等の手段により顧客が売買注文を実行し、その注文が成立した時点で、当社グループには、顧客の成立した買い又は売りのポジションと反対のポジションが生じ、相場変動リスク（市場リスク）が発生いたします。当社グループは、カウンターパーティへの売買注文を通じて顧客注文成立により生じたポジションと反対のポジションをカウンターパーティに保有することにより、この市場リスクを回避します。また、このとき発生する値段の差額がカバー取引による売買収益となります。



店内マリーによる売買収益（（連結）損益計算書上、「トレーディング損益（外国為替取引損益）」に計上しております。）

当社グループでは、顧客に対しインターネットの取引画面に、通貨ペア毎の売り値段、買い値段のリアルタイム表示を常時行うことにより売買注文に応じております。その際に顧客からの多数の売り注文と多数の買い注文が瞬時に成立した場合、スプレッドと呼ばれる売値、買値の差額が当社グループの売買収益となります。

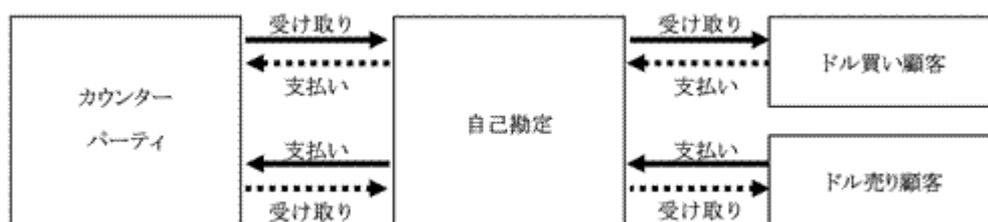


スワップポイント収益（（連結）損益計算書上、「トレーディング損益（外国為替取引損益）」に計上しております。）

パートナーズFXは、日々ポジションを繰り越す場合に（ロールオーバー）、異なる通貨間で金利差が発生することから、この金利差の受け払いが当事者間で行われます。当社グループでは、これをスワップポイントと呼んでおり、高金利通貨を買っている場合には毎日金利差額を受け取ることができますが、高金利通貨を売っている場合には毎日金利差額を支払うこととなります（図表4ご参照）。

当社グループでは、各国の金利情勢により変動するスワップポイントを通貨間の金利差やロールオーバーの日数をもとに計算し、その実績をホームページ及び取引画面内で公開しております。また、当社グループでは、毎営業日に自社勘定と顧客毎の証拠金勘定とによってスワップポイントの受け払いの管理をしておりますが、スワップポイントの受渡しは、ポジションの決済時点でのみ行われます。ただし、未決済のポジションに発生しているスワップポイントは、純資産の計算に組み込まれます。

(図表4) スワップポイントの受け払い(米ドル/円取引の場合)



前述のとおり、当社グループは、顧客との取引により生じる外国為替ポジションについては随時、カウンターパーティとの間でカバー取引を行うことにより、自己ポジションの為替変動リスク及びスワップポイントの受け払い負担リスクを回避しております(図表5ご参照)。スワップポイントに関しても、カウンターパーティから受け取る又はカウンターパーティへ支払うスワップポイントと顧客へ支払う又は顧客から受け取るスワップポイントとの差額を当社グループの収益としております。

当社グループは、こうしたカウンターパーティへのカバー取引を、コンピューターによる自動ヘッジシステムを利用する方法又はディーラーによるマニュアルによる方法で実施しております。そのため、万が一、自動ヘッジシステムがシステムダウン等の理由により機能不全に陥った場合でも、当社グループは24時間3交代によるカバーディーリング体制を整備しているため、マニュアルでカバー取引が可能となります。

(図表5) 顧客からの注文フロー



したがって、当社グループは、顧客との相対取引によって生じる自己ポジション相当を、為替相場の急変等の要因によりカウンターパーティに対して速やかにカバー取引が行えない場合又はカバー取引の対象となるカウンターパーティが倒産等により決済不能となった場合には、当社グループ自身に為替相場の変動リスク及びスワップポイントの受け払い負担リスクが発生することになります。

以上の仕組みにより、当社グループは顧客との間で行った取引の約定値段と当社グループがカウンターパーティとの間で行ったカバー取引の約定値段との差額による売買収益、店内マリーによる売買収益、スワップポイントの受け払いによる差額を収益源としており、これらを主な営業収益として計上しております。

ホワイトラベル収益((連結) 損益計算書上、「トレーディング損益(外国為替取引損益)」に計上しております。)

当社グループは、平成20年6月14日より、当社グループの外国為替証拠金取引サービスの商品性やシステムの安定性における競争優位を活かした外国為替取引システムのホワイトラベル提供を開始しました。

ホワイトラベル提供にあたっては、当社グループとホワイトラベル提供先企業との間で外国為替取引システムの利用に係る契約及びカウンターパーティ業務に係る契約を締結して実施しています。

これらの契約に基づき、当社グループをカウンターパーティとする外国為替取引に係るトレーディング収益を営業収益として計上しております。

なお、当社グループからホワイトラベル提供先企業に対して支払うべき外国為替取引に係る手数料は販売費・一般管理費に計上しております。

マーケットメイカーによる収益((連結) 損益計算書上、「トレーディング損益(外国為替取引損益)」に計上しております。)

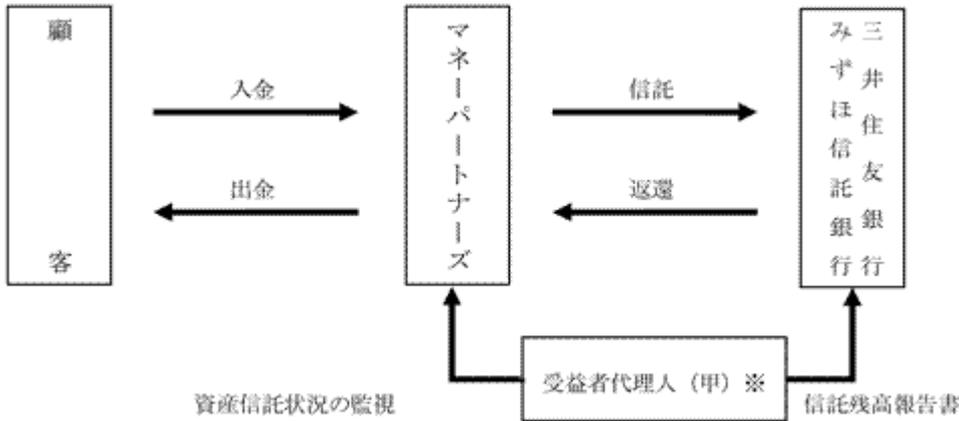
当社グループは、平成21年7月21日に開設された取引所外国為替証拠金取引市場においてマーケットメイカーとしての業務を同日付で開始しました。取引所取引より生じる当社グループの外国為替ポジションについては随時、カウンターパーティへの売買注文を通じて市場リスクを回避します。また、このとき発生する値段の差額がカバー取引による売買収益となります。

なお、取引所外国為替証拠金取引市場における外国為替取引に係る手数料は販売費・一般管理費に計上しております。

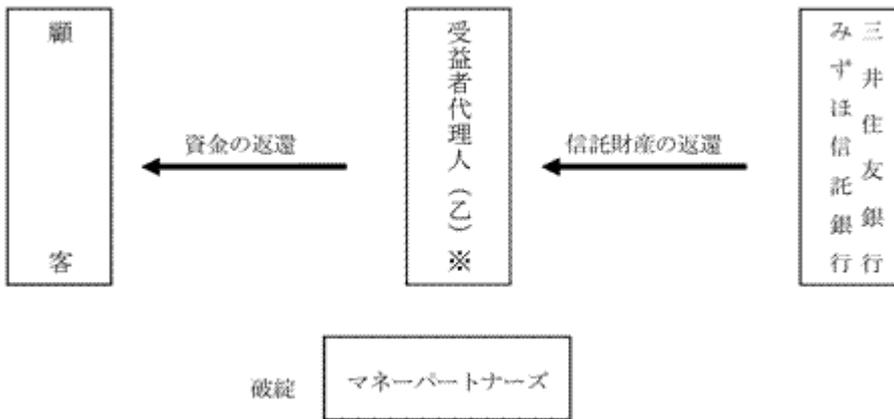
(4) 外国為替証拠金取引の顧客資産の区分管理について

外国為替証拠金取引は、金融商品取引業等に関する内閣府令に基づき、顧客からの預託金について、金銭信託による区分管理が義務付けられています。顧客資産の管理を行っている株式会社マネーパートナーズは、株式会社三井住友銀行並びにみずほ信託銀行株式会社を受託者として顧客区分管理信託契約を締結し、受益者を顧客として設定した金銭信託による区分管理を行っております。金銭信託による区分管理を行うことで、同社が万が一破綻した場合には、受益者代理人は受託者から信託財産の返還を受け、顧客に帰属すべき資産を返還する仕組みになっております。

<通常時>



<株式会社マネーパートナーズ破綻時>



受益者代理人(甲)として内部管理者を、受益者代理人(乙)として社外の弁護士を選定しております。受益者代理人(甲)は通常時に日々の保全金額の照合等、資産の信託状況の監督を行います。受益者代理人(乙)は株式会社マネーパートナーズの破綻等の緊急時、受託者から信託財産の返還を受け、顧客に帰属すべき資産を返還します。

4【関係会社の状況】

名称	住所	資本金 (百万円)	主要な事業の内容	議決権の所有 割合又は被所 有割合(%)	関係内容
連結子会社 株式会社マネーパートナーズ (注)	東京都港区	3,100	1. 金融商品取引法に基づく外国為替証拠金取引、有価証券関連業務及びこれに付随する一切の業務 2. 外国通貨の売買、売上の媒介、取次ぎもしくは代理、その他これに付随する業務 3. 金融商品取引業及びこれに付随する業務 4. 商品先物取引業	100	役員の兼任9名 経営指導、資金の貸付、債務保証、設備の転貸借
連結子会社 株式会社マネーパートナーズ ソリューションズ	東京都港区	30	1. 外国為替証拠金取引をはじめとする金融商品取引に関するコンピュータシステムの設計、開発、販売、賃貸および保守 2. 外国為替証拠金取引をはじめとする金融商品取引に関するマーケティング、企画、調査、研究およびコンサルティング	100	役員の兼任4名 経営指導、資金の貸付

(注) 1. 特定子会社に該当しております。

2. 株式会社マネーパートナーズについては、営業収益(連結会社相互間の内部営業収益を除く。)の連結営業収益に占める割合が10%を超えておりますが、連結営業収益に占める当該連結子会社の営業収益(連結会社相互間の内部営業収益を除く。)の割合が90%を超えているため、主要な損益情報等の記載を省略しております。

5【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

平成24年3月31日現在

	従業員数(人)
連結会社合計	118
合計	118

(注) 1. 当社グループは単一事業セグメントを有しており、全連結会社の従業員数の合計を記載しております。

2. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者(パートタイマー、派遣社員、アルバイトを含む。)については、期中平均人数が全体の10%以下であり、その重要性が低いため記載を省略しています。

3. 前連結会計年度末比従業員数が14名増加しておりますのは、主に業務拡大への対応並びに管理体制の強化のための人員増強によるものであります。

(2) 提出会社の状況

平成24年3月31日現在

従業員数(人)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(円)
17	41.5	3.4	6,609,876

(注) 1. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者(パートタイマー、派遣社員、アルバイトを含む。)については、期中平均人数が全体の10%以下であり、その重要性が低いため記載を省略しております。

2. 平均年間給与は、基準外賃金を含んでおります。

(3) 労働組合の状況

労働組合は結成されておりませんが、労使関係は円満に推移しております。

第2【事業の状況】

1【業績等の概要】

(1) 業績

当連結会計年度におけるわが国経済は、東日本大震災や欧州債務問題の影響により依然として厳しい状況にありました。企業部門においてはアジア向けの輸出が減少し、企業の業況判断は大企業製造業をはじめ悪化に転じ、企業収益も減少しています。一方、家計部門においては、所得・雇用環境は依然として低水準で推移しているものの、エコカー補助金等の政策効果もあり個人消費は震災の影響からの持ち直しの後、底堅く推移しました。先行きについては、欧州債務問題や原油高騰の影響、またこれらを背景とした海外景気の下振れによって景気が下振れするリスクが残っている状態にあります。

外国為替市場においては、米ドル/円相場は、期首は1ドル=83円台で取引が始まり、4月初旬には当連結会計年度の高値となる85円台をつけましたが、米国債務上限引き上げ問題等を背景にドル安円高基調での推移となり、7月末には1ドル=76円台をつけました。その後は、8月、10月に政府・日銀による円売り介入により一時急騰する場面はあったものの、変動率が著しく低下する中、翌年1月にかけて概ね76円台から78円台の極めて狭いレンジでの値動きが継続いたしました。その後、2月に発表された日銀追加金融緩和やわが国の貿易赤字の拡大等を背景にドル高円安基調で相場が動意づき、3月半ばに84円台前半の高値をつけたのち、1ドル=82円台で期末を迎えました。一方、米ドル/円以外の主要な通貨である欧州・オセアニア通貨については、豪ドル/円が欧州債務問題に伴うリスク回避等の動きにより比較的高い変動率で推移した場面もありましたが、ユーロ/円が12月に欧州債務問題の深刻化を背景に11年ぶりの安値をつけたものの値動きは単調に推移するなど、米ドル/円を含めた主要な通貨の変動率は総じて低調となりました。

このような中、当社グループは、外国為替証拠金取引サービスにおいて、主に既存顧客を対象として継続的に積極的なキャンペーンを展開し、取引機会の増加や休眠顧客の取引再開を図ったほか、商品性の面においては、外国為替証拠金取引の初心者層を対象とした100通貨単位を最小取引通貨単位とする「パートナーズFXnano」の大幅な商品性の改良やリッチクライアント取引ツールである「HyperSpeed NEXT」への機能追加、急速に普及の進んでいるスマートフォンに対応した取引ツールである「HyperSpeed Touch」の新規リリースを実施してまいりました。さらに、カバー取引の効率性向上を背景に、米ドル/円をはじめとする主要通貨のスプレッド縮小を実施し、顧客取引の拡大に注力してまいりました。一方、証券取引サービスにおいては、有価証券を外国為替証拠金取引の証拠金として代用できる代用有価証券サービスの掛け目を50%から70%に拡大したほか、取引対象銘柄の拡大や保有銘柄に関する情報提供機能の強化等を実施しました。また、8月22日より、金と銀を原資産とするCFD（差金決済取引）の取扱いを開始する等、新たな収益源の拡大に向けたサービスを展開してまいりました。

これらの結果、当連結会計年度の外国為替取引高は9,285億通貨単位（前年同期比6.1%減）となりました。また、当連結会計年度末の顧客口座数は189,570口座（前年同期末比27,785口座増）、顧客預り証拠金は39,034百万円（同21.4%増）、有価証券による預り資産額は1,736百万円（同123.3%増）となりました。

また、当連結会計年度の営業収益は、外国為替取引高の減少に加え業界における競争激化等を背景に取引高当たり収益率が低下した結果7,671百万円（前年同期比14.6%減）となり、これに伴い営業利益は549百万円（同45.9%減）、経常利益は527百万円（同46.7%減）、当期純利益は337百万円（同34.4%減）となりました。

なお、当連結会計年度より提供を開始したCFDは、外国為替証拠金取引と比べ原資産は異なるものの取引の態様や収益構造等が同様であります。このため、CFDに関する取引高や預り証拠金等の計数情報は、CFD固有の数値に重要性が生じていないことから、外国為替証拠金取引に含めて表示しております。（取引高については、月別の約定数量を各月の月末評価レートにて米ドルに換算した上で合計しております。）

(2) キャッシュ・フロー

当連結会計年度における現金及び現金同等物（以下、「資金」という。）は、営業活動により1,010百万円増加、投資活動により381百万円減少、財務活動により61百万円減少いたしました。この結果、資金は、前連結会計年度末に比べ567百万円の増加となり、当連結会計年度末における資金の残高は5,063百万円となりました。

当連結会計年度における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動の結果得られた資金は1,010百万円（前年同期は1,159百万円の収入）となりました。これは、主に税金等調整前当期純利益の計上542百万円や減価償却費の計上527百万円のほか、外国為替取引関連の資産負債が差引627百万円の資金増加要因となった一方、カバー取引をより一層安定的に行うために金融機関から保証状の発行を受けたことに伴う担保提供預金の増加510百万円、法人税等の支払による支出164百万円、未払金の減少138百万円等の資金減少要因があったことによるものであります。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動の結果使用した資金は381百万円（前年同期は349百万円の支出）となりました。これは、投資有価証券の売却による収入10百万円、投資事業組合からの分配による収入2百万円があった一方、無形固定資産の取得に伴う支出252百万円、投資有価証券の取得による支出115百万円、長期前払費用の取得による支出23百万円等があったことによるものであります。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動の結果使用した資金は61百万円（前年同期は479百万円の支出）となりました。これは、外国為替証拠金取引の決済等に備えるための短期借入れに伴う収入600百万円があった一方、短期借入金の返済による支出600百万円及び配当金の支払に伴う支出61百万円があったことによるものであります。

2【業務の状況】

(1) 受入手数料の内訳

	当連結会計年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)	
	金額(百万円)	前年同期比(%)
委託手数料	1	369.2
外国為替取引手数料	3	34.6
その他の受入手数料	9	-

(注)上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

(2) トレーディング損益の内訳

	当連結会計年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)	
	金額(百万円)	前年同期比(%)
外国為替取引損益	7,616	14.5

(注)上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

(3) 金融収益の内訳

	当連結会計年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)	
	金額(百万円)	前年同期比(%)
受取利息	16	24.8

(注)上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

(4) その他の売上高の内訳

	当連結会計年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)	
	金額(百万円)	前年同期比(%)
システム関係売上高	25	42.8

(注)上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

(5) 外国為替取引売買の状況

区分	当連結会計年度 (自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月31日)	
	金額	前年同期比(%)
米ドル/円 (百万ドル)	367,666	26.1
ユーロ/円 (百万ユーロ)	173,396	19.6
英ポンド/円 (百万ポンド)	23,925	37.6
豪ドル/円 (百万豪ドル)	189,424	7.7
ニュージーランドドル/円 (百万ニュージーランドドル)	16,091	2.2
スイスフラン/円 (百万スイスフラン)	6,220	270.9
カナダドル/円 (百万カナダドル)	2,879	38.6
南アフリカランド/円 (百万ランド)	11,314	80.2
香港ドル/円 (百万香港ドル)	608	20.9
シンガポールドル/円 (百万シンガポールドル)	368	62.0
英ポンド/米ドル (百万ポンド)	2,795	28.7
ユーロ/米ドル (百万ユーロ)	122,621	33.6
豪ドル/米ドル (百万豪ドル)	10,729	60.7
米ドル/カナダドル (百万ドル)	1	-
米ドル/スイスフラン (百万ドル)	0	-

- (注) 1. 上記金額は、顧客との相対取引及び金融商品取引所における市場取引による通貨毎の取引高であります。
2. 上記のほか、CFD(差金決済取引)に係る取引高は、金/米ドルが513百万ドル、銀/米ドルが14百万ドルであり、当該取引から生じる収益はトレーディング損益(外国為替取引損益)に含めて表示しております。なお、取引高については、月別の約定数量を各月の月末評価レートにて米ドルに換算した上で合計した金額であります。

(6) 自己資本規制比率

		前事業年度末 (平成23年 3月31日)	当事業年度末 (平成24年 3月31日)
		金額(百万円)	金額(百万円)
基本的項目計		8,396	8,582
補完的項目	その他有価証券評価差額金(評価益)等	-	-
	金融商品取引責任準備金等	0	0
	一般貸倒引当金	8	5
	長期劣後債務	-	-
	短期劣後債務	-	-
計		8	5
控除資産		2,430	2,091
固定化されていない自己資本 + - (A)		5,973	6,496
リスク相当額	市場リスク相当額	3	3
	取引先リスク相当額	112	117
	基礎的リスク相当額	1,933	1,693
	計 (B)	2,049	1,814
自己資本規制比率 (A)/(B)×100		291.5%	358.0%

(注) 金融商品取引業を営む子会社である株式会社マネーパートナーズの自己資本規制比率を記載しております。

3【対処すべき課題】

外国為替証拠金取引市場においては、大手証券会社や大手ネット証券等による本格的な参入に加え、新興企業の台頭や取引所外国為替証拠金取引市場の拡大等により、競争環境が今後一層厳しさを増すと予想されております。

このような中、当社グループは、外国為替証拠金取引の専門企業集団としての強みを活かすことにより、外国為替証拠金取引市場における競争優位性を確保すること及び次への成長に向け新たな収益基盤の拡充を図ることを事業展開の重要目標と位置づけ、経営に取り組んでおります。このような認識の上に立ち、当社グループといたしましては、以下の課題に取り組んでまいりの方針であります。

(1) ブランドロイヤリティの確立、強化について

当社グループは、競争が激化する外国為替証拠金取引市場において競争優位性を確保するためには、顧客に提供する商品、サービスにおいて優位性を確保することのみならず、顧客からの信頼感、安心感をブランドとして浸透させることが重要であると認識しております。

このため、当社グループでは、直接的なブランディング施策のほか、外国為替証拠金取引に係るコストの低減化や商品ラインナップの拡大、取引端末のマルチチャネル化とモバイルへの対応の強化、コールセンター業務のクオリティアップ等、顧客の視点に立った商品、サービスの提供に努める一方、レバレッジ規制により裾野が広がりつつある潜在顧客層に向けてはデリバティブ取引である外国為替証拠金取引だけでなく外貨両替等の外国為替の実需に対応するサービスの提供の拡大を図るとともに、外国為替取引システムの安定稼働のための諸施策の実施に努めた上で、これらの取り組みを適時適切な手段で情報発信することにより、ブランドロイヤリティの確立、強化を図ってまいります。

(2) 外国為替取引システムの安定稼働について

当社グループにおいては、外国為替証拠金取引のほぼ100%がオンラインシステムにより提供されており、外国為替取引システムの安定稼働は、重要な課題の一つであると認識しております。

このため、増加する取引量に対応して、適切なキャパシティプランニングに基づいた外国為替取引システムの継続的な改良、増強を実施し処理能力の増強を図るほか、災害や大規模なシステム障害等の有事に備える等、事業継続計画の確立に努めてまいります。

(3) 顧客基盤の拡充について

当社グループは、これまでコアターゲットであったデイトレーダー等のアクティブ投資家層へのマーケティング活動に加え、ビギナー層に対するサービス展開を強化してまいりましたが、引き続きビギナー層へのマーケティング強化をすすめ、顧客基盤の更なる拡充、安定化を図りたいと考えております。具体策として、これまでに、外国為替証拠金取引未経験層へのアプローチを目的として取引単位を100通貨単位と小口化した商品である「パートナーズFX nano」の提供やFX取引ツールの改良、簡素化による操作性の向上を行ったほか、急速に普及の進んでいるスマートフォンに対応した取引ツールである「HyperSpeed Touch」の新規リリースを実施してまいりました。

また、インターネットを利用したリアルタイムセミナーの定期的開催や勉強会等、ビギナー層のレベルアップのための施策を実施してまいりました。今後も引き続きFX取引システムの操作性の向上や顧客の投資運用教育及び啓蒙活動強化のため、これらの施策を推進してまいります。

そのほか、新たな顧客層の更なる取り込み及び顧客預り資産の一層の増加を図るため、外国為替証拠金取引のための預り資産として有価証券を代用する代用有価証券取扱サービスについて周辺サービスとなる証券取引サービス自体の充実に取り組んでまいりるほか、平成23年3月に提供を開始した成田空港において外貨紙幣を受け取れるサービスを皮切りに個人及び法人の外国為替の実需に対応したサービスの提供に取り組んでまいります。

(4) 新商品の開発と収益の多様化について

当社グループは、外国為替証拠金取引の専門企業集団として、これまで外国為替証拠金取引における営業施策に注力してまいりましたため、収益の大部分を外国為替証拠金取引に係る売買収益に依存しております。今後、環境の変化や顧客ニーズの変化に対しても安定的に収益を計上できるよう、また、今後の成長を図る上でも、取扱商品やサービスを多様化することにより収益基盤を拡充することは、当社グループの重要な課題の一つであると認識しております。

このため、外国為替取引システムを当社グループ内にて自社開発していることの強味を活かし、他の金融機関等に対して外国為替取引システムのホワイトラベル提供等の外国為替証拠金取引業者向け（B to B）ビジネスの展開を図ってまいります。

また、有価証券をはじめとする新たな金融商品の取扱いについても、商業化の可能性についての検討をすすめるほか、これまで外国為替証拠金取引で蓄積したECN（注1）のノウハウを基礎に、外国為替証拠金取引以外のOTC（注2）の商品化、事業化にも取り組んでまいります。

- (注) 1. ECNは、「Electronic Communications Network」の略であり、「電子市場取引」のことであります。
2. OTCは、「Over The Counter」の略であり、「店頭相対取引」又はその対象のことであります。

(5) コンプライアンス態勢の確立について

当社グループの扱う外国為替証拠金取引は、ハイリスク・ハイリターン型の金融商品であり、金融商品取引法や金融商品販売法により、顧客の適合性を厳格に審査し、十分な商品説明やリスク説明を行うことや不招請勧誘及び断定的判断の提供の禁止等が義務付けられております。また、金融商品取引業の内容について宣伝広告を掲載する場合には、表示等について厳しく規制されております。

当社グループでは、コンプライアンスを重要な課題の一つであると認識し、「コンプライアンス基本方針」及び「コンプライアンス・ガイドライン」を制定して金融商品取引法、その他関連法令に準拠したコンプライアンス態勢の強化を図っております。今後においても、コンプライアンス・プログラムに基づき、役職員に対する「コンプライアンス・ガイドライン」の周知徹底、教育、啓蒙活動をはじめとする施策を実施し、コンプライアンス態勢の確立を図ってまいります。

(6) 会社の支配に関する基本方針

当社は、会社法施行規則第118条における会社の支配に関する方針について取締役会等の会議体において決議してはおりません。

当社は、当社の株主のあり方については、当社株式の市場における自由な取引を通じて決定されるものであり、当社の支配権の移転を伴う大規模な買付提案がなされた場合にこれに応じるべきか否かの判断も、最終的には株主の皆様全体の意思に基づき行われるべきものと考えております。

しかしながら、近年、わが国の資本市場における株式の大規模買付行為の中には、その目的等からみて企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、株主の皆様が株式の売却を事実上強要する恐れがあるもの、対象会社の取締役や株主の皆様が買付の条件について検討し、あるいは対象会社の取締役会が代替案の提案や追加質問の提示を行うための十分な時間や情報を提供しないもの、対象会社が買付者の提示した条件よりも有利な条件をもたらすために買付者との交渉を必要とするもの等、対象会社の企業価値・株主共同の利益に資さないものがあることも事実であります。

当社は、上記の例を含め、経営の基本理念、企業価値のさまざまな源泉、顧客との信頼関係等を十分に理解し、企業価値ひいては株主共同の利益を中長期的に確保し、なおかつ向上させる意思を持たない、あるいはそれを毀損する恐れがある行為等を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として適切ではないと考えております。

当社では、当社グループ全体としての事業の拡大と収益性の向上を目指し、また、将来のグループの収益の柱となる新たな事業の創造を積極的に行うことにより、当社の企業価値ひいては株主の共同の利益を目指し、多数の投資家の皆様に当社株式を長期継続して保有して頂きたいと考えております。

このため、当社グループでは中長期的な取り組みとして、外国為替証拠金取引事業をビジネスの基軸に置き、顧客基盤の拡大を図る中で収益の拡大並びに事業の発展を目指してまいります。外国為替証拠金取引に關しましては、法令の整備、改正等による規制強化あるいは激化する競争環境の中で競争優位性を確立するために、商品性の向上や情報、チャートなど各種ツールの洗練化、新サービスの提案などを継続的、積極的に行うとともに、取引システムの一層の安定化に努めてまいります。また、OTCの特性を活かした金融デリバティブ商品の可能性を追求し、外国為替証拠金取引事業に次ぐ収益事業の確立に努めてまいります。

4【事業等のリスク】

以下において、当社及び当社グループの事業その他に関するリスクについて、投資家の判断に重要な影響を与える可能性があると考えられる主な事項及び当社グループの事業活動を理解する上で重要と考えられる事項を記載しております。

このため、当社グループが認識しているリスクのすべてを網羅しているものではありません。当社グループは、こうしたリスクを認識した上で、事態の発生の回避及び発生した場合の対応に努める所存であります。

なお、本項におきましては、将来に関する事項が含まれておりますが、当該事項は、当連結会計年度末現在において判断したものであります。

(1) 子会社の管理体制について

当社は、当社グループの持株会社として、子会社の事業運営に関しての管理監督責任を有しており、そのため当社グループ全体のコーポレート・ガバナンス体制やリスク管理態勢、コンプライアンス態勢の継続的な強化を図り、当社グループの財務の健全性及び業務の適切性を確保しております。

しかしながら、将来何らかの理由によりこれらの体制（態勢）が機能しなくなった場合には、当社グループの風評、経営成績及び財政状態等に重大な影響を与える可能性があります。

(2) 法的規制について

当社は、金融商品取引業及び商品先物取引業を営む株式会社マネーパートナーズ（以下、「マネーパートナーズ」という。）を連結子会社に有しており、同社をはじめとして当社グループは金融商品取引法等の法的規制を受けております。

金融商品取引法について

当社グループは、金融商品取引業を営んでおり、金融商品取引法第29条に基づき登録を受け、金融商品取引法、関連政令、府令等の諸法令に服して事業活動を行っております。金融商品取引業については、金融商品取引法第52条第1項及び第4項もしくは同法第53条第3項、同法第54条にて登録の取消となる要件が定められており、これらに該当した場合、登録が取消となる可能性があります。

当社グループは、子会社を含むグループ全体の社内体制の整備等を実施し、法令遵守の徹底を図っており、現時点では取消事由に該当する事実はありません。

しかしながら、将来何らかの理由により監督官庁から登録の取消等の行政処分を受けることになった場合、当社グループの風評、経営成績及び財政状態等に重大な影響を与える可能性があります。

イ 自己資本規制比率について

金融商品取引業者には、金融商品取引法第46条の6に基づき自己資本規制比率の制度が設けられております。自己資本規制比率とは、固定化されていない自己資本の、保有する有価証券の価格の変動その他の理由により発生しうる危険の額に対応する額として内閣府令で定める額の合計に対する比率をいいます（金融商品取引法第46条の6第1項）。金融商品取引業者は、自己資本規制比率が120%を下回ることのないようにしなければならず（金融商品取引法第46条の6第2項）、金融庁長官は金融商品取引業者に対し、その自己資本規制比率が120%を下回るときには業務方法の変更を命ずること、また、100%を下回るときには3ヶ月以内の期間、業務の停止を命ずる事ができ、更に業務停止後3ヶ月を経過しても100%を下回り、かつ、回復の見込みがないと認められるときは、金融商品取引業者の登録を取り消すことができるとされております（金融商品取引法第53条）。

なお、マネーパートナーズの自己資本規制比率は、平成24年3月31日現在で358.0%となっており、上記の自己資本規制比率の値を上回っております。

しかしながら、今後上記要件に抵触した場合には、監督官庁による行政処分が行われることがあり、その場合、当社グループの風評、経営成績及び財政状態等に重大な影響を与える可能性があります。

ロ 顧客預り資産の分別管理及び区分管理について

当社グループは、デリバティブ取引である外国為替証拠金取引及び外国為替証拠金取引の代用有価証券取扱サービス等を目的として有価証券関連取引を取り扱っております。金融商品取引業者は、顧客資産が適切かつ円滑に返還されるよう、これらの取引に際して顧客から預託を受けた金銭についての管理が義務付けられており、外国為替証拠金取引については金融商品取引法第43条の3第1項の規定に基づく区分管理義務が、有価証券関連取引については金融商品取引法第43条の2第2項の規定に基づく分別管理義務がそれぞれ課せられております。当社グループは、前者については取引銀行2行と、後者については信託銀行1行とそれぞれ信託契約を締結し、顧客からの預り資産について金銭信託による保全を行う等、法令が要請する管理義務を充足しております。

しかしながら、今後、これに抵触する事態が生じた場合、又は法令等の改正により、現在の管理方法が適合しなくなり、速やかに適合する管理方法へ移行できなかつた場合には、業務停止や登録取消等の行政処分が行われることがあり、その場合、当社グループの風評、経営成績及び財政状態等に重大な影響を与える可能性があります。

外国為替及び外国貿易法について

当社グループが事業として提供する外国為替証拠金取引は、外国為替及び外国貿易法第55条の3第1項第4号の規定により想定元本額が1億円を超える取引について財務大臣への報告が義務付けられております。

当社グループは、翌月の20日までに毎月「資本取引に関する一括報告書」を財務大臣に提出し、法令を遵守しておりますが、上記報告を行わなかった場合には、6ヶ月以下の懲役又は20万円以下の罰金（外国為替及び外国貿易法第71条）が科せられる可能性があり、その場合、当社グループの風評、経営成績及び財政状態等に重大な影響を与える可能性があります。

金融商品の販売等に関する法律（以下、「金融商品販売法」という。）並びに消費者契約法について

金融商品販売法は、金融商品の販売等に際して顧客の保護を図るため、金融商品販売業者等の説明義務及びかかる説明義務を怠ったことにより顧客に生じた損害の賠償責任並びに金融商品販売業者が行う金融商品の販売等に係る勧誘の適正の確保のための措置について定めております。

また、消費者契約法は、消費者契約における消費者と事業者との間に存在する構造的な情報の質及び量並びに交渉力の格差（総じて情報の非対称性）に着目し、一定の条件下において、消費者が契約の効力を否定することができる旨を定めております。

当社グループでは、かかる法律への違反防止のための内部管理体制を整備しており、これまでこれらの法律に抵触した事実はありません。

しかしながら、今後、これらに抵触する事態が生じた場合、業務停止や登録取消等の行政処分が行われることがあり、その場合、当社グループの風評、経営成績及び財政状態等に重大な影響を与える可能性があります。

個人情報保護に関する法律（以下、「個人情報保護法」という。）について

当社グループの個人情報保護態勢は、個人情報保護法に則り、平成19年6月に認定されたプライバシーマーク（JISQ15001）のコンプライアンス・プログラムに基づき制定された各種規程により運用されております。マネーパートナーズは、顧客又は取引先の氏名、電話番号、銀行口座等の個人情報を取り扱っており、個人情報の管理は「個人データ管理台帳」により行われております。とりわけ顧客の個人情報を保存しているサーバは、指紋認証を含む堅牢なセキュリティで保護された外部データセンターにおいて、登録者のみ入館を許可される態勢で保護されております。また、ネットワークシステムにつきましては、外部からのアクセスに対するファイアウォール、アクセス権限付与による制限、データアクセスの常時監視、メール送受信記録及び内容の保管、記録メディアの社内のPCでの使用禁止等によりセキュリティを確保しております。

また、当社グループのオフィスエリアの入退室はセキュリティカード及び暗証番号ロックで管理しており、来訪者が入室する場合には、専用ストラップの着用及び入室カードへの記入によりセキュリティの維持を行っております。さらに、各部署の個人情報管理者が日常業務において特に「情報セキュリティ規程」の遵守を指導するほか、個人情報保護教育責任者により、年に1回個人情報保護に関する教育を全役職員に実施する等、個人情報漏洩事故等の防止に努めております。

このように当社グループは、個人情報の適正な保護のため、全役職員への教育、啓蒙活動及び管理体制の整備に努めておりますが、不正アクセスや内部管理体制の瑕疵等により個人情報が漏洩した場合には、監督官庁からの処分や損害賠償請求を受けると同時に社会的な信用を失う恐れがあり、当社グループの風評、経営成績及び財政状態等に重大な影響を与える可能性があります。

犯罪による収益の移転防止に関する法律（以下、「犯罪収益移転防止法」という。）について

平成20年3月1日より、犯罪収益移転防止法が施行されました。同法は、金融機関に対し本人確認を義務づけ、顧客の本人確認及び記録の保存、顧客管理体制の整備を促すことにより、テロ資金や犯罪収益の追跡のための情報確保とテロ資金供与及びマネー・ロンダリング等の利用防止を目的としております。

当社グループは、同法の定めに基づき本人確認を実施するとともに、本人確認記録及び取引記録を保存しております。

しかしながら、当社グループの業務方法が同法に適合しないという事態が発生した場合には、監督官庁による行政処分や刑事罰等を受けることがあり、その場合、当社グループの風評、経営成績及び財政状態等に重大な影響を与える可能性があります。

商品先物取引法について

当社グループは、商品先物取引業を営んでおり、商品先物取引法第190条第1項に基づく許可を受け、商品先物取引法、関連政令、省令等の諸法令に服して事業活動を行っております。商品先物取引法については、商品先物取引法第235条第3項もしくは同法第236条第1項にて許可の取消となる要件が定められており、これらに該当した場合、許可が取消となる可能性があります。

当社グループは、子会社を含むグループ全体の社内体制の整備等を実施し、法令遵守の徹底を図っており、現時点では取消事由に該当する事実はありません。また、現時点において、商品先物取引業に係る業務は当社グループの経営成績及び財政状態等に対して重要性を生じるに至っておりません。

しかしながら、今後上記要件に抵触した場合には、監督官庁による行政処分が行われることがあり、その場合、当社グループの風評、経営成績及び財政状態等に重要な影響を与える可能性があります。

暴力団排除条例について

平成23年10月1日に東京都暴力団排除条例が施行されたほか、各自治体において同様の条例が施行されております。これらの条例には、事業者が事業に関して締結する契約が暴力団の活動を助長し、または暴力団の運営に資することとなる疑いがあると認められる場合等に、契約の相手方が暴力団関係者でないかを確認するよう努めること、事業者がその行う事業に係る契約を書面により締結する場合においては特約条項を書面に定めるよう努めることが規定されております。努力義務とされている当該規定について、当社グループでは契約に当たって外国為替証拠金取引に係る一般顧客も含めて、契約の相手方についての審査を実施、暴力団等ではないことの誓約書の提出あるいは契約書面における特約条項の整備等を行っております。

しかしながら、審査体制の不備等により意図せず暴力団等との取引が行われた場合に、重要な契約の解除や補償問題等が発生することがあり、その場合、当社グループの風評、経営成績及び財政状態等に重要な影響を与える可能性があります。

(3) 業績等について

外国為替証拠金取引における競争激化について

当社グループは、顧客との相対取引による外国為替証拠金取引を行っておりますが、その一方で、東京金融取引所の「くりっく365」、大阪証券取引所の「大証FX」等、取引所取引による外国為替証拠金取引について、株式取引等と同様の取引所取引という安心感、認知度が評価され、取引所取引による外国為替証拠金取引が今後シェアを拡大する可能性があります。当社グループは、提示レートの変更を継続的に瞬時に行う等、結果としてより有利なレートの得られる機会がある相対取引での優位性を堅持し、相対取引市場の拡大に努めてまいりたいと考えております。また、当社グループは、取引所取引のシェアの拡大に備え「大証FX」においてマーケットメイカーとして取引所外国為替証拠金取引に参加しております。

しかしながら、取引所取引が極端にシェアを拡大することとなった場合、当社グループの相対取引による外国為替証拠金取引の相対的なシェアは低下し、当社グループの風評、経営成績及び財政状態等に重大な影響を与える可能性があります。

また、外国為替証拠金取引業界の健全化や「貯蓄から投資へ」の流れの中で、一般投資家の外貨への直接投資に対する関心の高まりや外国為替証拠金取引市場の拡大により、ビジネスチャンスを求めて銀行、証券会社、外資系企業、IT系企業等の多様な業種から市場参入が続いております。当社グループは、これらの競争環境において、外国為替取引システムの強化、約定拒否やスリッページ（顧客の注文レートと実際の約定レートの差異）の排除をはじめとする商品性の差別化等により顧客基盤の拡大に努めてまいりたいと考えております。

しかしながら、競争の激化に伴い、当社グループの外国為替証拠金取引にシェアの低下や新たに顧客を獲得するために必要な1口座当たりの費用が増加すること考えられます。そうした場合、当社グループの風評、経営成績及び財政状態等に重大な影響を与える可能性があります。

収益構造について

当社グループは、顧客の利便性、顧客満足度の向上を目指し、平成18年7月17日にインターネットにおける外国為替証拠金取引における取引手数料の完全無料化及び建玉必要証拠金の半額化により、顧客の外国為替証拠金取引における取引コストを低減させ、顧客の投資効率を上げてまいりました。この結果、顧客口座数、顧客預り証拠金とも急増し、当社グループの顧客基盤が大きく拡大したことで、当社グループの収益構造は、従来の手数料収益に依存した構造から売買収益が中心となる構造へ大きく転換いたしました。このため、現在の当社グループの営業収益は、顧客による外国為替証拠金取引及びそれに伴うカバー取引によって得られる売買収益が中心となっております。

しかしながら、計画どおりに収益のベースとなる顧客基盤が拡大しない等の要因により、外国為替証拠金取引高等が伸び悩んだ場合には、当社グループの風評、経営成績及び財政状態等に重大な影響を与える可能性があります。

さらに、当社グループが提供する外国為替証拠金取引は、取引の担保として差し入れる証拠金に対してレバレッジの掛かったハイレバレッジ型の金融デリバティブ商品であり、為替相場の変動により、当社グループ顧客の損益や取引高に多大な影響を与える可能性があります。

このように、相場変動が当社グループの顧客に不利に働き、損失が拡大することにより、投資意欲に減退が生じた場合には、外国為替証拠金取引高は減少し、当社グループの風評、経営成績及び財政状態等に重大な影響を与える可能性があります。

証券業への参入について

当社グループは、平成20年3月24日付で、金融商品取引法第31条に基づき、金融商品取引業の業務種別変更の登録を受けました。旧証券取引法に規定されていた「証券業」のうち有価証券取引等の売買等を行う業務であり、日本証券業協会への加入等所定の手続きを経て、有価証券の取扱い業務を開始いたしました。

これにより、外国為替証拠金取引において現金以外に有価証券を担保とした取引サービスも可能となり、顧客基盤の拡大に寄与するものと考えております。当社グループは、顧客利便性の一層の拡大を図るため、上記の取引サービスに加え、平成22年7月には有価証券の新規買付の取扱いを開始するなど証券業務を順次拡大するため更なるシステムの強化、改善を進めておりますが、必ずしも予定どおりに進行せず、また、当初計画したとおりの投資効果が得られず、もしくは競争力の強化につながらなかった場合、あるいは、証券業において求められる社内体制や業務方法等の不備により、監督官庁から処分を受ける可能性があり、その場合、当社グループの風評、経営成績及び財政状態等に重大な影響を与える可能性があります。

外国為替証拠金取引のホワイトラベル提供について

当社グループは、現状、当社の大株主でもある楽天証券株式会社に対して外国為替証拠金取引のホワイトラベル提供等を行っており、これによる取引高は平成24年3月期においては当社グループの取引高全体の約38%を占めております（平成24年1月から3月の3ヶ月間では全体の約35%）。

当社グループは、自社顧客基盤の強化や「大証FX」へのマーケットメイカーとしての参入をはじめとするB to Bビジネス等への取り組みを通じて特定のホワイトラベル提供先以外からの取引高の割合を高めるよう努めておりますが、現時点では楽天証券株式会社からの外国為替証拠金取引の取引高の割合は依然高く、外国為替証拠金取引のホワイトラベル提供に係る契約の解除等が行われた場合には、取引高当たりのコスト構造が大きく異なるため影響の度合いは取引高の割合どおりではないと考えられるものの当社グループの風評、経営成績及び財政状態等に重大な影響を与える可能性があります。

なお、楽天証券株式会社は、平成23年4月28日付で外国為替証拠金取引に関して自社による外国為替証拠金取引システムの開発に着手した旨を表明しておりますが、平成24年5月31日現在、当社グループとのホワイトラベル提供に係る契約についての方針は未定であるとしております。

(4) 人員体制について

当社グループは、平成17年6月10日に設立されて以来、各部門の組織体制の構築や必要とされる人員体制の整備に全力をあげてまいりました。今後は、社内教育、研修制度の充実を図ることにより、従業員の定着化や組織体制の強化に努めてまいります。

しかしながら、従業員の定着化や優秀な人材の確保が計画どおり進まなかった場合には、当社グループの風評、経営成績及び財政状態等に重大な影響を与える可能性があります。

(5) 今後の事業方針

当社グループでは、外国為替証拠金取引を巡る競合他社との競争が一層厳しくなる環境を十分に認識し、今後の事業方針として、外国為替証拠金取引オンライン取引システムにおける競争優位性を確保すること及び次の成長に向けて新たな収益基盤の拡充を図ることを目標に、積極的なブランディング政策の展開とブランドロイヤリティの確立、顧客セグメントの明確化による顧客基盤の拡充、新商品、新サービスによる収益源の多様化、そしてコンプライアンス態勢、内部管理体制の強化による信頼性の確保を経営の重要課題として事業展開しております。

今後もこの方針に沿った施策に取り組む方針ですが、これらの施策が必ずしも期待どおりに達成されなかった場合や、顧客のニーズや市場環境に適合できず、方針の転換を余儀なくされた場合には、当社グループの風評、経営成績及び財政状態等に重大な影響を与える可能性があります。

(6) コンピュータシステムについて

システム障害について

当社グループのコンピュータシステムは外国為替証拠金取引における顧客向けフロントシステム、勘定帳票系バックシステム、ディーラーの補助を主な目的とするミドルシステム及び人事、経理システム等内部管理の情報系システムから構成されておりますが、特に外国為替取引システムの安定稼働は経営の最重要課題の一つと認識しており、平成17年10月の外国為替取引システムの全面リニューアル以降、継続的なアプリケーション及びハードウェアの増強を実施し、顧客利便性の向上とシステムの堅牢化、安定性の確保に努めております。保守管理につきましては、当社の子会社である株式会社マネーパートナーズソリューションズに委託する一方で、社内システム要員による監視、管理体制を整えております。サーバ等コンピュータシステムは、セキュリティ上信頼性の高い外部データセンターに設置しており、バックアップシステムの整備や回線の多重化等の整備を行い、危機管理体制を整備しております。

しかしながら、これらシステムに、ハードウェア、ソフトウェアの不具合、人為的ミス、通信回線の障害、コンピュータウイルス、サイバーテロの他、災害等によって障害が発生し機能不全に陥り事業活動に支障をきたす場合には、当社グループの風評、経営成績及び財政状態等に重大な影響を与える可能性があります。

また、当社グループの扱う業務は、その全て又は一部をコンピュータシステムに依存しており、アクセス数の急激な増加、取引注文の想定外の集中等によりシステム障害が生じ、顧客取引の処理を適切に行えない場合には、当社グループの風評、経営成績及び財政状態等に重大な影響を与える可能性があります。

システム開発について

当社グループでは、外国為替証拠金取引市場における競争優位性を確保していくため、独創的で差別化された取引サービスの提供とトレードシステムのインフラ整備、強化を最優先課題の一つと認識し、積極的に経営資源を投入し他社との差別化を図っております。当社グループは今後、外国為替取引システム基幹系において、1)顧客増加と約定件数増加に対するサーバ増強、2)瞬間約定処理能力向上のための基幹エンジン強化、3)CRM（注1）を含む業務処理能力アップ等のシステム開発を行ってまいります。また、フロントのアプリケーションソフトとして外国為替証拠金取引におけるアクティブ投資家層向け及びビギナー層向けフロントシステムの開発を行い、多様な顧客ニーズに対応するなかで顧客基盤の拡大、強化に結び付けていく考えであります。加えて、金融機関や事業会社に外国為替取引システムを提供するB to B展開のためのパッケージソフトの更なる開発、収益源の多様化と新たな成長分野の開拓に向けたOTC（注2）システムの開発を考えております。

しかしながら、こうしたシステム開発が計画どおりに進まずシステム投資の額が想定を超えて多額になった場合、また、当初予想していたおりの投資効果が得られず損失を蒙った場合には、当社グループの風評、経営成績及び財政状態等に重大な影響を与える可能性があります。

(注1) CRMは、「Customer Relationship Management」の略であり、「一人ひとりの顧客ニーズ」を中心に考えたマーケティング手法のことです。

(注2) OTCは、「Over The Counter」の略であり、「店頭相対取引」又はその対象のことです。

原子力発電所の稼働停止等による電力不足の懸念について

当社グループでは、電力不足による電力供給制限等がなされた場合に備え、事業継続計画に基づいてデータセンターもしくは本社事務所ビルにおける自家発電による電力供給の確保等の対策の推進により、電力不足やその他災害等による停電があった場合でも、直にはコンピュータシステムの運用に影響を与えないよう体制を整備しております。

しかしながら、電力不足の深刻化により電力供給が制限され、かつ自家発電による電力供給能力が全面的にもしくは部分的に機能しなくなるような事態が発生した場合には、当社グループのコンピュータシステムが機能不全に陥り事業活動に重大な支障が生じ、当社グループの風評、経営成績及び財政状態等に重大な影響を与える可能性があります。

(7) カウンターパーティについて

当社グループが提供する外国為替証拠金取引「パートナーズFX」及び「パートナーズFX nano」は、顧客と当社グループによる相対取引であります。また、平成21年7月21日からは、取引所外国為替証拠金取引市場である「大証FX」にマーケットメイカーとして参加しており、呼び値を常時提供しております。当社グループは、これらの取引より生じる為替ポジションをリスクヘッジするため、カウンターパーティとも相対取引を行っております。平成24年5月31日現在、当社グループは、取引先リスク等を分散するために日米欧において実績のある銀行、証券会社等14社のカウンターパーティと取引を行っております。

しかしながら、当該カウンターパーティがシステム障害その他の理由で機能不全に陥った場合には、顧客に対するポジションのリスクヘッジが実行できない可能性があり、そのような場合、当社グループの風評、経営成績及び財政状態等に重大な影響を与える可能性があります。

(8) 相場の急激な変動による当社グループの業績への影響について

当社グループが提供する外国為替証拠金取引において、顧客が当社グループが提示する為替レートによる取引を行った場合には、外国為替に係る自己売買ポジションが発生いたします。従いまして、当社グループの自己売買ポジションは、外国為替証拠金取引による顧客からの売買取引によりその都度発生いたしますが、当社グループではカウンターパーティとのカバー取引により、自己売買ポジションを速やかにヘッジすることに努め、自己売買ポジションの為替変動リスクを回避しております。

しかしながら、何らかの突発的な事象を材料に為替相場が短時間のうちに急激に変動した場合には、当社グループがカウンターパーティに対し、自己売買ポジションのカバー取引が行えない可能性があり、その際には当社グループ自身が為替変動リスクを負うこととなります。こうした想定外の事態が発生した場合には、ポジションによっては多大な損失を蒙る可能性があり、当社グループの風評、経営成績及び財政状態等に重大な影響を与える可能性があります。

また、当社グループではロスカット制度を採用しており、顧客に損失が発生した場合でも預り証拠金の範囲内に損失額が収まるように、顧客の与信リスク管理には万全を期しておりますが、為替相場の急変等により顧客に多大な損失が発生した場合には、当社グループの風評、経営成績及び財政状態等に重大な影響を与える可能性があります。

(9) 株式及び株主について

大株主について

平成24年3月31日現在の株主名簿によれば、東短ホールディングス株式会社は当社株式を37,500株（発行済株式総数の11.66%所有、大株主第1位）、並びに楽天証券株式会社は同32,820株（同10.21%所有、大株主第2位）を保有しております。

両社は、自社もしくはグループ会社を通じて当社グループと同様に外国為替証拠金取引業務もしくは外国為替取引業務等を行っており、当社グループと現在競合しているかもしくは将来競合する可能性があります。また、当社グループは楽天証券株式会社に対し外国為替証拠金取引のホワイトラベル提供を行っております。現状では、両社は当社株主として当社グループと友好的関係にあります。今後の事業環境、経営戦略によっては関係に変化が生じる可能性があります。

なお、楽天証券株式会社は、外国為替証拠金取引のホワイトラベル提供について「(3) 業績等について 外国為替証拠金取引のホワイトラベル提供について」に記載のとおり表明を行っております。

ストック・オプション制度について

平成24年5月31日現在、ストック・オプションを含む新株予約権による潜在株式数は8回分、合計22,875株が当社グループの役員及び従業員に対して発行されております。

これらの新株予約権が行使されれば、当社グループの1株当たりの株式価値は希薄化します。また、今後において当社グループの業績向上に対する意欲や士気を高めることを目的として、新株予約権の発行を行う可能性があり、追加された新株予約権の付与は1株当たりの株式価値の一層の希薄化を招く可能性があります。

各回におけるストック・オプションの付与内容につきましては「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」をご参照ください。

5 【経営上の重要な契約等】

契約会社名	契約締結日	契約の名称	相手先	契約内容	契約期間及び更新条件
<ul style="list-style-type: none"> ・株式会社マネーパートナーズ (連結子会社) ・株式会社マネーパートナーズソリューションズ (連結子会社) 	平成20年 5月9日	サービス基本 契約書	楽天証券株式会社	外国為替取引システムの利用による外国為替証拠金取引サービスの提供及びこれに付随する業務	契約期間 平成20年5月9日から平成22年9月8日まで 更新条件 当事者の一方から書面による契約終了の意思表示がない限り同一条件にて1年間更新
<ul style="list-style-type: none"> ・株式会社マネーパートナーズ (連結子会社) 	平成20年 5月23日	カウンターパーティ契約書	楽天証券株式会社	外国為替証拠金取引のカバー取引及び外国為替市場情報の提供	契約期間 平成20年5月23日から平成22年9月8日まで 更新条件 当事者の一方から書面による契約終了の意思表示がない限り同一条件にて2年間更新
<ul style="list-style-type: none"> ・株式会社マネーパートナーズ (連結子会社) 	平成22年 1月29日	顧客区分管理 信託契約書	株式会社三井住友銀行並びに受益者代理人	顧客から預託を受けた外国為替証拠金に係る金銭の区分管理	契約期間 平成22年1月29日から平成23年1月31日まで 更新条件 当事者の一方から書面による契約終了の意思表示がない限り同一条件にて1年間更新
<ul style="list-style-type: none"> ・株式会社マネーパートナーズ (連結子会社) 	平成22年 1月29日	顧客区分管理 信託契約書	みずほ信託銀行株式会社並びに受益者代理人	顧客から預託を受けた外国為替証拠金に係る金銭の区分管理	契約期間 平成22年1月29日から平成22年3月31日まで 更新条件 当事者の一方から書面による契約終了の意思表示がない限り同一条件にて1年間更新

6 【研究開発活動】

該当事項はありません。

7【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

本項に記載した将来に関する事項は、有価証券報告書提出日現在において、当社グループが判断したものであります。

(1) 重要な会計方針及び見積り

当社グループの連結財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。この連結財務諸表の作成にあたり、経営者は決算日における資産・負債の報告数値及び報告期間における収益・費用の報告数値に影響を与える見積りを行う必要があります。これらの見積りについては、過去の実績や状況に応じた合理的と考えられる方法により判断しておりますが、実際の結果は見積り特有の不確実性があるため、これらの見積りと異なる場合があります。

当社は、特に以下の重要な会計方針が、当社グループの連結財務諸表の作成において使用される重要な見積りに大きな影響を及ぼすと考えております。

デリバティブの評価

当社グループは、デリバティブ取引の結果生じる正味の債権及び債務については時価をもって貸借対照表価額とし、その評価差額は当期の損益として処理しております。評価に使用する時価は、インターバンク市場における価額を参照し当社グループの顧客に対して取引価額として生成、提示する買い価額と売り価額の仲値を採用しております。

貸倒引当金

当社グループは、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別の回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。従って、債務者の財政状態が悪化し、その支払能力が低下した場合には、追加の引当が必要となることがあります。

(2) 経営成績に重要な影響を与える要因について

当社グループは主として外国為替証拠金取引に係る事業を行っていることから、営業収益は、経常的に当社グループの顧客の外国為替証拠金取引における投資動向に大きな影響を受けます。とりわけ外国為替市場の変動率（ボラティリティ）は、これが高まれば外国為替証拠金取引は活発に、低下すれば不活発になる傾向があることから、経営成績に重要な影響を与える主要な要因であると考えております。この他、「第2 事業の状況 4 事業等のリスク」に記載の要因は、経営成績に影響を与える可能性があります。

(3) 経営戦略の現状と見通し

当社グループは、外国為替証拠金取引をはじめとする店頭デリバティブ取引を事業領域としつつ、一般の個人投資家からの小口かつ大量の取引を最小限のリスクで収益化する能力をコアコンピタンスとすることにより、世界に通用するリクイディティポータル（流動性の玄関口）を目指してまいります。当面は、主たるサービスである外国為替証拠金取引に注力すべく経営資源を集中してまいります。外国為替証拠金取引は、これまで実施された規制により取引の安全性や透明度が高まったことにより徐々に一般に対する認知度が向上し顧客層の裾野が広がつつある一方、業界における競争は一段と厳しさを増しており、当社グループは単に店頭デリバティブ取引としてのサービスにとどまらず、外貨両替等の実需に対するサービス提供を強化するとともに、代用有価証券サービス等の外国為替証拠金取引を主力とする証券会社としての証券サービス強化を通じて、業界における独自のポジションを構築してまいります。

(4) 資本の財源及び資金の流動性についての分析

資産、負債及び純資産の状況

当連結会計年度末の資産は、前連結会計年度末と比較して7,443百万円増加し、51,906百万円となりました。これは、流動資産が、現金・預金の増加1,077百万円のほか、顧客から外国為替証拠金取引の証拠金として預託された金銭の増加等に伴う顧客区分管理信託を中心とする預託金の増加5,886百万円等により7,642百万円増加した一方、固定資産が、ソフトウェアの取得や投資有価証券の取得等による増加があったもののソフトウェアの除却や減価償却等による減少により198百万円減少したことによるものであります。

負債は、前連結会計年度末と比較して7,231百万円増加し、42,205百万円となりました。これは、顧客からの預り資産の増加に伴う受入保証金の増加6,882百万円等により流動負債が7,231百万円増加したこと等によるものであります。

純資産は、前連結会計年度末と比較して211百万円増加し、9,701百万円となりました。これは、当期純利益の計上による増加337百万円があった一方、剰余金の配当による減少60百万円やストック・オプションの放棄に伴う新株予約権の減少65百万円等があったことによるものであります。

(流動資産)

当連結会計年度末における主な流動資産の内訳は、預託金28,399百万円、現金・預金8,633百万円、トレーディング商品(資産)7,435百万円及び短期差入保証金4,358百万円であります。当連結会計年度においては、顧客から外国為替証拠金取引の証拠金として預託された金銭の増加等に伴う顧客区分管理信託を中心とする預託金が5,886百万円増加したほか、現金・預金1,077百万円の増加等により、流動資産は7,642百万円の増加となりました。

(固定資産)

当連結会計年度末における主な固定資産の内訳は、ソフトウェア1,031百万円、長期差入保証金493百万円、投資有価証券272百万円であります。当連結会計年度においては、CFD(差金決済取引)の新規提供や外国為替証拠金取引の機能追加等に伴うソフトウェアの取得344百万円等の増加要因があった一方、減価償却による減少等により、固定資産は198百万円の減少となりました。

(流動負債)

当連結会計年度末における主な流動負債の内訳は、受入保証金39,034百万円、未払費用1,298百万円及びトレーディング商品(負債)1,266百万円であります。当連結会計年度においては、顧客からの預り資産の増加に伴う受入保証金の増加6,882百万円等により、流動負債は7,231百万円の増加となりました。

(純資産)

当連結会計年度末における純資産の内訳は、資本金1,786百万円、資本剰余金1,862百万円、利益剰余金6,912百万円、自己株式860百万円等であります。当連結会計年度においては、当期純利益の計上に伴う繰越利益剰余金の増加337百万円があった一方、剰余金の配当に伴う利益剰余金の減少60百万円、ストック・オプションの放棄に伴う新株予約権の減少65百万円があったこと等により、純資産は211百万円の増加となりました。

キャッシュ・フローの状況

当社グループは、外国為替取引を専門とする事業形態をとっていることから、顧客との外国為替取引に係る資産及び負債がそれぞれの大部分を占めております。これらの資産及び負債は、顧客との外国為替取引及び外国為替相場の動向により日々変動いたしますが、当社グループにおいては、顧客との外国為替取引の結果生じる外国為替ポジションの偏りをカウンターパーティとの外国為替取引により完全にカバーするよう運用を行っているため、顧客及びカウンターパーティとの外国為替取引に係る資産及び負債トータルの増減はほぼ営業収益の額の動きに連動し、これが当社グループのキャッシュ・フローの源泉となっております。一方、主な負のキャッシュ・フローとしては、営業活動によるキャッシュ・フローにおいては、営業費用に係る支出や法人税等の支払に係る支出のほか、増加する外国為替取引に備えて行うカウンターパーティへの差入証拠金の積み増し等への支出があり、投資活動によるキャッシュ・フローにおいては、増加する外国為替取引への対応や競業他社との差別化のために行う外国為替取引システム等への投資のための支出があります。

なお、当連結会計年度におけるキャッシュ・フローの詳細は「第2 事業の状況 1 業績等の概要 (2) キャッシュ・フロー」に記載のとおりであります。

(5) 経営者の問題認識と今後の方針

経営者の問題認識と今後の方針については、「第2 事業の状況 3 対処すべき課題」に記載のとおりであります。

第3【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

当社グループは、増加する外国為替証拠金取引を背景に外国為替取引システムの利便性、安定性並びに処理能力の増強を図るため、ソフトウェアや器具備品を中心とするコンピュータシステムへの設備投資を実施してまいりました。

当連結会計年度における主な設備投資は、金と銀を原資産とするCFD（差金決済取引）に係る取引システムの新設やスマートフォンに対応した取引ツールの新サービス提供のほか、現行サービスの機能追加等に伴うソフトウェアの取得344百万円、既存のネットワーク関連ハードウェアの更新に伴う器具備品の取得5百万円等となっております。また、データセンターのハードウェア設備の増強を目的として、支払総額131百万円のリース契約を締結しております。

2【主要な設備の状況】

当社グループにおける主要な設備は、以下のとおりであります。

(1) 提出会社

平成24年3月31日現在

事業所名 (所在地)	設備の内容	帳簿価額(百万円)				従業員数 (人)
		建物 (附属設備)	器具備品	ソフトウェア	合計	
本社 (東京都港区)	管理設備他	-	-	-	-	17

(注) 1. 上記のほか、当社は本社事務所を賃借しており、当連結会計年度における賃借料は28百万円であります。
2. 上記金額には消費税等を含めておりません。

(2) 国内子会社

平成24年3月31日現在

会社名	事業所名 (所在地)	設備の内容	帳簿価額(百万円)				従業員数 (人)
			建物 (附属設備)	器具備品	ソフトウェア	合計	
株式会社マネーパートナーズ	東京都港区	管理設備他	51	76	1,082	1,210	78

(注) 1. 上記のほか、株式会社マネーパートナーズは本社事務所を賃借しており、当連結会計年度における賃借料は268百万円であります。
2. 上記金額には消費税等を含めておりません。
3. リース契約による主要な賃借設備は以下のとおりであります。

会社名	事業所名 (所在地)	設備の内容	件数	リース期間	年間リース料 (百万円)	リース契約残高 (百万円)
株式会社マネーパートナーズ	東京都港区	外国為替取引システム	13	1～4年	104	168
株式会社マネーパートナーズ	東京都港区	管理設備	6	1～2年	4	4

3【設備の新設、除却等の計画】

(1) 重要な設備の新設等

会社名	事業所名	所在地	設備の内容	投資予定金額		資金調達方法	着手及び完了予定	
				総額 (百万円)	既支払額 (百万円)		着手	完了
株式会社マネーパートナーズ	本社	東京都港区	外国為替取引システム(約定取引系)	600	-	ファイナンスリース	平成23年9月	平成24年7月
株式会社マネーパートナーズ	本社	東京都港区	外国為替取引システム(顧客取引系)	250	-	ファイナンスリース	平成24年3月	平成24年10月

(注) 上記金額には消費税等を含めておりません。

(2) 重要な設備の除却等

経常的な設備の更新のための除却等を除き、重要な設備の除却等の計画はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	1,080,000
計	1,080,000

【発行済株式】

種類	事業年度末現在発行数(株) (平成24年3月31日)	提出日現在発行数(株) (平成24年6月25日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	321,480	321,480	東京証券取引所 市場第二部 大阪証券取引所 JASDAQ (スタンダード)	当社は単元株制度 は採用しておりま せん。
計	321,480	321,480	-	-

(注)「提出日現在発行数」欄には、平成24年6月1日からこの有価証券報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は含まれておりません。

(2)【新株予約権等の状況】

旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づく新株予約権に関する事項は、以下のとおりであります。

(第1回)平成17年6月28日臨時株主総会決議

区分	事業年度末現在 (平成24年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成24年5月31日)
新株予約権の数(個)(注1)	27	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)(注1)	810(注4、5)	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	11,000(注4、5)	同左
新株予約権の行使期間	平成19年6月29日から 平成27年6月28日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の 発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 11,000 資本組入額 5,500 (注4、5)	同左
新株予約権の行使の条件	(注3)	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-	-

(注)1.新株予約権の数及び新株予約権の目的となる株式の数は、臨時株主総会決議による新株発行予定数から、退職等により権利を喪失した者の新株予約権の数及び新株予約権の目的となる株式の数を減じております。

2.新株予約権発行後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、株式分割の場合は株式分割のための株式割当日の翌日以降、株式併合の場合は株式併合の効力発生の時をもって、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{株式分割} \cdot \text{株式併合の比率}}$$

また、当社が、新株予約権発行後、合併する場合、株式交換もしくは株式移転を行う場合、その他調整の必要が生じた場合には、当社は、払込金額について、合理的な範囲で必要と認める調整を行うことができる。

3.新株予約権の行使の条件は、以下のとおりであります。

(1)新株予約権者は、新株予約権の行使に際し、次の制約を受けるものとする。

新株予約権者は、新株予約権の行使時においても当社もしくは当社子会社の取締役、監査役または従業員であることを要する。ただし、新株予約権者が、新株予約権の行使時において当社の取締役、監査役または従業員でない場合であっても、当社の取締役もしくは監査役を任期満了により退任した場合、当社就業規則に規定する当社都合退職した場合、または新株予約権を行使できることについて当社取締役会の承認を得た場合にはこの限りではない。

新株予約権者は、以下の区分に従って、割当を受けた新株予約権の全部又は一部を行使することができる（ただし、かかる行使により発行される株式数は1株の整数倍でなければならない。）。

() 平成19年6月29日以降、割当を受けた新株予約権の目的となる株式数のうち、その2分の1までについて権利を行使することができる。

() 平成20年6月29日以降、割当を受けた新株予約権の目的となる株式数のうち、そのすべてについて権利を行使することができる。

新株予約権者が死亡した場合は、新株予約権者の相続人は、新株予約権を行使することはできない。

新株予約権者は、一度の権利行使において新株予約権の全部又は一部を行使することができる。ただし、1個の新株予約権の一部につき行使することはできない。

新株予約権者は、新株予約権の行使に係る権利行使価額の年間（1月1日から12月31日まで）の合計額が金1,200万円を超えないように、割当を受けた新株予約権を行使しなければならない。

(2) 次に定めるいずれかの事由及び条件に該当した場合、当社は対象となる新株予約権を無償で取得できる。当社が消滅会社となる合併契約書が承認されたとき又は当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案もしくは株式移転の議案につき株主総会で承認されたとき（存続会社又は当社の完全親会社が新株予約権に係る義務を承継するときを除く。）。

新株予約権の行使の条件に該当しなくなったため、新株予約権の全部又は一部につき行使できないものが生じたとき。

新株予約権者が新株予約権の全部又は一部を放棄した場合。

当社と新株予約権者との間の契約により新株予約権が失効した場合。

4. 平成18年12月12日開催の取締役会決議により平成19年1月1日付で株式1株につき10株の株式分割を行っております。

5. 平成19年12月3日開催の取締役会決議により平成20年1月1日付で株式1株につき3株の株式分割を行っております。

(第2回)平成17年10月3日臨時株主総会決議

区分	事業年度末現在 (平成24年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成24年5月31日)
新株予約権の数(個)(注1)	15	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)(注1)	450(注4、5)	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	20,000(注4、5)	同左
新株予約権の行使期間	平成19年10月4日から 平成27年10月3日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 20,000 資本組入額 10,000 (注4、5)	同左
新株予約権の行使の条件	(注3)	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-	-

(注)1. 新株予約権の数及び新株予約権の目的となる株式の数は、臨時株主総会決議による新株発行予定数から、退職等により権利を喪失した者の新株予約権の数及び新株予約権の目的となる株式の数を減じております。

2. 新株予約権発行後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、株式分割の場合は株式分割のための株式割当日の翌日以降、株式併合の場合は株式併合の効力発生の時をもって、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{株式分割} \cdot \text{株式併合の比率}}$$

また、当社が、新株予約権発行後、合併する場合、株式交換もしくは株式移転を行う場合、その他調整の必要が生じた場合には、当社は、払込金額について、合理的な範囲で必要と認める調整を行うことができる。

3. 新株予約権の行使の条件は、以下のとおりであります。

(1) 新株予約権者は、新株予約権の行使に際し、次の制約を受けるものとする。

新株予約権者は、新株予約権の行使時においても当社もしくは当社子会社の取締役、監査役又は従業員であることを要する。ただし、新株予約権者が、新株予約権の行使時において当社の取締役、監査役または従業員でない場合であっても、当社の取締役もしくは監査役を任期満了により退任した場合、当社就業規則に規定する当社都合退職した場合、または新株予約権を行使できることについて当社取締役会の承認を得た場合にはこの限りではない。

新株予約権者は、以下の区分に従って、割当を受けた新株予約権の全部又は一部を行使することができる（ただし、かかる行使により発行される株式数は1株の整数倍でなければならない。）。

- () 平成19年10月4日以降、割当を受けた新株予約権の目的となる株式数のうち、その2分の1までについて権利を行使することができる。
- () 平成20年10月4日以降、割当を受けた新株予約権の目的となる株式数のうち、そのすべてについて権利を行使することができる。

新株予約権者が死亡した場合は、新株予約権者の相続人は、新株予約権を行使することはできない。
 新株予約権者は、一度の手續において新株予約権の全部又は一部を行使することができる。ただし、1個の新株予約権の一部につき行使することはできない。
 新株予約権者は、新株予約権の行使に係る権利行使価額の年間（1月1日から12月31日まで）の合計額が金1,200万円を超えないように、割当を受けた新株予約権を行使しなければならない。

- (2) 次に定めるいずれかの事由及び条件に該当した場合、当社は対象となる新株予約権を無償で取得できる。
 当社が消滅会社となる合併契約書が承認されたとき又は当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案もしくは株式移転の議案につき株主総会で承認されたとき（存続会社又は当社の完全親会社が新株予約権に係る義務を承継するときを除く。）。
 新株予約権の行使の条件に該当しなくなったため、新株予約権の全部又は一部につき行使できないものが生じたとき。

新株予約権者が新株予約権の全部又は一部を放棄した場合。
 当社と新株予約権者との間の契約により新株予約権が失効した場合。

- 4. 平成18年12月12日開催の取締役会決議により平成19年1月1日付で株式1株につき10株の株式分割を行っております。
- 5. 平成19年12月3日開催の取締役会決議により平成20年1月1日付で株式1株につき3株の株式分割を行っております。

(第3回)平成17年10月3日及び平成18年2月13日臨時株主総会決議

区分	事業年度末現在 (平成24年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成24年5月31日)
新株予約権の数(個)	37	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	1,110(注3、4)	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	20,000(注3、4)	同左
新株予約権の行使期間	平成20年2月14日から 平成27年10月3日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 20,000 資本組入額 10,000 (注3、4)	同左
新株予約権の行使の条件	(注2)	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-	-

(注) 1. 新株予約権発行後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、株式分割の場合は株式分割のための株式割当日の翌日以降、株式併合の場合は株式併合の効力発生の時をもって、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{株式分割・株式併合の比率}}$$

また、当社が、新株予約権発行後、合併する場合、株式交換もしくは株式移転を行う場合、その他調整の必要が生じた場合には、当社は、払込金額について、合理的な範囲で必要と認める調整を行うことができる。

2. 新株予約権の行使の条件は、以下のとおりであります。
- (1) 新株予約権者は、新株予約権の行使に際し、次の制約を受けるものとする。
- 新株予約権者は、新株予約権の行使時においても当社もしくは当社子会社の取締役、監査役又は従業員であることを要する。ただし、新株予約権者が、新株予約権の行使時において当社の取締役、監査役または従業員でない場合であっても、当社の取締役もしくは監査役を任期満了により退任した場合、当社就業規則に規定する当社都合退職した場合、または新株予約権を行使できることについて当社取締役の承認を得た場合にはこの限りではない。
 新株予約権者は、以下の区分に従って、割当を受けた新株予約権の全部又は一部を行使することができる（ただし、かかる行使により発行される株式数は1株の整数倍でなければならない。）。
 () 平成20年2月14日以降、割当を受けた新株予約権の目的となる株式数のうち、その2分の1までについて権利を行使することができる。
 () 平成21年2月14日以降、割当を受けた新株予約権の目的となる株式数のうち、そのすべてについて権利を行使することができる。

新株予約権者が死亡した場合は、新株予約権者の相続人は、新株予約権を行使することはできない。
 新株予約権者は、一度の手續において新株予約権の全部又は一部を行使することができる。ただし、1個の新株予約権の一部につき行使することはできない。
 新株予約権者は、新株予約権の行使に係る権利行使価額の年間（1月1日から12月31日まで）の合計額が金1,200万円を超えないように、割当を受けた新株予約権を行使しなければならない。

- (2) 次に定めるいずれかの事由及び条件に該当した場合、当社は対象となる新株予約権を無償で取得できる。
 当社が消滅会社となる合併契約書が承認されたとき又は当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案もしくは株式移転の議案につき株主総会で承認されたとき（存続会社又は当社の完全親会社が新株予約権に係る義務を承継するときを除く。）。
 新株予約権の行使の条件に該当しなくなったため、新株予約権の全部又は一部につき行使できないものが生じたとき。
 新株予約権者が新株予約権の全部又は一部を放棄した場合。
 当社と新株予約権者との間の契約により新株予約権が失効した場合。
3. 平成18年12月12日開催の取締役会決議により平成19年1月1日付で株式1株につき10株の株式分割を行っております。
4. 平成19年12月3日開催の取締役会決議により平成20年1月1日付で株式1株につき3株の株式分割を行っております。

(第4回)平成18年4月28日臨時株主総会決議

区分	事業年度末現在 (平成24年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成24年5月31日)
新株予約権の数(個)(注1)	93	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)(注1)	2,790(注4、5)	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	30,000(注4、5)	同左
新株予約権の行使期間	平成20年4月29日から 平成28年4月28日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 30,000 資本組入額 15,000 (注4、5)	同左
新株予約権の行使の条件	(注3)	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-	-

(注)1. 新株予約権の数及び新株予約権の目的となる株式の数は、臨時株主総会決議による新株発行予定数から、退職等により権利を喪失した者の新株予約権の数及び新株予約権の目的となる株式の数を減じております。

2. 新株予約権発行後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、株式分割の場合は株式分割のための株式割当日の翌日以降、株式併合の場合は株式併合の効力発生の時をもって、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{株式分割・株式併合の比率}}$$

また、当社が、新株予約権発行後、合併する場合、株式交換もしくは株式移転を行う場合、その他調整の必要が生じた場合には、当社は、払込金額について、合理的な範囲で必要と認める調整を行うことができる。

3. 新株予約権の行使の条件は、以下のとおりであります。

- (1) 新株予約権者は、新株予約権の行使に際し、次の制約を受けるものとする。

新株予約権者は、新株予約権の行使時においても当社もしくは当社子会社の取締役、監査役又は従業員であることを要する。ただし、新株予約権者が、新株予約権の行使時において当社の取締役、監査役または従業員でない場合であっても、当社の取締役もしくは監査役を任期満了により退任した場合、当社就業規則に規定する当社都合退職した場合、または新株予約権を行使できることについて当社取締役会の承認を得た場合にはこの限りではない。

新株予約権者は、以下の区分に従って、割当を受けた新株予約権の全部又は一部を行使することができる(ただし、かかる行使により発行される株式数は1株の整数倍でなければならない。)

- () 平成20年4月29日以降、割当を受けた新株予約権の目的となる株式数のうち、その2分の1までについて権利を行使することができる。
- () 平成21年4月29日以降、割当を受けた新株予約権の目的となる株式数のうち、そのすべてについて権利を行使することができる。

新株予約権者が死亡した場合は、新株予約権者の相続人は、新株予約権を行使することはできない。
 新株予約権者は、一度の手續において新株予約権の全部又は一部を行使することができる。ただし、1

個の新株予約権の一部につき行使することはできない。

新株予約権者は、新株予約権の行使に係る権利行使価額の年間（1月1日から12月31日まで）の合計額が金1,200万円を超えないように、割当を受けた新株予約権を行使しなければならない。

- (2) 次に定めるいずれかの事由及び条件に該当した場合、当社は対象となる新株予約権を無償で取得できる。当社が消滅会社となる合併契約書が承認されたとき又は当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案もしくは株式移転の議案につき株主総会で承認されたとき（存続会社又は当社の完全親会社が新株予約権に係る義務を承継するときを除く。）。

新株予約権の行使の条件に該当しなくなったため、新株予約権の全部又は一部につき行使できないものが生じたとき。

新株予約権者が新株予約権の全部又は一部を放棄した場合。

当社と新株予約権者との間の契約により新株予約権が失効した場合。

4. 平成18年12月12日開催の取締役会決議により平成19年1月1日付で株式1株につき10株の株式分割を行っております。
5. 平成19年12月3日開催の取締役会決議により平成20年1月1日付で株式1株につき3株の株式分割を行っております。

会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づく新株予約権に関する事項は、以下のとおりであります。

（第5回）平成18年8月17日臨時株主総会決議

区分	事業年度末現在 (平成24年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成24年5月31日)
新株予約権の数(個)	336	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	10,080(注3、4)	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	30,000(注3、4)	同左
新株予約権の行使期間	平成20年9月16日から 平成28年8月17日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 30,000 資本組入額 15,000 (注3、4)	同左
新株予約権の行使の条件	(注2)	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-	-

(注) 1. 新株予約権発行後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、株式分割の場合は株式分割のための株式割当日の翌日以降、株式併合の場合は株式併合の効力発生の時をもって、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{株式分割・株式併合の比率}}$$

また、当社が、新株予約権発行後、合併する場合、株式交換もしくは株式移転を行う場合、その他調整の必要が生じた場合には、当社は、払込金額について、合理的な範囲で必要と認める調整を行うことができる。

2. 新株予約権の行使の条件は、以下のとおりであります。

- (1) 新株予約権者は、新株予約権の行使に際し、次の制約を受けるものとする。

新株予約権者は、新株予約権の行使時においても当社もしくは当社子会社の取締役、監査役又は従業員であることを要する。ただし、新株予約権者が、新株予約権の行使時において当社の取締役、監査役または従業員でない場合であっても、当社の取締役もしくは監査役を任期満了により退任した場合、当社就業規則に規定する当社都合退職した場合、または新株予約権を行使できることについて当社取締役会の承認を得た場合にはこの限りではない。

新株予約権者が死亡した場合は、新株予約権者の相続人は、新株予約権を行使することはできない。

新株予約権者は、一度の手続において新株予約権の全部又は一部を行使することができる。ただし、1個の新株予約権の一部につき行使することはできない。

- (2) 次に定めるいずれかの事由及び条件に該当した場合、当社は対象となる新株予約権を無償で取得できる。当社が消滅会社となる合併契約書が承認されたとき又は当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案もしくは株式移転の議案につき株主総会で承認されたとき（存続会社又は当社の完全親会社が新株予約権に係る義務を承継するときを除く。）。

新株予約権の行使の条件に該当しなくなったため、新株予約権の全部又は一部につき行使できないものが生じたとき。

新株予約権者が新株予約権の全部又は一部を放棄した場合。

当社と新株予約権者との間の契約により新株予約権が失効した場合。

3. 平成18年12月12日開催の取締役会決議により平成19年1月1日付で株式1株につき10株の株式分割を行っております。
4. 平成19年12月3日開催の取締役会決議により平成20年1月1日付で株式1株につき3株の株式分割を行っております。

(第6回)平成18年8月17日臨時株主総会決議

区分	事業年度末現在 (平成24年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成24年5月31日)
新株予約権の数(個)(注1)	99	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)(注1)	2,970(注4、5)	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	30,000(注4、5)	同左
新株予約権の行使期間	平成20年10月14日から 平成28年8月17日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 30,000 資本組入額 15,000 (注4、5)	同左
新株予約権の行使の条件	(注3)	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-	-

- (注) 1. 新株予約権の数及び新株予約権の目的となる株式の数は、臨時株主総会決議による新株発行予定数から、退職等により権利を喪失した者の新株予約権の数及び新株予約権の目的となる株式の数を減じております。
2. 新株予約権発行後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、株式分割の場合は株式分割のための株式割当日の翌日以降、株式併合の場合は株式併合の効力発生の時をもって、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{株式分割・株式併合の比率}}$$

当社が、新株予約権発行後、合併する場合、株式交換もしくは株式移転を行う場合、その他調整の必要が生じた場合には、当社は、払込金額について、合理的な範囲で必要と認める調整を行うことができる。

3. 新株予約権の行使の条件は、以下のとおりであります。
 - (1) 新株予約権者は、新株予約権の行使に際し、次の制約を受けるものとする。

新株予約権者は、新株予約権の行使時においても当社もしくは当社子会社の取締役、監査役又は従業員であることを要する。ただし、新株予約権者が、新株予約権の行使時において当社の取締役、監査役または従業員でない場合であっても、当社の取締役もしくは監査役を任期満了により退任した場合、当社就業規則に規定する当社都合退職した場合、または新株予約権を行使できることについて当社取締役会の承認を得た場合にはこの限りではない。

新株予約権者が死亡した場合は、新株予約権者の相続人は、新株予約権を行使することはできない。

新株予約権者は、一度の手続において新株予約権の全部又は一部を行使することができる。ただし、1個の新株予約権の一部につき行使することはできない。
 - (2) 次に定めるいずれかの事由及び条件に該当した場合、当社は対象となる新株予約権を無償で取得できる。当社が消滅会社となる合併契約書が承認されたとき又は当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案もしくは株式移転の議案につき株主総会で承認されたとき(存続会社又は当社の完全親会社が新株予約権に係る義務を承継するときを除く。)。

新株予約権の行使の条件に該当しなくなったため、新株予約権の全部又は一部につき行使できないものが生じたとき。

新株予約権者が新株予約権の全部又は一部を放棄した場合。

当社と新株予約権者との間の契約により新株予約権が失効した場合。
4. 平成18年12月12日開催の取締役会決議により平成19年1月1日付で株式1株につき10株の株式分割を行っております。
5. 平成19年12月3日開催の取締役会決議により平成20年1月1日付で株式1株につき3株の株式分割を行っております。

(第7回)平成18年8月17日臨時株主総会及び平成18年10月30日臨時株主総会決議

区分	事業年度末現在 (平成24年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成24年5月31日)
新株予約権の数(個)	15	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左

新株予約権の目的となる株式の数(株)	450(注3、4)	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	30,000(注3、4)	同左
新株予約権の行使期間	平成20年10月31日から 平成28年8月17日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 30,000 資本組入額 15,000 (注3、4)	同左
新株予約権の行使の条件	(注2)	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-	-

(注)1. 新株予約権発行後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、株式分割の場合は株式分割のための株式割当日の翌日以降、株式併合の場合は株式併合の効力発生の時をもって、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{株式分割・株式併合の比率}}$$

当社が、新株予約権発行後、合併する場合、株式交換もしくは株式移転を行う場合、その他調整の必要が生じた場合には、当社は、払込金額について、合理的な範囲で必要と認める調整を行うことができる。

2. 新株予約権の行使の条件は、以下のとおりであります。

(1) 新株予約権者は、新株予約権の行使に際し、次の制約を受けるものとする。

新株予約権者は、新株予約権の行使時においても当社もしくは当社子会社の取締役、監査役又は従業員であることを要する。ただし、新株予約権者が、新株予約権の行使時において当社の取締役、監査役または従業員でない場合であっても、当社の取締役もしくは監査役を任期満了により退任した場合、当社就業規則に規定する当社都合退職した場合、または新株予約権を行使できることについて当社取締役会の承認を得た場合にはこの限りではない。

新株予約権者が死亡した場合は、新株予約権者の相続人は、新株予約権を行使することはできない。

新株予約権者は、一度の手続において新株予約権の全部又は一部を行使することができる。ただし、1個の新株予約権の一部につき行使することはできない。

(2) 次に定めるいずれかの事由及び条件に該当した場合、当社は対象となる新株予約権を無償で取得できる。

当社が消滅会社となる合併契約書が承認されたとき又は当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案もしくは株式移転の議案につき株主総会で承認されたとき(存続会社又は当社の完全親会社が新株予約権に係る義務を承継するときを除く。)。

新株予約権の行使の条件に該当しなくなったため、新株予約権の全部又は一部につき行使できないものが生じたとき。

新株予約権者が新株予約権の全部又は一部を放棄した場合。

当社と新株予約権者との間の契約により新株予約権が失効した場合。

3. 平成18年12月12日開催の取締役会決議により平成19年1月1日付で株式1株につき10株の株式分割を行っております。

4. 平成19年12月3日開催の取締役会決議により平成20年1月1日付で株式1株につき3株の株式分割を行っております。

(第9回)平成23年9月15日取締役会決議

区分	事業年度末現在 (平成24年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成24年5月31日)
新株予約権の数(個)(注1)	4,355	4,215
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)(注1)	4,355	4,215
新株予約権の行使時の払込金額(円)	31,254	同左
新株予約権の行使期間	平成25年10月1日から 平成33年9月29日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 31,254 資本組入額 15,627	同左
新株予約権の行使の条件	(注3)	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-	-

(注)1. 新株予約権の数及び新株予約権の目的となる株式の数は、取締役会決議による新株発行予定数から、退職等により権利を喪失した者の新株予約権の数及び新株予約権の目的となる株式の数を減じております。

2. 新株予約権発行後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、株式分割の場合は株式分割のための株式割当日の翌日以降、株式併合の場合は株式併合の効力発生の時をもって、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{株式分割・株式併合の比率}}$$

当社が、新株予約権発行後、合併する場合、株式交換もしくは株式移転を行う場合、その他調整の必要が生じた場合には、当社は、払込金額について、合理的な範囲で必要と認める調整を行うことができる。

3. 新株予約権の行使の条件は、以下のとおりであります。

- (1) 新株予約権者は、新株予約権の行使に際し、次の制約を受けるものとする。

新株予約権者は、新株予約権の行使時においても当社もしくは当社子会社の取締役、監査役又は従業員であることを要する。ただし、新株予約権者が、新株予約権の行使時において当社の取締役、監査役または従業員でない場合であっても、当社の取締役もしくは監査役を任期満了により退任した場合、当社就業規則に規定する当社都合退職した場合、または新株予約権を行使できることについて当社取締役会の承認を得た場合にはこの限りではない。

新株予約権者が死亡した場合は、新株予約権者の相続人は、新株予約権を行使することはできない。

新株予約権者は、一度の手續において新株予約権の全部又は一部を行使することができる。ただし、1個の新株予約権の一部につき行使することはできない。

- (2) 次に定めるいずれかの事由及び条件に該当した場合、当社は対象となる新株予約権を無償で取得できる。

当社が消滅会社となる合併契約書が承認されたとき又は当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案もしくは株式移転の議案につき株主総会で承認されたとき（存続会社又は当社の完全親会社が新株予約権に係る義務を承継するときを除く。）。

新株予約権の行使の条件に該当しなくなったため、新株予約権の全部又は一部につき行使できないものが生じたとき。

新株予約権者が新株予約権の全部又は一部を放棄した場合。

当社と新株予約権者との間の契約により新株予約権が失効した場合。

- (3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

- (4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成19年1月1日(注1)	81,000	90,000	-	275	-	351
平成19年6月20日(注2)	15,000	105,000	1,449	1,724	1,449	1,800
平成19年1月1日～ 平成19年12月31日(注3)	830	105,830	15	1,739	15	1,816
平成20年1月1日(注4)	211,660	317,490	-	1,739	-	1,816
平成20年1月1日～ 平成20年3月31日(注3)	270	317,760	2	1,741	2	1,818
平成20年4月1日～ 平成21年3月31日(注3)	2,280	320,040	26	1,768	26	1,844
平成21年4月1日～ 平成22年3月31日(注3)	1,440	321,480	17	1,786	17	1,862

(注) 1. 株式分割

株式1株につき10株の株式分割によるものであります。

2. 有償一般募集(ブックビルディング方式による募集)

発行価格 210,000円

発行価額 153,000円

引受価額 193,200円

資本組入額 96,600円

払込金総額 2,898百万円

3. 新株予約権の行使による増加であります。

4. 株式分割

株式1株につき3株の株式分割によるものであります。

(6) 【所有者別状況】

平成24年3月31日現在

区分	株式の状況							単元未満 株式の状況 (株)	
	政府及び地方 公共団体	金融機関	金融商品 取引業者	その他の 法人	外国法人等		個人その他		計
					個人以外	個人			
株主数(人)	-	4	12	40	19	7	5,879	5,961	-
所有株式数 (株)	-	5,774	36,794	92,996	45,343	81	140,492	321,480	-
所有株式数の 割合(%)	-	1.80	11.45	28.93	14.10	0.03	43.70	100.00	-

(注) 自己株式20,023株は、「個人その他」に含めて記載しております。

(7) 【大株主の状況】

平成24年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
東短ホールディングス株式会社	東京都中央区日本橋室町四丁目4番10号	37,500	11.66
楽天証券株式会社	東京都品川区東品川四丁目12番3号	32,820	10.21
メロンバンクエヌエー・トリ - ティ - クライアント オムニ バス (常任代理人 株式会社三菱東 京UFJ銀行)	ONE MELLON BANK CENTER, PITTSBURGH, PENNSYLVANIA (東京都千代田区丸の内二丁目7番1号 決済事業部)	29,808	9.27
株式会社大和証券グループ本社	東京都千代田区丸の内一丁目9番1号	23,120	7.19
株式会社シンプレクス・ホール ディングス	東京都中央区日本橋一丁目4番1号	18,000	5.60
エイチエスピーシー ファンド サービシズ スパークス アセ ット マネジメント コーポレイ テッド (常任代理人 香港上海銀行東 京支店 カストディ業務部)	1 QUEEN'S ROAD CENTRAL HONG KONG H.K. (東京都中央区日本橋三丁目11番1号)	8,855	2.75
ジャフコV2共有投資事業有限 責任組合	東京都千代田区大手町一丁目5番1号 (株式会社ジャフコ内)	8,679	2.70
北辰不動産株式会社	東京都港区西麻布三丁目2番1号	6,270	1.95
奥山 泰全	東京都豊島区	3,941	1.23
鈴木 章久	静岡県熱海市	3,795	1.18
計	-	172,788	53.75

(注) 1. 上記のほか、自己株式20,023株を所有しております。

2. フィデリティ投信株式会社及びその共同保有者であるエフエムアール エルエルシーより、平成24年2月23日付で提出された大量保有報告書の変更報告書により、平成24年2月17日現在で以下のとおり株式を保有している旨の報告を受けておりますが、当社として当事業年度末現在における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。

氏名又は名称	住所	所有株式数(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
フィデリティ投信株式会社	東京都港区虎ノ門四丁目3番1号 城山トラストタワー	0	-
エフエムアール エルエルシー	米国 02109 マサチューセッツ州ボス トン、デヴォンシャー・ストリート 82	29,808	9.27

(8) 【議決権の状況】
【発行済株式】

平成24年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 20,023	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 301,457	301,457	-
単元未満株式	-	-	-
発行済株式総数	321,480	-	-
総株主の議決権	-	301,457	-

【自己株式等】

平成24年3月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義所有 株式数(株)	他人名義所有 株式数(株)	所有株式数の 合計(株)	発行済株式総数に対 する所有株式数の割 合(%)
株式会社マネーパ ートナーズグループ	東京都港区六本木 一丁目6番1号	20,023	-	20,023	6.23
計	-	20,023	-	20,023	6.23

(9) 【ストック・オプション制度の内容】

当社は、ストック・オプション制度を採用しております。当該制度は、旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づき新株予約権を発行する方法、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき新株予約権を発行する方法によるものであります。当該制度の内容は、以下のとおりであります。

旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づくものは以下のとおりであります。

(平成17年6月28日臨時株主総会決議)

決議年月日	平成17年6月28日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社従業員34名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

(平成17年10月3日臨時株主総会決議)

決議年月日	平成17年10月3日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社従業員3名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

(平成17年10月3日及び平成18年2月13日臨時株主総会決議)

決議年月日	平成17年10月3日及び平成18年2月13日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社監査役1名及び当社従業員1名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

(平成18年4月28日臨時株主総会決議)

決議年月日	平成18年4月28日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社従業員45名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づくものは以下のとおりであります。

(平成18年8月17日臨時株主総会決議)

決議年月日	平成18年8月17日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役2名及び当社従業員2名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

(平成18年8月17日臨時株主総会決議)

決議年月日	平成18年8月17日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役5名及び当社従業員18名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

(平成18年8月17日及び平成18年10月30日臨時株主総会決議)

決議年月日	平成18年8月17日及び平成18年10月30日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社社外監査役3名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

(平成23年9月15日取締役会決議)

決議年月日	平成23年9月15日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社及び当社子会社従業員107名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

2【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 該当事項はありません。

(1)【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2)【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3)【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

該当事項はありません。

(4)【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数(株)	処分価額の総額(円)	株式数(株)	処分価額の総額(円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式				
消却の処分を行った取得自己株式				
合併、株式交換、会社分割に係る移転を行った取得自己株式				
その他 (-)				
保有自己株式数	20,023		20,023	

3【配当政策】

当社は、企業価値の長期継続的な創出、向上が株主利益貢献の基本であるとの認識のもと、株主の皆様への継続的かつ適正な利益還元を経営の重要課題と位置づけております。このような観点から、剰余金の配当につきましては、安定した配当を継続的に実施することを基本としつつ、各事業年度の業績、財務状況、今後の事業展開等を総合的に勘案し、連結当期純利益の30%を配当性向の目処としております。

当社は、中間及び期末配当の年2回の剰余金の配当を行うことを基本方針としており、これらの剰余金の配当の決定機関は、中間配当については取締役会、期末配当については株主総会であります。

当社は、「取締役会の決議により、毎年9月30日を基準日として、中間配当を行うことができる。」旨を定款に定めております。

なお、当事業年度に係る剰余金の配当は以下のとおりであります。

決議年月日	配当金の総額（百万円）	1株当たり配当額（円）
平成23年11月10日 取締役会決議	30	100
平成24年6月24日 定時株主総会決議	75	250

4【株価の推移】

(1)【最近5年間の事業年度別最高・最低株価】

回次	第3期	第4期	第5期	第6期	第7期	第8期
決算年月	平成19年12月	平成20年3月	平成21年3月	平成22年3月	平成23年3月	平成24年3月
最高（円）	605,000 114,000	116,000	166,000	61,200	34,500	19,600
最低（円）	272,000 91,000	61,600	49,750	27,500	12,390	11,220

(注) 1. 最高・最低株価は、平成22年10月12日より大阪証券取引所JASDAQ（スタンダード）におけるものであり、それ以前は大阪証券取引所ニッポン・ニュー・マーケット - 「ヘラクレス」市場におけるものであります。

なお、第3期は平成19年6月21日をもって同取引所に株式を上場いたしましたので、それ以降の最高・最低株価を示しております。

2. 印は、株式分割（平成20年1月1日、普通株式1株 3株）による権利落後の最高・最低株価を示しております。

3. 第4期は、決算期変更により平成20年1月1日から平成20年3月31日までの3ヶ月間となっております。

(2)【最近6月間の月別最高・最低株価】

月別	平成23年10月	11月	12月	平成24年1月	2月	3月
最高（円）	12,290	12,290	12,990	12,500	17,700	19,600
最低（円）	11,320	11,220	11,600	11,800	11,600	16,100

(注) 最高・最低株価は、大阪証券取引所JASDAQ（スタンダード）におけるものであります。

5【役員の状況】

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
取締役社長 (代表取締役)	-	奥山 泰全	昭和46年8月13日生	平成6年4月 澤公認会計士事務所入所 平成11年11月 株式会社シムビジネスコンサルティング 監査役 平成13年4月 イ・システム株式会社(現日本プライベ ート証券株式会社)取締役 平成14年4月 トレイダーズ証券株式会社執行役員 平成15年4月 同社取締役 平成15年4月 トレイダーズ投資顧問株式会社取締役 平成16年6月 トレイダーズフィナンシャルシステムズ 株式会社(現SBIトレードウィンテッ ク株式会社)取締役 平成18年7月 当社顧問 平成18年8月 当社執行役員 平成18年8月 当社代表取締役社長(現任) 平成18年9月 株式会社マネーパートナーズソリューシ ョンズ取締役(現任) 平成20年5月 マネーパートナーズ分割準備株式会社 (現株式会社マネーパートナーズ)代表 取締役社長(現任)	注1	3,941
取締役会長	-	伊藤 博幸	昭和24年11月22日生	昭和49年3月 北辰商品株式会社入社 昭和57年5月 大和商品株式会社(現ひまわりホールデ ィングス株式会社)入社 平成4年6月 ダイワフューチャーズ株式会社(現ひま わりホールディングス株式会社)取締役 平成7年6月 同社常務取締役 平成11年2月 北辰商品株式会社入社 平成11年10月 同社常務取締役 平成12年6月 同社専務取締役 平成13年4月 同社代表取締役副社長 平成14年6月 同社代表取締役社長 平成14年6月 北辰物産株式会社取締役 平成17年6月 当社代表取締役社長 平成18年8月 当社取締役会長(現任)	注1	3,630
専務取締役	-	福島 秀治	昭和29年6月22日生	昭和53年4月 東京短資株式会社入社 昭和53年12月 トウキョウフォレックス株式会社出向 平成10年3月 アルママターファンド投資顧問株式会社 出向 平成12年3月 東短デリバティブズ株式会社出向企画管 理部長 平成13年3月 トレイダーズ証券株式会社出向取締役 平成14年6月 イ・システム株式会社(現日本プライベ ート証券株式会社)執行役員 平成15年4月 トレイダーズ証券株式会社取締役 平成17年6月 同社常務取締役 平成18年7月 当社顧問 平成18年8月 当社執行役員 平成18年8月 当社常務取締役 平成18年9月 株式会社マネーパートナーズソリューシ ョンズ取締役(現任) 平成20年3月 当社専務取締役(現任) 平成20年5月 マネーパートナーズ分割準備株式会社 (現株式会社マネーパートナーズ)専務 取締役(現任)	注1	3,435

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
常務取締役	法務コンプライアンス部長	佐藤 直広	昭和34年11月14日生	昭和60年4月 カシイ住宅設備株式会社入社 平成3年10月 北辰商品株式会社入社経営企画部長 平成17年6月 当社取締役 平成17年6月 当社取締役退任 平成17年7月 当社執行役員マーケティング部ゼネラルマネージャー 平成17年9月 当社執行役員経営企画室長 平成17年11月 当社取締役経営企画室長 平成20年3月 当社常務取締役経営企画室長 平成20年4月 当社常務取締役 平成20年5月 マネーパートナーズ分割準備株式会社(現株式会社マネーパートナーズ)常務取締役 平成23年6月 当社常務取締役兼法務コンプライアンス部長(現任) 平成23年6月 株式会社マネーパートナーズ常務取締役兼内部管理統括責任者(現任)	注1	1,955
取締役	C I O兼IT管理部長	白水 克紀	昭和36年6月19日生	昭和59年4月 日本デジタル・イクイップメント株式会社入社 平成4年4月 日本リースオート株式会社入社 平成6年6月 日本リース情報システム株式会社転籍 平成10年4月 G E フリートサービス株式会社入社 平成12年2月 日本G M A C コマーシャル・モーゲージ株式会社入社 平成18年2月 当社入社IT統括部長 平成18年2月 当社執行役員IT統括部長 平成18年9月 株式会社マネーパートナーズソリューションズ取締役(現任) 平成18年11月 当社執行役員C I O兼IT統括部長 平成20年3月 当社取締役C I O兼IT統括部長 平成20年4月 当社取締役C I O 平成20年5月 マネーパートナーズ分割準備株式会社(現株式会社マネーパートナーズ)取締役 平成20年10月 当社取締役C I O兼IT管理部長(現任) 平成20年10月 株式会社マネーパートナーズ取締役C I O 平成23年6月 株式会社マネーパートナーズ取締役C O O兼C I O(現任)	注1	240
取締役	C F O	中西 典彦	昭和41年11月19日生	平成元年4月 株式会社三和銀行入行 平成8年6月 株式会社マツダスピード入社 平成11年3月 日本インフォメーション・エンジニアリング株式会社(現株式会社J I E C)入社 平成12年4月 ネストウェブ株式会社入社 平成12年11月 株式会社ニューラルネット入社 平成14年5月 株式会社プラット・コミュニケーション・コンポーネンツ入社 平成15年12月 ぶらっとホーム株式会社転籍 平成18年5月 当社入社管理部長 平成18年5月 当社執行役員管理部長 平成18年9月 株式会社マネーパートナーズソリューションズ監査役(現任) 平成18年11月 当社執行役員C F O兼財務部長 平成19年8月 当社執行役員C F O 平成20年3月 当社取締役C F O 平成20年4月 当社取締役C F O兼経営企画部長 平成20年5月 マネーパートナーズ分割準備株式会社(現株式会社マネーパートナーズ)取締役 平成20年10月 当社取締役C F O(現任) 平成20年10月 株式会社マネーパートナーズ取締役C F O(現任)	注1	184

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
常勤監査役	-	山本 壯兵	昭和19年8月24日生	昭和43年4月 株式会社住友銀行(現株式会社三井住友銀行)入行 平成2年11月 同行四谷支店長 平成5年7月 同行東京外為事務部長 平成8年8月 株式会社アルペン出向常務取締役就任 平成17年11月 当社常勤監査役(現任) 平成20年5月 マネーパートナーズ分割準備株式会社(現株式会社マネーパートナーズ)常勤監査役(現任)	注2 注3	150
常勤監査役	-	平野 明	昭和30年4月16日生	昭和49年4月 松下電送機器株式会社(現パナソニックシステムネットワークス株式会社)入社 昭和59年8月 大和商品株式会社(現ひまわりホールディングス株式会社)入社 昭和61年8月 北辰商品株式会社入社 平成9年1月 山種物産株式会社(現株式会社アサヒトラスト)入社 平成14年2月 北辰商品株式会社入社 平成17年6月 当社入社 平成17年10月 当社内部監査室長 平成22年6月 当社常勤監査役(現任) 平成22年6月 株式会社マネーパートナーズ常勤監査役(現任)	注2	53
監査役	-	鈴木 隆	昭和37年9月15日生	昭和63年4月 弁護士登録(第二東京弁護士会)アンダーソン・毛利・ラビノウィッツ法律事務所(現アンダーソン・毛利・友常法律事務所)入所 平成8年1月 鈴木隆法律事務所開設 平成11年6月 濱田・松本法律事務所(現森・濱田松本法律事務所)パートナー 平成15年9月 京総合法律事務所パートナー(現任) 平成18年10月 当社監査役(現任) 平成20年5月 マネーパートナーズ分割準備株式会社(現株式会社マネーパートナーズ)監査役(現任)	注2 注3	-
監査役	-	澤 昭人	昭和38年10月18日生	平成元年10月 太田昭和監査法人(現新日本有限責任監査法人)入所 平成5年8月 公認会計士開業 平成11年11月 株式会社シムビジネスコンサルティング代表取締役(現任) 平成14年12月 税理士開業 平成18年10月 当社監査役(現任) 平成20年5月 マネーパートナーズ分割準備株式会社(現株式会社マネーパートナーズ)監査役(現任)	注2 注3	150
				計		13,738

- (注) 1. 平成24年6月24日選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時まで。
2. 平成22年6月22日選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時まで。
3. 常勤監査役山本壯兵、監査役鈴木隆、監査役澤昭人は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。

6【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1)【コーポレート・ガバナンスの状況】

(コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方)

当社は、取締役及び取締役会による経営管理、リスク管理を徹底して行い企業価値の維持、向上に努めております。取締役の業務執行に関しては、常勤監査役及び非常勤監査役による監査、監督を行っております。経営上の意思決定については、原則としてグループ経営会議で議論した後に取締役会に付議し決定するか、稟議並びに職務権限に関する規程に基づき承認、決定する形態をとっております。

当社では、健全なコーポレート・ガバナンスを機能させるためには内部統制システムの構築が不可欠と考えております。内部統制システムの目的は、業務の効率性、財務報告の信頼性、法令遵守、資産保全を実現することであり、当社は、事業活動を行う全ての役員、社員の行動を統制する仕組みを作る中で、この目的を実現することを基本的な考えとしております。こうした内部統制システムの構築と並行して当社は、株主総会、IR活動を通じた株主とのコミュニケーションの充実に努め、公平性、透明性、アカウンタビリティの立脚点から株主重視の経営姿勢を強く意識した企業統治を推進していく所存です。

更に、コンプライアンス体制、リスク管理体制につきましては重要課題と認識し、市場の信頼と経営の安定を確保するために、恒常的な経営管理と組織体制の充実を図ってまいります。情報開示につきましても、経営の透明性を担保するものとして、定められた適時開示だけでなく、ホームページ等を通じて適宜情報の迅速な開示ができるよう体制強化を図る方針であります。

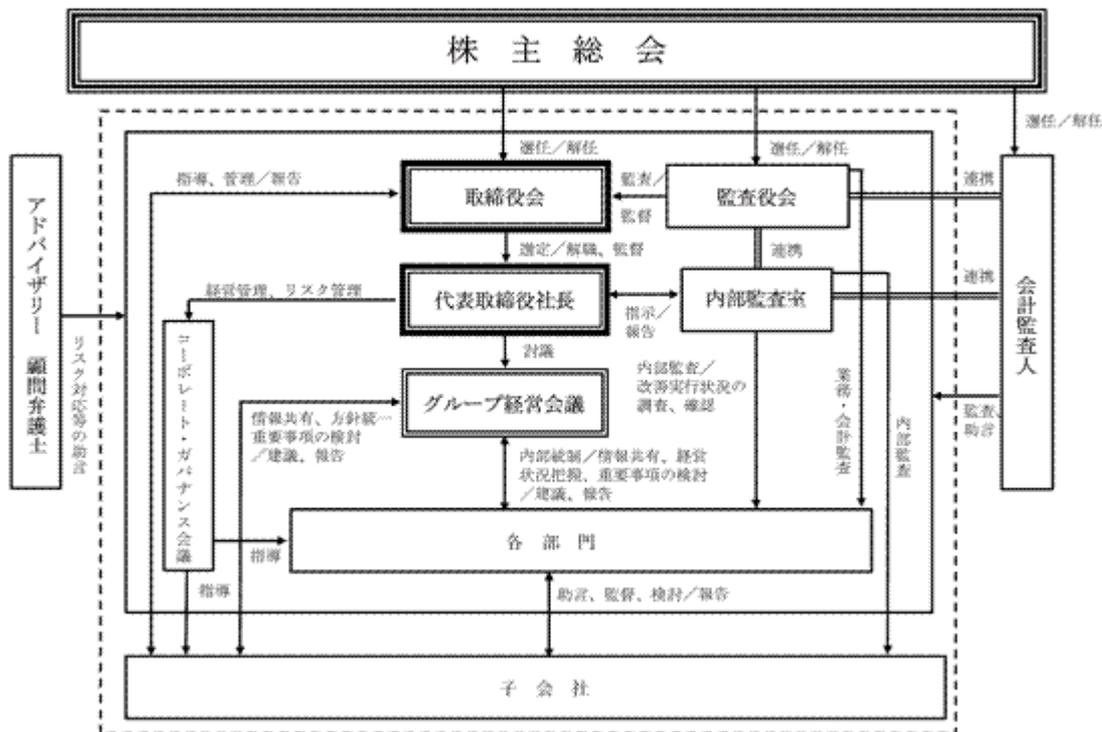
企業統治の体制の概要

() 企業統治の体制の概要

A. 会社の機関の内容

当社の経営の意思決定、業務執行、監視、内部統制に係る経営組織及びコーポレート・ガバナンス体制の概要は、以下の図のとおりであります。

企業統治の体制の概要



a. 取締役会

取締役会は、取締役6名で構成されており、定例の取締役会を毎月1回開催するとともに必要に応じて臨時の取締役会を開催し、法令並びに定款の定めにしたがった経営の意思決定機関として、また、業務執行状況の監督機関として運営しております。

b. 監査役会

当社は、監査役会制度を採用しております。監査役会は、監査役4名(うち、非常勤監査役2名)で構成され、原則として毎月1回の開催としております。監査役は、取締役会等重要な会議への出席、重要な決裁書類等の閲覧、内部監査部門その他関係者の報告聴取等により、取締役の業務執行につき監査を実施しています。また、会計監査人から監査方針及び監査計画を聴取し、随時監査に関する結果の報告並びに説明を受ける等、会計監査人との相互連携を図っております。

c. コーポレート・ガバナンス会議

コーポレート・ガバナンス会議は、当社役員及び経営管理部長並びに子会社役員及び執行役員により構成されており、コーポレート・ガバナンスに関する当社の基本方針の策定や行動規範・企業倫理憲章の設定、内部統制の仕組みの確立・強化等を実施するため、常設の機関として原則四半期に1回開催しております。

d. グループ経営会議

グループ経営会議は、当社常勤役員及び部長並びに当社子会社の役員及び執行役員で構成されており、当社の取締役会に付議される事項その他重要な事項に関して事前に審議及び議論を実施するとともに、グループ会社間の情報共有並びに経営方針の統一化を図るため、原則毎月1回開催しております。

B. 内部統制システムの整備の状況

当社の取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

a. 取締役及び使用人の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

イ. 当社は、コンプライアンスを経営の根幹に置き、その行動指針として、「マネーパートナーズグループ行動規範」を定め、役員及び社員はこれに従う。

ロ. 当社の役員及び社員は、法令、定款、社内規程等に則って職務の執行に当たる。

ハ. 当社の取締役は、取締役会を開催し、職務の執行が法令及び定款に適合するよう相互牽制を行う。

ニ. 当社の監査役は、法令に則り、取締役の職務執行を監査する。

ホ. 当社は、社長を議長とし、経営管理部を事務局とするコーポレート・ガバナンス会議を設置し、企業統治の充実、確立、定着という目的の達成に努める。

ヘ. 当社は、法務コンプライアンス部担当取締役及び社外監査役を情報受領者とする「ホットライン通報制度」を構築するほか、法務コンプライアンス部担当取締役が管理する「目安箱」の設置等により、違反行為等の早期発見と是正を目的とする情報収集及び報告体制を構築し効果的な運用を図る。

ト. 当社は、社長直轄とする内部監査室を置き、各部門の業務執行及びコンプライアンスの状況等について内部監査を実施し、その結果を社長に報告するとともに定期的にグループ経営会議にて報告する。

b. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に対する体制

イ. 当社は、()株主総会議事録、取締役会議事録、監査役会議事録等の法定作成文書をはじめ、()各会議体の議事録、()決裁書類等の取締役の職務の執行に係る情報については、関連資料とともに「文書管理規程」等の社内規程に基づき、適切かつ確実に保存及び管理を行う。

ロ. 当社は、取締役の職務の執行に係るその他の情報について、「情報セキュリティ規程」に基づき、その保存媒体に応じて適正に保存及び管理を行う。

ハ. 当社は、取締役及び監査役が随時、当該情報を閲覧できる体制を構築する。

c. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

イ. 当社は、「経営危機管理規程」により経営活動上のリスク管理に関する基本方針及び体制を定め、これに基づくリスク管理体制を整備、構築することにより企業リスクの事前回避と被害発生時の損害額の最小化に努める。

ロ. 当社は、経営活動上のリスクとして、市場関連リスク、信用リスク、流動性リスク、法務リスク、事務リスク等を認識し、そのリスクカテゴリー毎の把握と対応管理部署の体制を整備する。

ハ. 新規の業務を開始する場合には、リスクの適切な把握、評価及び管理に努める。

d. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

イ. 当社は、取締役会を定款及び「取締役会規程」に基づき運営し、毎月定時での開催のほかに、必要に応じて臨時に開催する。取締役会は付議事項の審議及び重要な報告を行い、監査役も毎回出席する。

ロ. 当社は、取締役会に付議される事項に関しては、グループ経営会議等で事前に十分な審議及び議論を実施することにより取締役の職務が効率的に行われるよう事業運営を行う。

ハ. 当社は、取締役、常勤監査役及び部長で構成するグループ経営会議を原則毎月1回開催し、取締役会付議議案の事前審議を行うとともに、一定の業務執行に関する基本的事項及び重要事項に関する意思決定を行う。

ニ. 当社は、「職務権限規程」及び「稟議規程」に基づき、取締役の職務の効率性と決裁の合理性、妥当性を確保するとともに、取締役及び下位職位者の決裁項目、協議部門、稟議等を定める。重要事項については、各取締役が同規程に従い決裁を行うが、決裁を行った上で取締役会の承認を得ることとするが、軽微なものについては権限委譲された下位職者が同規程に従いその責任において決裁する。

ホ. 当社は、経営組織、業務分掌及び職務権限に関する基本事項を「組織規程」、「業務分掌規程」及び「職務権限規程」並びに「稟議規程」で明確にし、取締役及びその他社員により適正かつ効率的に職務が行われる体制を確保する。

e. 当社及びその子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

イ. 当社は、「関係会社管理規程」等の社内規程に従って子会社管理を行い、子会社の取締役の職務の執行を監視・監督する。

ロ. 当社は、グループ経営会議及び必要に応じて開催する子会社と関係各部門責任者による会議において、グループ間の情報共有、意思疎通及びグループ経営方針の統一化を図る。

ハ. 当社は、内部監査部門を有しない子会社について、当社の内部監査室により四半期毎に子会社の業務監査、内部統制監査等を実施し、その結果を社長及び関係会社に内部監査報告書として報告する。

- f. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
 - イ. 当社は、監査役が監査役の職務を補助すべき使用人について、監査役の指揮命令に属する補助者の常設を取締役に対して求めることができるものとする。
 - ロ. 当社は、監査役が必要に応じて、内部監査部門等の使用人を監査役監査の補助者に任命することができるものとする。
- g. 監査役を補助する使用人の独立性に関する事項
 - イ. 当社は、監査役の職務を補助する社員に関する人事異動、人事評価、処罰等については、常勤監査役の承認を得て行うものとする。
 - ロ. 当社は、監査役より監査業務に関する命令を受けた社員が、その命令に関して、取締役の指揮命令を受けないものとする。
- h. 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制
 - イ. 当社では、各監査役が取締役会への出席にとどまらず、その他の会議への出席権限を有し、会議で取締役及び社員に対し報告を求めることができる。
 - ロ. 当社の取締役及び社員は、「監査役会規程」及び「監査役監査規程」に従い、各監査役の要請に応じて必要な報告及び情報提供を行うとともに、当社の経営上に重大な影響を及ぼすおそれのある諸問題、事象については、遅滞なく報告するものとする。
- i. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
監査役は、社長、会計監査人とそれぞれ定期的に意見交換を行う。また、監査役は内部監査室に対し適宜、内部監査の計画・結果等について報告を求め、助言及び意見交換を行う。

C. コンプライアンス体制の整備状況

当社は、社長直轄の常設会議体としてコーポレート・ガバナンス会議を設置し、原則四半期に1回開催しており、この他グループ経営会議等を通じて企業統治や法令遵守状況及びリスク管理の実態監視、危険防止のための社内啓蒙活動等につき情報共有を行い問題点への対策を協議しております。このほか、社外弁護士と顧問契約を結び、適宜リスク対応等の助言を受けております。

() 企業統治の体制を採用する理由

当社は、取締役及び取締役会による経営管理、リスク管理を徹底して行い企業価値の維持、向上に努めております。取締役の業務執行に関しては、監査役会を設置し、社外監査役3名をはじめとする監査役による監査、監督を行っております。経営上の意思決定については、原則として経営会議で議論した後に取締役会に付議し決定するか、稟議並びに職務権限に関する規程に基づき承認、決定する形態をとっております。

更に、法定の機関のほか、グループ経営会議やコーポレート・ガバナンス会議を設置し、定期的に開催することで、補完的な事前協議体制を整備しております。これにより、取締役会における適切かつ効率的な意思決定が担保されるとの考えから、当社では現状の企業統治体制を採用しております。

() 責任限定契約の内容の概要

当社と社外監査役及び会計監査人は、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、それぞれ法令に定める額としております。

なお、当該責任限定が認められるのは、当該社外監査役又は会計監査人が責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときに限られます。

内部監査及び監査役監査の状況

() 内部監査及び監査役監査の組織、人員及び手続き

A. 内部監査

当社は、当社の業務全般の内部管理体制の適切性、有効性を検証することを目的として、社長直属の組織である内部監査室を設置し、室長1名、室員2名の3名体制で「内部監査規程」に基づく各業務執行部門に対する監査を定期的に行っております。内部監査室は、内部監査報告書を作成し監査の内容及び結果について社長に報告を行っております。問題点が認められた場合には、被監査部門に対しその改善実施の方法、改善計画等、措置の状況を記載した回答書を、内部監査報告書受取り時点から1ヶ月以内に作成し内部監査室に提出させるとともに、その後の改善実行状況につき調査、確認を行い、その結果を社長及び必要に応じ関係役員に報告しております。更に、監査役や会計監査人と連携することで、内部牽制組織が十分機能するよう努めております。

B. 監査役監査

当社は、常勤監査役2名、非常勤監査役2名を設置しており、取締役会のほか、重要な会議に出席し意見を述べております。非常勤監査役の内1名は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。監査役は業務及び財産状況の調査を随時行い、決算期に事業報告等、計算書類及びその附属明細書並びに連結計算書類に対する監査意見を提出するほか年度を通して随時期中監査を行っております。今後も内部監査室、内部統制部門及び会計監査人等との連携を密にし、取締役の職務遂行を監査してまいります。

なお、監査役監査が機能的に行えるよう、監査役補助者を1名設置しております。

- () 内部監査、監査役監査及び会計監査の相互連携並びにこれらの監査と内部統制部門との関係
 内部監査室及び監査役は、会計監査人から監査方針及び監査計画を聴取し、随時監査に関する結果の報告並びに説明を受ける等、会計監査人との相互連携を図っております。
 また、内部監査、監査役監査及び会計監査にあたっては、内部統制部門と定期的な会合を設け、必要な情報を聴取し、報告を受けることで適切な監査を実施しております。

会計監査の状況

当社の会計監査人は、有限責任監査法人トーマツであり、下記の公認会計士2名により監査業務が執行されました。監査業務に係る補助者の構成については、監査法人の選定基準に基づき、公認会計士1名及び会計士補等3名、システム監査の専門家等その他の補助者も加えて構成されております。

業務を執行した公認会計士の氏名	所属する監査法人	継続監査年数(注)
吉田 波也人	有限責任監査法人トーマツ	-
野根 俊和	有限責任監査法人トーマツ	-

(注) 継続監査年数については、全員7年以内であるため、記載を省略しております。
 また、通常の監査以外にも、会計上の課題、内部統制上の課題等に関しましては随時アドバイスを受けております。

社外監査役

- () 社外監査役の員数
 当社は、社外監査役3名を選任しております。
- () 社外監査役と提出会社との人的・資金的・取引関係その他の利害関係
 当社の社外監査役につき、山本壯兵氏及び澤昭人氏はそれぞれ当社株式を150株保有しており、また、山本壯兵氏及び鈴木隆氏はそれぞれ当社のストック・オプションを15個、5個保有しております。その他に社外監査役、また、当該社外監査役が他の会社等の役員若しくは使用人である、又は役員若しくは使用人であった場合における当該他の会社等と当社との間に、人的・資金的・取引上等の利害関係はありません。
 なお、社外監査役3名(うち1名常勤)は、いずれも当社とは上記を除き人的・資金的・取引上の関係が無く、高い独立性を有しているため、全員が独立役員に指定されております。
- () 社外監査役が企業統治において果たす機能及び役割
 当社は、社外監査役に対して、経営及び取締役の業務執行について、中立、公平、適法、妥当な判断による監視及び監査が行われることを期待しております。
- () 社外監査役を選任するための会社からの独立性に関する基準又は方針の内容
 当社は、社外監査役を選任するための会社からの独立性について、株式会社東京証券取引所が有価証券上場規程に基づき定める「上場管理等に関するガイドライン」に規定する独立性に関する判断基準を参考にしております。
- () 社外監査役の選任状況に関する会社の考え方
 社外監査役山本壯兵氏につきましては、銀行における豊富な業務経験を有し、外国為替業務にも造詣が深いことから、これらの経験及び実績より、経営の監視や適切な助言を得られると期待できることから選任しております。
 社外監査役鈴木隆氏につきましては、法律の専門家であり、弁護士としての職業倫理、専門能力による高い監査機能と法律面での高度なアドバイスが期待できることから選任しております。
 社外監査役澤昭人氏につきましては、会計の専門家であり、公認会計士としての職業倫理、専門能力による高い監査機能と財務・会計における高度なアドバイスが期待できることから選任しております。
 当社は社外取締役を選任しておりません。当社の組織においては、経営の意思決定機能と、業務執行を管理監督する機能を持つ取締役会に対し、監査役4名中の3名を社外監査役とし、その全員を独立役員に指定することで経営への監視機能を強化するなどコーポレート・ガバナンスの強化のため、外部からの客観的、中立の経営監視の機能を重要視して体制を整えております。現状においては、社外監査役3名による監査が実施されることにより、外部からの経営監視機能が十分に機能する体制が整っているものと考えております。

役員報酬等

() 報酬等の総額及び役員の員数

取締役	8名	177百万円(うち社外取締役 1名 1百万円)
監査役	4名	47百万円(うち社外監査役 3名 35百万円)
計		225百万円

- (注) 1. 取締役並びに監査役の報酬等は、基本的報酬のみであります。
2. 取締役の報酬には、平成23年6月19日をもって任期満了により退任した取締役2名(うち社外取締役1名)の報酬を含んでおります。
3. 取締役の報酬限度額は、平成20年3月18日開催の第3回定時株主総会において年額350百万円以内(ただし、使用人分給与は含まない。)と決議いただいております。
4. 監査役の報酬限度額は、平成19年3月13日開催の第2回定時株主総会において年額50百万円以内と決議いただいております。

() 役員ごとの報酬等の総額

連結報酬等の総額が1億円以上である取締役はおりません。

() 使用人兼務役員の使用人分給与のうち重要なもの 使用人兼務の取締役はおりません。

() 役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針の内容及び決定方法

取締役の報酬額の決定方法といたしましては、「役員規程」及び「役員報酬規程」の定めを基に、世間の水準、会社業績、社員給与とのバランス等を総合的に勘案のうえ、株主総会で決議された総額の上限の範囲内で決定することとしております。

監査役の報酬につきましては、「役員規程」、「監査役監査規程」及び「役員報酬規程」の定めを基に、監査役会において協議のうえ株主総会で決議された総額の上限の範囲内で決定することとしております。

() 取締役に対する業績連動報酬の導入

平成20年3月18日開催の第3回定時株主総会において、当社の取締役に対する報酬として、従来の固定報酬とは別に業績向上へのインセンティブを高め、会社業績の一層の向上を目指すことを目的として業績連動報酬を第5期事業年度から導入することを決議いたしました。なお、平成24年6月24日開催の第8回定時株主総会決議により、第9期の業績連動報酬の具体的内容は以下のとおり承認されております。

〔対象期間〕

第9期事業年度(平成24年4月1日より平成25年3月31日)を対象期間とします。

〔業績連動報酬の算定方法〕

当社グループの連結経常利益から10億円を控除した金額を計算の基礎とし、これに3.0%を乗じた額を支給総額とします。ただし、百万円未満は切り捨てるものとし、その総額は150百万円を超えないものとします。

なお、連結営業利益及び連結当期純利益のいずれも利益を計上している場合並びに中間配当もしくは期末配当のいずれかを実施していることを支給の条件とします。

〔各取締役への配分方法〕

各取締役への配分額は、支給総額に取締役社長1.0、専務取締役0.7、常務取締役0.6、その他の取締役0.3の役位別係数を乗じ、全取締役の係数の合計で除した金額とします。

株式の保有状況

当社及び連結子会社のうち、投資株式の貸借対照表計上額(投資株式計上額)が最も大きい会社(最大保有会社)は提出会社であり、提出会社の株式の保有状況については以下のとおりです。

() 投資株式のうち保有目的が純投資目的以外の目的であるものの銘柄数及び貸借対照表計上額の合計額

1銘柄 55百万円

() 保有目的が純投資目的である投資株式の前事業年度及び当事業年度における貸借対照表計上額の合計額並びに当事業年度における受取配当金、売却損益及び評価損益の合計額 該当事項はありません。

取締役の定数

当社は、取締役の定数を11名以内とする旨定款に定めております。

取締役の選任の決議要件

当社は、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨及び累積投票によらないものとする旨定款に定めております。

中間配当

当社は、株主への機動的な利益還元を行うことを可能とするため、取締役会の決議によって、毎年9月30日を基準日として中間配当をすることができる旨定款に定めております。

当社は、当社株式を長期保有していただいております株主の皆様への利益還元の機会を充実させるべく、期末配当に加えて中間配当を実施することを基本方針としております。

自己の株式の取得

当社は、自己の株式の取得について、経営環境の変化に対応して資本政策等の経営諸施策を機動的に遂行することを可能とするため、会社法第165条第2項の規定に基づき、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる旨定款に定めております。

取締役及び監査役の責任免除

当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって同法第423条第1項の行為に関する取締役（取締役であった者を含む。）及び監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を法令の限度において免除することができる旨定款に定めております。これは、取締役及び監査役が職務を遂行するに当たり、その能力を十分に発揮して、期待される役割を果たしうる環境を整備することを目的とするものであります。

株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨定款に定めております。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な決議を行うことを目的とするものであります。

(2) 【監査報酬の内容等】

【監査公認会計士等に対する報酬の内容】

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬（百万円）	非監査業務に基づく報酬（百万円）	監査証明業務に基づく報酬（百万円）	非監査業務に基づく報酬（百万円）
提出会社	34	-	31	1
連結子会社	15	4	15	1
計	49	4	46	2

【その他重要な報酬の内容】

該当事項はありません。

【監査公認会計士等の提出会社に対する非監査業務の内容】

（前連結会計年度）

該当事項はありません。

（当連結会計年度）

当社は、監査公認会計士等に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務（非監査業務）として、上場申請書類作成に係る助言業務を委託しております。

【監査報酬の決定方針】

該当事項はありません。

第5【経理の状況】

1 連結財務諸表及び財務諸表の作成方法について

- (1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和51年大蔵省令第28号）並びに同規則第46条及び第68条の規定に基づき、当社グループの主たる事業である有価証券関連業を営む会社の財務諸表に適用される「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）及び「有価証券関連業経理の統一に関する規則」（昭和49年11月14日付日本証券業協会自主規制規則）に準拠して作成しております。
- (2) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）に基づいて作成しております。

2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、連結会計年度（平成23年4月1日から平成24年3月31日まで）の連結財務諸表及び事業年度（平成23年4月1日から平成24年3月31日まで）の財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる監査を受けております。

3 連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。具体的には、

- (1) 会計基準等の内容を適切に把握し、的確に対応できる体制を整備するため、公益財団法人財務会計基準機構へ加入し、同機構から発信される一般に公正妥当と認められる企業会計の調査研究及び開発、ディスクロージャー制度その他企業財務に関する諸制度の調査研究及びそれらを踏まえた提言並びに国際的な会計制度への貢献等の情報を入手しております。また、同機構開催のセミナーにも積極的に参加し、それらの情報の理解を深めるべく努力しております。
- (2) 連結財務諸表規則の規定に基づき適正な連結財務諸表等を作成するための社内規程、マニュアル、指針等の整備を行っております。なお、代表取締役社長直轄の部署として内部監査室を設置し、社内規程等の整備運用状況及び有効性を評価しております。

1 【連結財務諸表等】
 (1) 【連結財務諸表】
 【連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当連結会計年度 (平成24年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金・預金	¹ 7,555	¹ 8,633
預託金	22,513	28,399
顧客分別金信託	40	100
顧客区分管理信託	22,310	28,114
その他の預託金	163	185
トレーディング商品	6,954	7,435
デリバティブ取引	6,954	7,435
約定見返勘定	634	565
短期差入保証金	4,031	4,358
先物取引差入証拠金	356	924
外国為替差入証拠金	3,675	3,434
前払金	39	8
前払費用	143	95
未収入金	50	68
未収収益	45	77
外国為替取引未収収益	36	70
その他の未収収益	8	7
繰延税金資産	30	17
その他の流動資産	189	165
貸倒引当金	8	5
流動資産計	42,178	49,820
固定資産		
有形固定資産	179	129
建物	96	96
減価償却累計額	37	45
建物（純額）	58	51
器具備品	386	385
減価償却累計額	265	307
器具備品（純額）	121	78
無形固定資産	1,286	1,049
ソフトウェア	1,178	1,031
ソフトウェア仮勘定	102	13
商標権	4	4
投資その他の資産	818	906
投資有価証券	175	272
長期差入保証金	495	493
長期前払費用	95	82
繰延税金資産	43	46
その他	8	12
固定資産計	2,284	2,085
資産合計	44,462	51,906

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当連結会計年度 (平成24年3月31日)
負債の部		
流動負債		
トレーディング商品	689	1,266
デリバティブ取引	689	1,266
約定見返勘定	289	-
預り金	38	120
顧客からの預り金	21	89
その他の預り金	16	31
受入保証金	32,152	39,034
外国為替受入証拠金	32,152	39,034
前受収益	5	-
未払金	478	351
未払費用	1,234	1,298
外国為替取引未払費用	1,077	1,125
その他の未払費用	157	173
未払法人税等	84	113
賞与引当金	-	18
その他の流動負債	0	0
流動負債計	34,973	42,205
特別法上の準備金		
金融商品取引責任準備金	3 0	3 0
特別法上の準備金計	0	0
負債合計	34,973	42,205
純資産の部		
株主資本		
資本金	1,786	1,786
資本剰余金	1,862	1,862
利益剰余金	6,635	6,912
自己株式	860	860
株主資本合計	9,423	9,701
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	2	2
その他の包括利益累計額合計	2	2
新株予約権	67	2
純資産合計	9,489	9,701
負債・純資産合計	44,462	51,906

【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】
【連結損益計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)
営業収益		
受入手数料	3	13
委託手数料	0	1
外国為替取引手数料	2	3
その他の受入手数料	0	9
トレーディング損益	8,912	7,616
外国為替取引損益	8,912	7,616
金融収益	21	16
その他の売上高	44	25
営業収益計	8,981	7,671
金融費用	22	144
売上原価	28	13
純営業収益	8,930	7,513
販売費・一般管理費		
取引関係費	4,412	3,437
人件費	948	¹ 1,013
不動産関係費	1,019	916
事務費	913	941
減価償却費	499	527
租税公課	39	44
貸倒引当金繰入れ	5	-
その他	² 77	² 81
販売費・一般管理費計	7,914	6,963
営業利益	1,015	549
営業外収益		
受取賃貸料	62	57
受取ロイヤリティー	1	0
貸倒引当金戻入額	-	2
その他	4	3
営業外収益計	67	63
営業外費用		
賃貸費用	87	79
株式交付費	0	-
その他	6	6
営業外費用計	93	85
経常利益	990	527

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)
特別利益		
賞与引当金戻入額	0	-
新株予約権戻入益	0	67
その他	-	0
特別利益計	1	68
特別損失		
金融商品取引責任準備金繰入れ	0	0
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	4	-
固定資産除却損	³ 42	³ 24
リース解約損	-	25
データセンター移設費用	57	2
特別損失計	103	52
税金等調整前当期純利益	887	542
法人税、住民税及び事業税	373	194
法人税等調整額	1	9
法人税等合計	372	204
少数株主損益調整前当期純利益	515	337
当期純利益	515	337

【連結包括利益計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)
少数株主損益調整前当期純利益	515	337
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	1	0
その他の包括利益合計	1	¹ 0
包括利益	514	337
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	514	337

【連結株主資本等変動計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)
株主資本		
資本金		
当期首残高	1,786	1,786
当期変動額		
当期変動額合計	-	-
当期末残高	1,786	1,786
資本剰余金		
当期首残高	1,862	1,862
当期変動額		
当期変動額合計	-	-
当期末残高	1,862	1,862
利益剰余金		
当期首残高	6,399	6,635
当期変動額		
剰余金の配当	279	60
当期純利益	515	337
当期変動額合計	235	277
当期末残高	6,635	6,912
自己株式		
当期首残高	660	860
当期変動額		
自己株式の取得	199	-
当期変動額合計	199	-
当期末残高	860	860
株主資本合計		
当期首残高	9,388	9,423
当期変動額		
剰余金の配当	279	60
当期純利益	515	337
自己株式の取得	199	-
当期変動額合計	35	277
当期末残高	9,423	9,701
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金		
当期首残高	1	2
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	1	0
当期変動額合計	1	0
当期末残高	2	2

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)
新株予約権		
当期首残高	53	67
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	14	65
当期変動額合計	14	65
当期末残高	67	2
純資産合計		
当期首残高	9,440	9,489
当期変動額		
剰余金の配当	279	60
当期純利益	515	337
自己株式の取得	199	-
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	13	65
当期変動額合計	49	211
当期末残高	9,489	9,701

【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純利益	887	542
減価償却費	499	527
貸倒引当金の増減額（ は減少）	5	2
賞与引当金の増減額（ は減少）	21	18
金融商品取引責任準備金の増減額（ は減少）	0	0
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	4	-
株式報酬費用	15	2
受取利息及び受取配当金	21	17
支払利息	22	144
株式交付費	0	-
投資事業組合運用損益（ は益）	5	5
新株予約権戻入益	0	67
固定資産除却損	42	24
預託金の増減額（ は増加）	2,647	5,886
トレーディング商品（資産）の増減額（ は増加）	579	480
約定見返勘定（資産）の増減額（ は増加）	21	68
短期差入保証金の増減額（ は増加）	1,519	327
担保提供預金の増減額（ は増加）	1,260	510
前払金の増減額（ は増加）	3	30
前払費用の増減額（ は増加）	4	3
未収入金の増減額（ は増加）	8	18
未収収益の増減額（ は増加）	9	33
その他の流動資産の増減額（ は増加）	13	23
その他の固定資産の増減額（ は増加）	39	35
トレーディング商品（負債）の増減額（ は減少）	94	576
約定見返勘定（負債）の増減額（ は減少）	83	289
預り金の増減額（ は減少）	22	82
受入保証金の増減額（ は減少）	5,776	6,882
前受収益の増減額（ は減少）	5	5
未払金の増減額（ は減少）	72	138
未払費用の増減額（ は減少）	34	63
その他の流動負債の増減額（ は減少）	4	0
その他	5	3
小計	1,586	1,251
利息及び配当金の受取額	15	15
利息の支払額	116	92
法人税等の支払額	497	164
法人税等の還付額	170	-
営業活動によるキャッシュ・フロー	1,159	1,010

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	10	2
無形固定資産の取得による支出	300	252
投資有価証券の取得による支出	-	115
投資有価証券の売却による収入	-	10
投資事業組合からの分配による収入	2	2
長期前払費用の取得による支出	40	23
投資活動によるキャッシュ・フロー	349	381
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入れによる収入	1,500	600
短期借入金返済による支出	1,500	600
自己株式の取得による支出	200	-
配当金の支払額	278	61
財務活動によるキャッシュ・フロー	479	61
現金及び現金同等物の増減額（は減少）	330	567
現金及び現金同等物の期首残高	4,164	4,495
現金及び現金同等物の期末残高	¹ 4,495	¹ 5,063

【連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項】

1. 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数 2社

連結子会社の名称

株式会社マナーパートナーズ

株式会社マナーパートナーズソリューションズ

2. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の事業年度の末日は、連結決算日と一致しております。

3. 会計処理基準に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

イ 有価証券

(イ) 満期保有目的の債券

償却原価法を採用しております。

(ロ) その他有価証券

時価のあるもの

連結決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

なお、投資事業有限責任組合及びこれに類する組合への出資（金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの）については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎にし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

ロ デリバティブ

時価法を採用しております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法（ただし、建物（附属設備を除く）については定額法）を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 6年～18年

器具備品 3年～15年

ロ 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

ハ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

なお、リース取引開始日が企業会計基準第13号「リース取引に関する会計基準」の適用初年度開始前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

(3) 重要な引当金及び特別法上の準備金の計上基準

イ 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

ロ 賞与引当金

従業員の賞与の支払に備えるため、支給見込額のうち、当連結会計年度負担額を計上しております。

ハ 金融商品取引責任準備金

有価証券の売買その他の取引又はデリバティブ取引等に関して生じた事故による損失に備えるため、金融商品取引法第46条の5に基づき、金融商品取引業等に関する内閣府令第175条に定めるところにより算出した金額を計上しております。

(4) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なり
スクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

(5) その他連結財務諸表作成のための重要な事項

イ 消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

ロ 顧客を相手方とする外国為替証拠金取引の会計処理

顧客からの注文により成立する外国為替証拠金取引については、取引に係る決済損益及び評価損益を
トレーディング損益（外国為替取引損益）勘定に計上しております。

なお、評価損益は、顧客を相手方とする全ての未決済の外国為替証拠金取引に係る評価損益を取引明
細毎に算定し、これらを顧客毎に合算し損益を相殺した上で、評価益相当額を連結貸借対照表上のトレ
ーディング商品（デリバティブ取引）勘定（資産）に、評価損相当額をトレーディング商品（デリバテ
ィブ取引）勘定（負債）にそれぞれ計上しております。

また、顧客から外国為替証拠金取引の証拠金として預託された金銭は、金融商品取引法第43条の3第
1項並びに金融商品取引業等に関する内閣府令第143条第1項第1号に定める金銭信託（顧客区分管理信
託）により自己の固有財産と区分して管理しております。当該金銭信託に係る元本は連結貸借対照表上
の預託金（顧客区分管理信託）勘定に計上し、収益は金融収益勘定に計上した上で当連結会計年度末に
おいて未収のものは連結貸借対照表上の未収収益（その他の未収収益）勘定に計上しております。

ハ カウンターパーティを相手方とする外国為替証拠金取引の会計処理

当社グループからのカバー取引注文により成立する外国為替証拠金取引については、取引に係る決済
損益及び評価損益をトレーディング損益（外国為替取引損益）勘定に計上しております。

なお、評価損益は、カウンターパーティを相手方とする全ての未決済の外国為替証拠金取引に係る評
価損益を取引明細毎に算定した上で、これらをカウンターパーティ毎に合算し損益を相殺して算出して
おり、これと同額を連結貸借対照表上のトレーディング商品（デリバティブ取引）勘定に計上してあり
ます。

また、カウンターパーティを相手方とする外国為替証拠金取引は毎営業日ロールオーバー（ポジショ
ンの決済及びポジションの持ち越しのための新規建て直し）されておりますので、評価損益は実質的に
は当連結会計年度末におけるロールオーバーによる新規建値と直物為替相場との差額をもって算定して
おります。

ニ 連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しております。

【追加情報】

（会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準等の適用）

当連結会計年度の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関
する会計基準」（企業会計基準第24号 平成21年12月4日）及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適
用指針」（企業会計基準適用指針第24号 平成21年12月4日）を適用しております。

【注記事項】

(連結貸借対照表関係)

1 担保資産及び担保付債務

連結子会社である株式会社マネーパートナーズは、外国為替証拠金取引に関連して生じる債務に関し、金融機関より支払承諾契約に基づく債務保証を受けております。当該契約に基づき担保に供している資産は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当連結会計年度 (平成24年3月31日)
現金・預金(定期預金)	3,060百万円	3,570百万円

支払承諾契約に基づく担保付債務(被保証債務残高)及び債務保証の極度額は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当連結会計年度 (平成24年3月31日)
被保証債務残高	-百万円	-百万円
債務保証の極度額	9,000	10,500

2 差入れを受けている有価証券の時価は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当連結会計年度 (平成24年3月31日)
受入保証金代用有価証券	763百万円	1,690百万円

3 特別法上の準備金

金融商品取引法の規定に基づく準備金を計上しております。準備金の計上を規定した法令の条項は、次のとおりであります。

金融商品取引責任準備金

金融商品取引法第46条の5及び金融商品取引業等に関する内閣府令第175条に基づき計上しております。

4 当座貸越契約

連結子会社である株式会社マネーパートナーズは、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行1行と当座貸越契約を締結しております。この契約に基づく連結会計年度末の借入未実行残高は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当連結会計年度 (平成24年3月31日)
当座貸越極度額の総額	500百万円	500百万円
借入実行残高	-	-
差引額	500	500

(連結損益計算書関係)

1 人件費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)
賞与引当金繰入額	- 百万円	18百万円

2 販売費・一般管理費のその他に含まれる研究開発費の総額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)
	5百万円	4百万円

3 固定資産除却損の内容は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)
器具備品	- 百万円	0百万円
ソフトウェア	42	13
ソフトウェア仮勘定	-	3
長期前払費用	-	7
計	42	24

(連結包括利益計算書関係)

当連結会計年度(自平成23年4月1日 至平成24年3月31日)

1 その他の包括利益に係る組替調整額及び税効果額

その他有価証券評価差額金:

当期発生額	0百万円
組替調整額	0
税効果調整前	0
税効果額	0
その他有価証券評価差額金	0
その他の包括利益合計	0

(連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度(自平成22年4月1日 至平成23年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度 期首株式数(株)	当連結会計年度 増加株式数(株)	当連結会計年度 減少株式数(株)	当連結会計年度末 株式数(株)
発行済株式				
普通株式	321,480	-	-	321,480
合計	321,480	-	-	321,480
自己株式				
普通株式(注)	10,623	9,400	-	20,023
合計	10,623	9,400	-	20,023

(注) 普通株式の自己株式の株式数の増加9,400株は、取締役会決議による自己株式の取得によるものであります。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権 の目的となる 株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当連結会計 年度末残高 (百万円)
			当連結会計 年度期首	当連結会計 年度増加	当連結会計 年度減少	当連結会計 年度末	
提出会社 (親会社)	ストック・オプション としての新株予約権	-	-	-	-	-	67
合計		-	-	-	-	-	67

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成22年6月22日 定時株主総会	普通株式	139	450	平成22年3月31日	平成22年6月23日
平成22年11月10日 取締役会	普通株式	139	450	平成22年9月30日	平成22年12月9日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成23年6月19日 定時株主総会	普通株式	30	利益剰余金	100	平成23年3月31日	平成23年6月20日

当連結会計年度（自平成23年4月1日 至平成24年3月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度 期首株式数（株）	当連結会計年度 増加株式数（株）	当連結会計年度 減少株式数（株）	当連結会計年度末 株式数（株）
発行済株式				
普通株式	321,480	-	-	321,480
合計	321,480	-	-	321,480
自己株式				
普通株式	20,023	-	-	20,023
合計	20,023	-	-	20,023

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権 の目的とな る株式の種 類	新株予約権の目的となる株式の数（株）				当連結会計 年度末残高 （百万円）
			当連結会計 年度期首	当連結会計 年度増加	当連結会計 年度減少	当連結会計 年度末	
提出会社 （親会社）	ストック・オプション としての新株予約権	-	-	-	-	-	2
合計		-	-	-	-	-	2

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

（決議）	株式の種類	配当金の総額 （百万円）	1株当たり 配当額（円）	基準日	効力発生日
平成23年6月19日 定時株主総会	普通株式	30	100	平成23年3月31日	平成23年6月20日
平成23年11月10日 取締役会	普通株式	30	100	平成23年9月30日	平成23年12月5日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

（決議）	株式の種類	配当金の総額 （百万円）	配当の原資	1株当たり 配当額（円）	基準日	効力発生日
平成24年6月24日 定時株主総会	普通株式	75	利益剰余金	250	平成24年3月31日	平成24年6月25日

（連結キャッシュ・フロー計算書関係）

1 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前連結会計年度 （自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）	当連結会計年度 （自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）
現金・預金勘定	7,555百万円	8,633百万円
担保提供預金	3,060	3,570
現金及び現金同等物	4,495	5,063

(リース取引関係)

1. ファイナンス・リース取引

所有権移転外ファイナンス・リース取引

リース資産の内容

(ア) 有形固定資産

外国為替証拠金取引システムにおけるハードウェア及び管理設備(器具備品)であります。

(イ) 無形固定資産

外国為替証拠金取引システムにおけるソフトウェア(ソフトウェア)であります。

リース資産の減価償却の方法

連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項「3. 会計処理基準に関する事項(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。

なお、リース取引開始日が平成20年3月31日以前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっており、その内容は次のとおりであります。

(1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額及び期末残高相当額

(単位:百万円)

	前連結会計年度(平成23年3月31日)			
	取得価額相当額	減価償却累計額相当額	減損損失累計額相当額	期末残高相当額
器具備品	595	448	-	146
ソフトウェア	148	133	-	14
合計	743	582	-	161

(単位:百万円)

	当連結会計年度(平成24年3月31日)			
	取得価額相当額	減価償却累計額相当額	減損損失累計額相当額	期末残高相当額
器具備品	266	228	-	38
ソフトウェア	18	17	-	0
合計	284	246	-	38

(2) 未経過リース料期末残高相当額等

(単位:百万円)

	前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当連結会計年度 (平成24年3月31日)
未経過リース料期末残高相当額		
1年内	129	39
1年超	39	-
合計	169	39
リース資産減損勘定の残高	-	-

(3) 支払リース料、リース資産減損勘定の取崩額、減価償却費相当額、支払利息相当額及び減損損失

(単位:百万円)

	前連結会計年度 (自平成22年4月1日 至平成23年3月31日)	当連結会計年度 (自平成23年4月1日 至平成24年3月31日)
支払リース料	185	106
リース資産減損勘定の取崩額	-	-
減価償却費相当額	173	100
支払利息相当額	6	2
減損損失	-	-

(4) 減価償却費相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

(5) 利息相当額の算定方法

リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については利息法によっております。

2. オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当連結会計年度 (平成24年3月31日)
1年内	404	404
1年超	528	123
合計	933	528

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、デリバティブ取引である外国為替証拠金取引の取扱いを主たる事業としており、当社グループの金融商品に対する取組は主に外国為替証拠金取引を営む連結子会社である株式会社マネーパートナーズを通じて実施しております。

顧客等を相手方とする外国為替証拠金取引は、株式会社マネーパートナーズが顧客等に対して提示する為替レートに対して主にインターネットを通じて行われる注文を受け付け、受諾することにより成立します。同社は、これに伴う為替ポジションにより生じる為替変動リスクをヘッジするため、社内規程に基づき銀行、証券会社等のカウンターパーティに対してカバー取引を実施し、外国為替証拠金取引における為替ポジションの偏りを通貨ペア毎にゼロとするよう管理しております。

この事業を行うために必要な資金の調達は、主に銀行借入によっており、その他、カウンターパーティとの間のカバー取引に必要な差入保証金の一部を、金融機関との支払承諾契約に基づく保証状によって代用しております。

また、当社は、投資有価証券を保有しておりますが、持株会社として必要と考えられる手許流動性の水準を考慮しつつ、投資対象の信用や流動性等に関するリスクと投資によるメリットを慎重に検討することとし、投機的な投資は行わない方針であります。

なお、資金の運用は、原則として流動性預金をはじめとする短期の預金等に限定しております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

顧客等もしくはカウンターパーティとの外国為替証拠金取引の評価損益であるトレーディング商品(デリバティブ取引)は、先物取引の契約不履行に係る信用リスクに晒されております。また、カウンターパーティ等を相手方とする外国為替証拠金取引の未授受の決済差金である約定見返勘定は、決済の履行に係る信用リスクに晒されております。更に、現金・預金や主に顧客からの預り資産を区分管理するための金銭信託である預託金(顧客区分管理信託)及びカバー取引を行うためにカウンターパーティに差し入れている短期差入保証金(外国為替差入証拠金)は取引の相手方である金融機関の信用リスクに晒されております。

現金・預金、トレーディング商品(デリバティブ取引)、約定見返勘定、預託金(顧客区分管理信託)及び短期差入保証金(外国為替差入証拠金)に加え、外国為替証拠金取引に関する顧客等からの預り証拠金である受入保証金(外国為替受入証拠金)は、外貨建の資産・負債を含んでおり、為替の変動リスクに晒されております。

また、受入保証金(外国為替受入証拠金)、短期借入金及び負債に計上される約定見返勘定は、流動性リスクに晒されております。

投資有価証券は、投資事業有限責任組合出資金、満期保有目的の債券及び当社グループと業務上の関係を有する企業の株式であり、主に発行体の信用リスクに晒されております。

デリバティブ取引については、評価損益に係る信用リスクや為替変動リスクに加えて、取引自体が為替ポジションを構成しており、これらは為替変動リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

当社グループの金融商品に係るリスク管理は、主に株式会社マネーパートナーズにおける金融商品取引法第46条の6に定める自己資本規制比率の管理を基礎として実施しております。

このため、信用リスク(取引先リスク)及び市場リスクについては、金融商品取引業等に関する内閣府令第178条及び「金融商品取引業者の市場リスク相当額、取引先リスク相当額及び基礎的リスク相当額の算定の基準等を定める件」(平成19年金融庁告示第59号)に基づき、毎営業日これらのリスクをリスク相当額として定量的に算出した上で自己資本規制比率を算出しております。

リスク相当額については、社内規程においてこれらの限度枠を設定しており、財務担当部門は毎営業日リスク相当額を算出し、これらが限度枠内に収まっていることを経営企画部門担当取締役(兼)に報告するとともに、毎月末の自己資本規制比率の状況を取締役に報告することにより管理を行っております。

資金調達に係る流動性リスクについては、毎営業日のカウンターパーティとの差金決済を含めたカバー取引必要証拠金の状況及び顧客区分管理信託の元本追加/解約の状況を財務部門担当取締役に報告するとともに、これらの1ヶ月間の推移や資金借入等の状況をリスク管理会議や取締役会に報告することにより管理を行っております。

一方、投資有価証券に係るリスク管理は、当社において実施しており、定期的に投資事業有限責任組合の財産の状況並びに債券及び株式の発行体の財務状況を把握し、取締役会に報告することにより管理を行っております。

また、株式会社マネーパートナーズにおける個々のリスク管理の取組状況等の詳細は、以下のとおりであります。

信用リスクの管理

株式会社マネーパートナーズは、顧客を相手方とする外国為替証拠金取引に伴う信用リスクを管理するために、自動ロスカット制度を採用しております。これは、外国為替証拠金取引から生じる為替ポジションの評価損益であるトレーディング商品（デリバティブ取引）、未収もしくは未払のスワップである未収収益もしくは未払費用と預り証拠金である受入保証金（外国為替受入証拠金）を顧客毎に管理し、顧客の損失等により顧客が保有する為替ポジションに対してこれらの純額が一定の水準を下回ると自動的に為替ポジションを成り行き決済により清算するものであり、この制度により顧客に対する信用リスクが生じる可能性の低減を図っております。

カバー取引に伴うトレーディング商品（デリバティブ取引）、約定見返勘定、短期差入保証金（外国為替差入証拠金）及びデリバティブ取引に係るカウンターパーティの信用リスクに対しては、一定の格付けを有する等の基準によりカウンターパーティを慎重に選定するとともに、信用状況等の変化をモニタリングすることによって管理を行っております。また、カバー取引を行うにあたって、差入保証金の一部を金融機関からの保証状で代用することにより、現金による差入保証金の金額を抑制し、信用リスクの低減を図っております。更に、カウンターパーティの信用状況に起因する出来事によりカバー取引を実施できない事態が発生するリスクを回避するために、カウンターパーティを複数選定することにより、信用リスクの分散を図っております。

この他、預金取引をはじめとする金融機関の信用リスクに対しては、資金の運用を短期間のものに限定することや取引金融機関の分散によりリスクの低減を図っております。

市場リスク（為替変動リスク）の管理

株式会社マネーパートナーズの主たる業務である外国為替証拠金取引においては、顧客等との間の取引により生じる為替ポジションを、カウンターパーティとの間で行うカバー取引によってヘッジすることにより、為替変動リスクの管理を行っております。カバー取引によるヘッジは、社内規程に基づき実施され、毎営業日の最終時点での会社全体の為替ポジションの偏りをゼロとすることを義務付け、会社全体及びカバー取引実施担当者毎に一時的に保有できる為替ポジションの数量等に制限をかけることにより為替変動リスクの低減を図っております。また、これらの制限について、上記のリスク相当額の算出を通じての管理のほか、取引システムを通じてリアルタイムのモニタリングを実施しており、取引結果についても、カウンターパーティとの決済差金や残高の確認等を通じて二重のチェックを行っております。

デリバティブ取引以外の、外貨建資産・負債の為替変動リスクについては、財務担当部門が日次で会社全体の為替ポジションをモニタリングした上で、両替等の取引を通じてポジションの偏りを一定の範囲に収めるよう管理しております。

なお、為替変動リスクに係るリスク相当額は、為替変動リスクに晒されている全ての資産、負債、デリバティブ取引について通貨ごとのネット・ポジションを算出し、その他のすべてのリスク変数を一定と仮定し、外国為替相場が対円で8%当社グループに対して不利に変動した場合の損失額として算出してあり、当連結会計年度末における額は3百万円であります。

資金調達に係る流動性リスクの管理

株式会社マネーパートナーズは、外国為替証拠金取引を行うにあたっての流動性リスクに対応するため、金融機関から借入の限度枠の設定を受けることにより一時的な資金需要への余力を確保するほか、カウンターパーティとの間でカバー取引を行うにあたって必要となる差入保証金の一部を金融機関との支払承諾契約に基づく保証状により代用することによって、手許流動性の維持を図り、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。また、「2. 金融商品の時価等に関する事項」におけるデリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

2. 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません。（（注）2.参照）

前連結会計年度（平成23年3月31日）

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
(1) 現金・預金	7,555	7,555	-
(2) 預託金 (顧客区分管理信託)	22,310	22,310	-
(3) 約定見返勘定	634	634	-
(4) 短期差入保証金 (外国為替差入証拠金)	3,675	3,675	-
資産計	34,175	34,175	-
(1) 約定見返勘定	289	289	-
(2) 受入保証金 (外国為替受入証拠金)	32,152	32,152	-
負債計	32,441	32,441	-
デリバティブ取引(*1) ヘッジ会計が適用されていないもの	6,264	6,264	-

(*1)デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しております。なお、連結貸借対照表へは、トレーディング商品（デリバティブ取引）（資産勘定）に正味の債権6,954百万円を、トレーディング商品（デリバティブ取引）（負債勘定）に正味の債務689百万円を計上しております。

当連結会計年度（平成24年3月31日）

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
(1) 現金・預金	8,633	8,633	-
(2) 預託金 (顧客区分管理信託)	28,114	28,114	-
(3) 約定見返勘定	565	565	-
(4) 短期差入保証金 (外国為替差入証拠金)	3,434	3,434	-
(5) 投資有価証券 満期保有目的の債券	50	50	0
資産計	40,798	40,799	0
(1) 約定見返勘定	-	-	-
(2) 受入保証金 (外国為替受入証拠金)	39,034	39,034	-
負債計	39,034	39,034	-
デリバティブ取引(*1) ヘッジ会計が適用されていないもの	6,169	6,169	-

(*1)デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しております。なお、連結貸借対照表へは、トレーディング商品（デリバティブ取引）（資産勘定）に正味の債権7,435百万円を、トレーディング商品（デリバティブ取引）（負債勘定）に正味の債務1,266百万円を計上しております。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資 産

(1)現金・預金、(2)預託金（顧客区分管理信託）、(3)約定見返勘定、(4)短期差入保証金（外国為替差入証拠金）

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(5)投資有価証券

市場価格のない満期保有目的の債券のため、時価は将来キャッシュ・フローを満期までの期間及び信用リスクを加味した利率により割り引いた現在価値によっております。また、保有目的ごとの有価証券に関する事項については、注記事項「有価証券関係」をご参照ください。

負 債

(1)約定見返勘定、(2)受入保証金（外国為替受入証拠金）

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

デリバティブ取引

注記事項「デリバティブ取引関係」をご参照ください。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：百万円)

区分	前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当連結会計年度 (平成24年3月31日)
非上場株式	-	55
投資事業有限責任組合出資金	175	166

これらについては、時価を把握することが極めて困難と認められるもの、もしくは時価を把握することが極めて困難と認められるもので構成されているものであることから、「(5) 投資有価証券」には含めておりません。

3. 金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額

前連結会計年度（平成23年3月31日）

	1年以内 (百万円)
現金・預金	7,555
預託金 (顧客区分管理信託)	22,310
約定見返勘定	634
短期差入保証金 (外国為替差入証拠金)	3,675
合計	34,175

当連結会計年度（平成24年3月31日）

	1年以内 (百万円)	1年超 5年以内 (百万円)	5年超 10年以内 (百万円)
現金・預金	8,633	-	-
預託金 (顧客区分管理信託)	28,114	-	-
約定見返勘定	565	-	-
短期差入保証金 (外国為替差入証拠金)	3,434	-	-
投資有価証券 満期保有目的の債券	-	35	15
合計	40,748	35	15

(有価証券関係)

1. 満期保有目的の債券

前連結会計年度（平成23年3月31日）
該当事項はありません。

当連結会計年度（平成24年3月31日）

	種類	連結貸借対照表計上額（百万円）	時価（百万円）	差額（百万円）
時価が連結貸借対照表計上額を超えるもの	(1) 国債・地方債等	-	-	-
	(2) 社債	50	50	0
	(3) その他	-	-	-
	小計	50	50	0
時価が連結貸借対照表計上額を超えないもの	(1) 国債・地方債等	-	-	-
	(2) 社債	-	-	-
	(3) その他	-	-	-
	小計	-	-	-
合計		50	50	0

2. その他有価証券

前連結会計年度（平成23年3月31日）

時価を把握することが極めて困難な有価証券のみを保有しているため、該当事項はありません。

当連結会計年度（平成24年3月31日）

時価を把握することが極めて困難な有価証券のみを保有しているため、該当事項はありません。

(デリバティブ取引関係)

1. ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引について、取引の対象物の種類毎の連結決算日における契約額又は契約において定められた元本相当額、時価及び評価損益並びに当該時価の算定方法は、次のとおりであります。

通貨関連

前連結会計年度(平成23年3月31日)

取引の種類	契約額等		時価等		評価損益 (百万円)
		1年超 (百万円)	時価ベースの想定 元本(百万円) (注2)	評価額 (百万円)	
外国為替証拠金取引					
売建	141,233	-	135,889	5,344	5,344
買建	134,968	-	135,889	920	920
合計	-	-	-	6,264	6,264

(注) 1. 時価の算定方法 連結会計年度末の直物為替相場により算定しております。

2. 外貨建の契約額に連結会計年度末の直物為替相場を乗じた金額であります。

当連結会計年度(平成24年3月31日)

取引の種類	契約額等		時価等		評価損益 (百万円)
		1年超 (百万円)	時価ベースの想定 元本(百万円) (注2)	評価額 (百万円)	
外国為替証拠金取引					
売建	190,870	-	186,018	4,852	4,852
買建	184,704	-	186,018	1,313	1,313
合計	-	-	-	6,165	6,165

(注) 1. 時価の算定方法 連結会計年度末の直物為替相場により算定しております。

2. 外貨建の契約額に連結会計年度末の直物為替相場を乗じた金額であります。

2. ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

該当事項はありません。

(退職給付関係)

当社グループは退職給付制度を採用しておりませんので、該当事項はありません。

(ストック・オプション等関係)

1. スtock・オプションに係る費用計上額及び科目名

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月31日)	当連結会計年度 (自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月31日)
販売費・一般管理費の人件費 の株式報酬費用	15	2

2. 権利不行使による失効に係る利益計上額

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月31日)	当連結会計年度 (自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月31日)
特別利益の新株予約権戻入益	0	67

3. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

	平成17年 7月 1日 ストック・オプション	平成17年10月 3日 ストック・オプション	平成18年 2月13日 ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数	当社の従業員34名	当社の従業員 3名	当社の監査役 1名 当社の従業員 1名
ストック・オプションの付与数(注1、3、4)	普通株式 5,910株	普通株式 1,500株	普通株式 1,500株
付与日	平成17年 7月 1日	平成17年10月 3日	平成18年 2月13日
権利確定条件(注2)	付与日(平成17年 7月 1日)以降、権利確定日(平成19年 6月28日)まで継続して勤務していること。ただし、任期満了による退任、定年退職その他これに準ずる正当な理由のある場合はこの限りではありません。	付与日(平成17年10月 3日)以降、権利確定日(平成19年10月 3日)まで継続して勤務していること。ただし、任期満了による退任、定年退職その他これに準ずる正当な理由のある場合はこの限りではありません。	付与日(平成18年 2月13日)以降、権利確定日(平成20年 2月13日)まで継続して勤務していること。ただし、任期満了による退任、定年退職その他これに準ずる正当な理由のある場合はこの限りではありません。
対象勤務期間(注2)	自平成17年 7月 1日 至平成19年 6月28日	自平成17年10月 3日 至平成19年10月 3日	自平成18年 2月13日 至平成20年 2月13日
権利行使期間	自平成19年 6月29日 至平成27年 6月28日	自平成19年10月 4日 至平成27年10月 3日	自平成20年 2月14日 至平成27年10月 3日

	平成18年4月28日 ストック・オプション	平成18年9月15日 ストック・オプション	平成18年10月13日 ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数	当社の従業員45名	当社の取締役2名 当社の従業員2名	当社の取締役5名 当社の従業員18名
ストック・オプションの付与数(注1、3、4)	普通株式 4,770株	普通株式10,800株	普通株式 3,600株
付与日	平成18年4月28日	平成18年9月15日	平成18年10月13日
権利確定条件(注2)	付与日(平成18年4月28日)以降、権利確定日(平成20年4月28日)まで継続して勤務していること。ただし、任期満了による退任、定年退職その他これに準ずる正当な理由のある場合はこの限りではありません。	付与日(平成18年9月15日)以降、権利確定日(平成20年9月15日)まで継続して勤務していること。ただし、任期満了による退任、定年退職その他これに準ずる正当な理由のある場合はこの限りではありません。	付与日(平成18年10月13日)以降、権利確定日(平成20年10月13日)まで継続して勤務していること。ただし、任期満了による退任、定年退職その他これに準ずる正当な理由のある場合はこの限りではありません。
対象勤務期間(注2)	自平成18年4月28日 至平成20年4月28日	自平成18年9月15日 至平成20年9月15日	自平成18年10月13日 至平成20年10月13日
権利行使期間	自平成20年4月29日 至平成28年4月28日	自平成20年9月16日 至平成28年8月17日	自平成20年10月14日 至平成28年8月17日

	平成18年10月30日 ストック・オプション	平成20年9月29日 ストック・オプション	平成23年9月30日 ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数	当社の監査役3名	当社の従業員70名	当社の従業員23名 当社子会社の従業員84名
ストック・オプションの付与数(注1、3、4)	普通株式 600株	普通株式 2,991株	普通株式 4,555株
付与日	平成18年10月30日	平成20年9月29日	平成23年9月30日
権利確定条件(注2)	付与日(平成18年10月30日)以降、権利確定日(平成20年10月30日)まで継続して勤務していること。ただし、任期満了による退任、定年退職その他これに準ずる正当な理由のある場合はこの限りではありません。	付与日(平成20年9月29日)以降、権利確定日(平成22年9月29日)まで継続して勤務していること。ただし、任期満了による退任、定年退職その他これに準ずる正当な理由のある場合はこの限りではありません。	付与日(平成23年9月30日)以降、権利確定日(平成25年9月30日)まで継続して勤務していること。ただし、任期満了による退任、定年退職その他これに準ずる正当な理由のある場合はこの限りではありません。
対象勤務期間(注2)	自平成18年10月30日 至平成20年10月30日	自平成20年9月29日 至平成22年9月29日	自平成23年9月30日 至平成25年9月30日
権利行使期間	自平成20年10月31日 至平成28年8月17日	自平成22年9月30日 至平成26年9月29日	自平成25年10月1日 至平成33年9月29日

(注)1. 株式数に換算して記載しております。

2. 権利確定条件及び対象勤務期間は、当連結会計年度において存在したいずれのストック・オプションについても、新株予約権割当契約書に明記されておられません。会社法の施行日以後に付与されたストック・オプションについては、新株予約権割当契約書における新株予約権の行使期間及び行使の条件を基に、ストック・オプション等に関する会計基準に基づきストック・オプションの権利行使期間の開始日の前日を権利確定日とみなした上で権利確定条件及び対象勤務期間を記載しております。また、会社法の施行日より前に付与されたストック・オプションについても、会社法の施行日以後に付与されたものに準じて権利確定条件及び対象勤務期間を記載しております。
3. 平成18年12月12日開催の取締役会決議により、平成19年1月1日付で株式分割が行われ、分割前に付与されたストック・オプションについては株式数はそれぞれ1:10の割合で増加しております。
4. 平成19年12月3日開催の取締役会決議により、平成20年1月1日付で株式分割が行われ、分割前に付与されたストック・オプションについては株式数はそれぞれ1:3の割合で増加しております。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当連結会計年度において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

ストック・オプションの数

	平成17年7月1日 ストック・ オプション	平成17年10月3日 ストック・ オプション	平成18年2月13日 ストック・ オプション	平成18年4月28日 ストック・ オプション
権利確定前 (株)				
前連結会計年度末	-	-	-	-
付与	-	-	-	-
失効	-	-	-	-
権利確定	-	-	-	-
未確定残	-	-	-	-
権利確定後 (株)				
前連結会計年度末	810	450	1,110	2,850
権利確定	-	-	-	-
権利行使	-	-	-	-
失効	-	-	-	60
未行使残	810	450	1,110	2,790

	平成18年9月15日 ストック・ オプション	平成18年10月13日 ストック・ オプション	平成18年10月30日 ストック・ オプション	平成20年9月29日 ストック・ オプション
権利確定前 (株)				
前連結会計年度末	-	-	-	-
付与	-	-	-	-
失効	-	-	-	-
権利確定	-	-	-	-
未確定残	-	-	-	-
権利確定後 (株)				
前連結会計年度末	10,080	3,060	450	2,423
権利確定	-	-	-	-
権利行使	-	-	-	-
失効	-	90	-	2,423
未行使残	10,080	2,970	450	-

		平成23年9月30日 ストック・ オプション
権利確定前	(株)	
前連結会計年度末		-
付与		4,555
失効		200
権利確定		-
未確定残		4,355
権利確定後	(株)	
前連結会計年度末		-
権利確定		-
権利行使		-
失効		-
未行使残		-

単価情報

		平成17年7月1日 ストック・ オプション	平成17年10月3日 ストック・ オプション	平成18年2月13日 ストック・ オプション	平成18年4月28日 ストック・ オプション
権利行使価格	(円)	11,000	20,000	20,000	30,000
行使時平均株価	(円)	-	-	-	-
公正な評価単価 (付与日)	(円)	-	-	-	-

		平成18年9月15日 ストック・ オプション	平成18年10月13日 ストック・ オプション	平成18年10月30日 ストック・ オプション	平成20年9月29日 ストック・ オプション
権利行使価格	(円)	30,000	30,000	30,000	166,000
行使時平均株価	(円)	-	-	-	-
公正な評価単価 (付与日)	(円)	0	0	0	28,000

		平成23年9月30日 ストック・ オプション
権利行使価格	(円)	31,254
行使時平均株価	(円)	-
公正な評価単価 (付与日)	(円)	1,979

4. ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

当連結会計年度において付与された平成23年9月30日ストック・オプションについての公正な評価単価の見積方法は以下のとおりであります。

使用した評価技法 ブラック・ショールズ式

主な基礎数値及び見積方法

		平成23年9月30日ストック・オプション
株価変動性	(注1)	61.86%
予想残存期間	(注2)	6年
予想配当	(注3)	850円/株
無リスク利率	(注4)	0.485%

(注) 1. 平成19年6月21日から平成23年9月30日までの株価実績に基づき算定しております。

2. 十分なデータの蓄積が無く、合理的な見積りが困難であるため、権利行使期間の中間点において行使されるものと推定して見積もっております。

3. 平成22年3月期及び平成23年3月期の配当実績の平均値によっております。

4. 予想残存期間に対応する期間に対応する国債の利回りであります。

5. ストック・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用していません。

6. ストック・オプションの本源的価値の合計額

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当連結会計年度 (平成24年3月31日)
ストック・オプションの本源的価値の合計額	6	5

7. 権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自平成22年4月1日 至平成23年3月31日)	当連結会計年度 (自平成23年4月1日 至平成24年3月31日)
ストック・オプションの本源的価値の合計額	-	-

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当連結会計年度 (平成24年3月31日)
繰延税金資産		
未払事業税	14百万円	4百万円
賞与引当金	-	7
貸倒引当金	3	1
控除対象外消費税	3	1
投資有価証券	1	2
その他有価証券評価差額金	1	1
繰越欠損金	7	13
長期差入保証金	2	2
連結会社間内部利益消去	27	25
その他	14	5
繰延税金資産合計	75	65
繰延税金負債		
未収事業税	0	-
連結会社間内部損失消去	0	0
繰延税金負債合計	1	0
繰延税金資産の純額	74	64

(注) 前連結会計年度及び当連結会計年度における繰延税金資産の純額は、連結貸借対照表の以下の項目に含まれております。

	前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当連結会計年度 (平成24年3月31日)
流動資産 - 繰延税金資産	30百万円	17百万円
固定資産 - 繰延税金資産	43	46

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当連結会計年度 (平成24年3月31日)
法定実効税率	40.7%	40.7%
(調整)		
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.2	0.7
株式報酬費用	0.7	4.9
住民税均等割等	0.6	1.0
その他	0.3	0.5
税率変更による期末繰延税金資産の減額修正	-	0.6
税効果会計適用後の法人税等の負担率	41.9	37.6

3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律」(平成23年法律第114号)及び「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」(平成23年法律第117号)が平成23年12月2日に公布され、平成24年4月1日以後に開始する連結会計年度から法人税率の引下げ及び復興特別法人税の課税が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の40.7%から平成24年4月1日に開始する連結会計年度から平成26年4月1日に開始する連結会計年度に解消が見込まれる一時差異については38.0%に、平成27年4月1日に開始する連結会計年度以降に解消が見込まれる一時差異については、35.6%となります。

この税率変更により、繰延税金資産の金額(繰延税金負債の金額を控除した金額)は3百万円減少し、法人税等調整額は3百万円増加しております。

(資産除去債務関係)

金額的重要性が低いため、注記を省略しております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当社グループは、インターネットを介して個人顧客もしくは金融商品取引業者等に対して外国為替証拠金取引をはじめとする投資・金融サービスを提供する「投資・金融サービス業」の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

【関連情報】

前連結会計年度(自平成22年4月1日 至平成23年3月31日)

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への営業収益が連結損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

本邦以外の国又は地域に所在する連結子会社及び在外支店がないため、該当事項はありません。

(2) 有形固定資産

本邦以外の国又は地域に所在する連結子会社及び在外支店がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

連結損益計算書の営業収益の90%以上を占めるトレーディング損益(外国為替取引損益)は、顧客等との外国為替証拠金取引によって生じる損益とカバー取引によって生じる損益との差額であるため、特定の顧客に帰属する営業収益を算定することはできず、該当事項はありません。

当連結会計年度(自平成23年4月1日 至平成24年3月31日)

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への営業収益が連結損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

連結損益計算書の営業収益の90%以上を占めるトレーディング損益(外国為替取引損益)は、顧客等との外国為替証拠金取引によって生じる損益とカバー取引によって生じる損益との差額であるため、特定の顧客に帰属する営業収益を算定することはできず、該当事項はありません。

(2) 有形固定資産

本邦以外の国又は地域に所在する連結子会社及び在外支店がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

連結損益計算書の営業収益の90%以上を占めるトレーディング損益(外国為替取引損益)は、顧客等との外国為替証拠金取引によって生じる損益とカバー取引によって生じる損益との差額であるため、特定の顧客に帰属する営業収益を算定することはできず、該当事項はありません。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

関連当事者との取引

連結財務諸表提出会社の連結子会社と関連当事者との取引

連結財務諸表提出会社の親会社及び主要株主（会社等の場合に限る。）等

前連結会計年度（自平成22年4月1日 至平成23年3月31日）

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等の所有（被所有） 割合（％）	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
主要株主	楽天証券株式会社	東京都品川区	7,495	証券事業	（被所有） 直接 10.9	外国為替証拠金取引システムのホワイトラベル提供	トレーディング収益（注3）	11,666	約定見返勘定（負債）	289
									受入保証金	4,872
							支払手数料	3,050	未払金	294

当連結会計年度（自平成23年4月1日 至平成24年3月31日）

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等の所有（被所有） 割合（％）	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
主要株主	楽天証券株式会社	東京都品川区	7,495	証券事業	（被所有） 直接 10.9	外国為替証拠金取引システムのホワイトラベル提供	トレーディング収益（注3）	7,272	約定見返勘定（資産）	4
									受入保証金	5,605
							支払手数料	2,253	未払金	174

（注）1．上記には消費税等は含まれておりません。

2．取引条件及び取引条件の決定方針等

外国為替証拠金取引システムのホワイトラベル提供は、一般の取引条件と同様の外国為替証拠金取引サービスを提供することを通じて得られる利益を、双方の提供資源やリスク負担等を勘案した上で、これらに見合った割合で按分することとなるよう支払手数料の金額を決定しております。

3．楽天証券株式会社とのホワイトラベル提供に係る外国為替証拠金取引による収益であります。連結損益計算書の営業収益を構成するトレーディング損益は、楽天証券株式会社を含めた顧客等との外国為替証拠金取引によって生じる損益とカバー取引によって生じる損益との差額であるため、当該金額の大小と連結損益計算書の営業収益を構成するトレーディング損益の金額の大小に直接の因果関係はありません。

(1株当たり情報)

	前連結会計年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)
1株当たり純資産額	31,253.65円	32,173.72円
1株当たり当期純利益金額	1,676.56円	1,121.12円
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額	1,672.32円	1,120.36円

(注) 1株当たり当期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)
1株当たり当期純利益金額		
当期純利益金額(百万円)	515	337
普通株主に帰属しない金額(百万円)	-	-
普通株式に係る当期純利益金額(百万円)	515	337
普通株式の期中平均株式数(株)	307,432	301,457
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額		
当期純利益調整額(百万円)	-	-
普通株式増加数(株)	780	203
(うち新株予約権に係る増加数)	(780)	(203)
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式の概要	第4回新株予約権 2,850株 第5回新株予約権 10,080株 第6回新株予約権 3,060株 第7回新株予約権 450株 第8回新株予約権 2,423株 詳細は、(ストック・オプション等関係)に記載のとおりであります。	第2回新株予約権 450株 第3回新株予約権 1,110株 第4回新株予約権 2,790株 第5回新株予約権 10,080株 第6回新株予約権 2,970株 第7回新株予約権 450株 第9回新株予約権 4,355株 第8回新株予約権は平成23年9月30日までに全て失効しており、第9回新株予約権を平成23年9月30日付で新たに発行しております。 詳細は、(ストック・オプション等関係)に記載のとおりであります。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

【連結附属明細表】

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

該当事項はありません。

【資産除去債務明細表】

当連結会計年度期首及び当連結会計年度末における資産除去債務の金額が、当連結会計年度期首及び当連結会計年度末における負債及び純資産の合計額の100分の1以下であるため、連結財務諸表規則第92条の2の規定により記載を省略しております。

(2) 【その他】

当連結会計年度における四半期情報等

(累計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	当連結会計年度
営業収益(百万円)	2,027	3,949	5,871	7,671
税金等調整前四半期(当期)純利益金額(百万円)	94	187	424	542
四半期(当期)純利益金額(百万円)	56	136	271	337
1株当たり四半期(当期)純利益金額(円)	186.30	453.03	899.92	1,121.12

(会計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
1株当たり四半期純利益金額(円)	186.30	266.73	446.90	221.19

2【財務諸表等】
 (1)【財務諸表】
 【貸借対照表】

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成23年3月31日)	当事業年度 (平成24年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金・預金	687	596
短期貸付金	1 30	1 30
前払費用	1 10	1 9
未収入金	1 96	1 104
未収収益	1 46	1 47
繰延税金資産	0	3
その他	-	0
流動資産計	870	791
固定資産		
無形固定資産	4	3
商標権	4	3
投資その他の資産	3,315	3,420
投資有価証券	175	272
関係会社株式	3,130	3,130
繰延税金資産	10	16
その他	-	1
固定資産計	3,320	3,424
資産合計	4,191	4,215
負債の部		
流動負債		
未払金	1 10	1 8
未払費用	1 38	1 39
未払法人税等	27	97
未払消費税等	0	3
預り金	7	8
賞与引当金	-	5
流動負債計	83	163
負債合計	83	163
純資産の部		
株主資本		
資本金	1,786	1,786
資本剰余金		
資本準備金	1,862	1,862
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	1,253	1,264
自己株式	860	860
株主資本合計	4,042	4,052
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	2	2
評価・換算差額等合計	2	2
新株予約権	67	2
純資産合計	4,107	4,052
負債・純資産合計	4,191	4,215

【損益計算書】

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)	当事業年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)
営業収益		
関係会社受取配当金	254	43
経営指導料	¹ 514	¹ 485
その他の営業収益	0	0
営業収益計	769	528
営業費用		
販売費・一般管理費		
取引関係費	² 13	² 16
人件費	² 420	² 392
不動産関係費	² 38	² 37
事務費	² 69	² 69
減価償却費	0	0
租税公課	4	2
その他	² 27	² 26
販売費・一般管理費計	574	545
営業費用合計	574	545
営業利益又は営業損失()	194	16
営業外収益		
受取利息	0	1
未払配当金除斥益	2	0
その他	0	0
営業外収益計	3	2
営業外費用		
株式交付費	0	-
投資事業組合運用損	5	5
自己株式取得費用	0	-
その他	-	0
営業外費用計	6	5
経常利益又は経常損失()	191	19
特別利益		
賞与引当金戻入額	0	-
新株予約権戻入益	0	67
その他	-	0
特別利益計	1	68
税引前当期純利益	192	48
法人税、住民税及び事業税	16	14
法人税等調整額	2	8
法人税等合計	18	22
当期純利益	211	71

【株主資本等変動計算書】

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)	当事業年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)
株主資本		
資本金		
当期首残高	1,786	1,786
当期変動額		
当期変動額合計	-	-
当期末残高	1,786	1,786
資本剰余金		
資本準備金		
当期首残高	1,862	1,862
当期変動額		
当期変動額合計	-	-
当期末残高	1,862	1,862
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金		
当期首残高	1,321	1,253
当期変動額		
剰余金の配当	279	60
当期純利益	211	71
当期変動額合計	68	10
当期末残高	1,253	1,264
自己株式		
当期首残高	660	860
当期変動額		
自己株式の取得	199	-
当期変動額合計	199	-
当期末残高	860	860
株主資本合計		
当期首残高	4,310	4,042
当期変動額		
剰余金の配当	279	60
当期純利益	211	71
自己株式の取得	199	-
当期変動額合計	268	10
当期末残高	4,042	4,052

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)	当事業年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金		
当期首残高	1	2
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	1	0
当期変動額合計	1	0
当期末残高	2	2
新株予約権		
当期首残高	53	67
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	14	65
当期変動額合計	14	65
当期末残高	67	2
純資産合計		
当期首残高	4,362	4,107
当期変動額		
剰余金の配当	279	60
当期純利益	211	71
自己株式の取得	199	-
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	13	65
当期変動額合計	254	55
当期末残高	4,107	4,052

【重要な会計方針】

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 満期保有目的の債券

償却原価法を採用しております。

(2) 子会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

(3) その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

なお、投資事業有限責任組合及びこれに類する組合への出資（金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの）については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎にし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

2. 固定資産の減価償却の方法

無形固定資産

定額法を採用しております。

3. 引当金の計上基準

賞与引当金

従業員の賞与の支払に備えるため、支給見込額のうち、当事業年度負担額を計上しております。

4. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

(1) 消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

(2) 連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しております。

【追加情報】

（会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準等の適用）

当事業年度の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」（企業会計基準第24号 平成21年12月4日）及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第24号 平成21年12月4日）を適用しております。

【注記事項】

(貸借対照表関係)

1 関係会社項目

関係会社に対して次の資産、負債があります。

	前事業年度 (平成23年3月31日)	当事業年度 (平成24年3月31日)
未収入金	96百万円	104百万円
未収収益	44	45
上記以外の資産の合計	32	32
負債の合計	0	0

2 偶発債務

債務保証

連結子会社である株式会社マネーパートナーズの外国為替証拠金取引に関連して生じる債務に関し、金融機関が行っている支払承諾に対して、連帯保証を行っております。

	前事業年度 (平成23年3月31日)	当事業年度 (平成24年3月31日)
保証債務残高	- 百万円	- 百万円
債務保証の極度額	9,000	10,500

(損益計算書関係)

1 関係会社との取引に係るものが次のとおり含まれております。

	前事業年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)	当事業年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)
関係会社よりの経営指導料	514百万円	485百万円

2 販売費・一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)	当事業年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)
取引関係費		
支払手数料	2百万円	6百万円
取引所・協会費	1	1
通信・運送費	3	3
旅費・交通費	2	2
広告宣伝費	2	2
交際費	0	0
計	13	16
人件費		
役員報酬	249百万円	225百万円
従業員給料	107	115
その他の報酬給料	11	9
株式報酬費用	15	2
福利厚生費	35	34
賞与引当金繰入額	-	5
計	420	392
不動産関係費		
不動産費	28百万円	28百万円
器具・備品費	10	9
計	38	37
事務費		
事務委託費	69百万円	68百万円
事務用品費	0	0
計	69	69
その他		
人材採用費	3百万円	0百万円
水道光熱費	0	0
新聞図書費	0	0
研修教育費	0	0
諸会費	0	0
寄付金	0	3
会議費	16	15
保険料	5	5
雑費	0	0
計	27	26

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当事業年度期首 株式数(株)	当事業年度増加 株式数(株)	当事業年度減少 株式数(株)	当事業年度末株式数 (株)
普通株式(注)	10,623	9,400	-	20,023
合計	10,623	9,400	-	20,023

(注)普通株式の自己株式の株式数の増加9,400株は、取締役会決議による自己株式の取得によるものであります。

当事業年度(自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当事業年度期首 株式数(株)	当事業年度増加 株式数(株)	当事業年度減少 株式数(株)	当事業年度末株式数 (株)
普通株式	20,023	-	-	20,023
合計	20,023	-	-	20,023

(有価証券関係)

子会社株式(当事業年度並びに前事業年度の貸借対照表計上額は共に3,130百万円)は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (平成23年3月31日)	当事業年度 (平成24年3月31日)
繰延税金資産		
未払事業税	- 百万円	0百万円
賞与引当金	-	1
投資有価証券	1	2
その他有価証券評価差額金	1	1
繰越欠損金	7	13
その他	1	1
繰延税金資産合計	11	19
繰延税金負債		
未収事業税	0	-
繰延税金負債合計	0	-
繰延税金資産の純額	11	19

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前事業年度 (平成23年3月31日)	当事業年度 (平成24年3月31日)
法定実効税率	40.7%	40.7%
(調整)		
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.1	0.5
株式報酬費用	3.2	55.4
受取配当金益金不算入	53.7	36.8
住民税均等割等	0.6	2.5
その他	0.8	2.7
税率変更による期末繰延税金資産の減額修正	-	3.5
税効果会計適用後の法人税等の負担率	9.8	47.7

3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律」(平成23年法律第114号)及び「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」(平成23年法律第117号)が平成23年12月2日に公布され、平成24年4月1日以後に開始する事業年度から法人税率の引下げ及び復興特別法人税の課税が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の40.7%から平成24年4月1日に開始する事業年度から平成26年4月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については38.0%に、平成27年4月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異については、35.6%となります。

この税率変更により、繰延税金資産の金額(繰延税金負債の金額を控除した金額)は1百万円減少し、法人税等調整額は1百万円増加しております。

(1株当たり情報)

	前事業年度 (自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月31日)	当事業年度 (自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月31日)
1株当たり純資産額	13,400.87円	13,435.91円
1株当たり当期純利益金額	688.62円	236.09円
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益金額	686.88円	235.93円

(注) 1株当たり当期純利益金額及び潜在株式調整後 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月31日)	当事業年度 (自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月31日)
1株当たり当期純利益金額		
当期純利益金額 (百万円)	211	71
普通株主に帰属しない金額 (百万円)	-	-
普通株式に係る当期純利益金額 (百万円)	211	71
普通株式の期中平均株式数 (株)	307,432	301,457
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益金額		
当期純利益調整額 (百万円)	-	-
普通株式増加数 (株)	780	203
(うち新株予約権に係る増加数)	(780)	(203)
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後 1株当たり当期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式の概要	第4回新株予約権 2,850株 第5回新株予約権 10,080株 第6回新株予約権 3,060株 第7回新株予約権 450株 第8回新株予約権 2,423株 詳細は、(ストック・オプション等関係)に記載のとおりであります。	第2回新株予約権 450株 第3回新株予約権 1,110株 第4回新株予約権 2,790株 第5回新株予約権 10,080株 第6回新株予約権 2,970株 第7回新株予約権 450株 第9回新株予約権 4,355株 第8回新株予約権は平成23年9月30日までに全て失効しており、第9回新株予約権を平成23年9月30日付で新たに発行しております。 詳細は、(ストック・オプション等関係)に記載のとおりであります。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

【附属明細表】

【有価証券明細表】

【株式】

投資有価証券	その他 有価証券	銘柄	株式数(株)	貸借対照表計上額 (百万円)
		東短ホールディングス株式会社	24,000	55
		計	24,000	55

【債券】

投資有価証券	満期保有 目的の債券	銘柄	券面総額(百万円)	貸借対照表計上額 (百万円)
		合同会社 東北早期支援復興ファンド 1号第1回A号 社債	50	50
		計	50	50

【その他】

投資有価証券	その他 有価証券	種類及び銘柄	投資口数等(口)	貸借対照表計上額 (百万円)
		(投資事業有限責任組合への出資金) ジャフコ・スーパーV3-A号 投資事業有限責任組合	2	166
		計	2	166

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	当期首残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (百万円)	当期末残高 (百万円)	当期末減価 償却累計額 又は償却累 計額 (百万円)	当期償却額 (百万円)	差引当期末 残高 (百万円)
無形固定資産							
商標権	7	-	-	7	3	0	3
無形固定資産計	7	-	-	7	3	0	3

【引当金明細表】

区分	当期首残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (目的使用) (百万円)	当期減少額 (その他) (百万円)	当期末残高 (百万円)
賞与引当金	-	5	-	-	5

(2) 【主な資産及び負債の内容】

流動資産
現金・預金

区分	金額（百万円）
現金	-
預金	
普通預金	595
別段預金	0
小計	596
合計	596

固定資産
関係会社株式

区分	金額（百万円）
株式会社マネーパートナーズ	3,100
株式会社マネーパートナーズソリューションズ	30
合計	3,130

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第6【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	毎年4月1日から翌年3月31日まで
定時株主総会	毎年6月
基準日	3月31日
剰余金の配当の基準日	9月30日、3月31日
1単元の株式数	
単元未満株式の買取り 取扱場所 株主名簿管理人 取次所 買取手数料	
公告掲載方法	当会社の公告方法は、電子公告とします。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行います。 公告掲載URL http://www.moneypartners-group.co.jp/
株主に対する特典	該当事項はありません。

第7【提出会社の参考情報】

1【提出会社の親会社等の情報】

当社は、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

2【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

- (1) 有価証券報告書及びその添付書類並びに確認書
事業年度（第7期）（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）平成23年6月20日関東財務局長に提出。
- (2) 内部統制報告書及びその添付書類
平成23年6月20日関東財務局長に提出。
- (3) 四半期報告書及び確認書
（第8期第1四半期）（自 平成23年4月1日 至 平成23年6月30日）平成23年8月10日関東財務局長に提出。
（第8期第2四半期）（自 平成23年7月1日 至 平成23年9月30日）平成23年11月10日関東財務局長に提出。
（第8期第3四半期）（自 平成23年10月1日 至 平成23年12月31日）平成24年2月10日関東財務局長に提出。
- (4) 臨時報告書
平成23年9月27日関東財務局長に提出。
金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第2号の2（新株予約権の発行）の規定に基づく臨時報告書であります。
平成24年6月25日関東財務局長に提出。
金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2（株主総会の議決権行使の結果）の規定に基づく臨時報告書であります。
- (5) 臨時報告書の訂正報告書
平成23年9月30日関東財務局長に提出。
平成23年9月27日提出の臨時報告書（新株予約権の発行）に係る訂正報告書であります。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成24年 6月19日

株式会社マネーパートナーズグループ

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 吉田 波也人 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 野根 俊和 印

< 財務諸表監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社マネーパートナーズグループの平成23年4月1日から平成24年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社マネーパートナーズグループ及び連結子会社の平成24年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

< 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社マネーパートナーズグループの平成24年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

内部統制報告書に対する経営者の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した内部統制監査に基づいて、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき内部統制監査を実施することを求めている。

内部統制監査においては、内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための手続が実施される。内部統制監査の監査手続は、当監査法人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。また、内部統制監査には、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、株式会社マネーパートナーズグループが平成24年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- () 1 . 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。
- 2 . 連結財務諸表の範囲にはX B R Lデータ自体は含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成24年 6月19日

株式会社マネーパートナーズグループ

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 吉田 波也人 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 野根 俊和 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社マネーパートナーズグループの平成23年4月1日から平成24年3月31日までの第8期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社マネーパートナーズグループの平成24年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- () 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。
2. 財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれていません。